

令和元年 9 月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

令和元年 9 月 6 日 開会

令和元年 9 月 1 9 日 閉会

飯 島 町 議 会

令和元年9月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

令和元年9月6日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 飯島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例

日程第 5 第 2号議案 飯島町公告式条例の一部を改正する条例

日程第 6 第 3号議案 飯島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 第 4号議案 飯島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 第 5号議案 飯島町営水道条例の一部を改正する条例

日程第 9 第 6号議案 飯島町公共下水道条例及び飯島町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

日程第10 第 7号議案 平成30年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第11 第 8号議案 平成30年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 第 9号議案 平成30年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 第10号議案 平成30年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 第11号議案 平成30年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 第12号議案 平成30年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 第13号議案 平成30年度飯島町水道事業会計決算認定について

日程第17 第14号議案 令和元年度飯島町一般会計補正予算（第4号）

日程第18 第15号議案 令和元年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第19 第16号議案 令和元年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第20 第17号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第21 第18号議案 令和元年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第22 第19号議案 令和元年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第23 第20号議案 令和元年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）

○出席議員（１２名）

１番	滝本登喜子	２番	三浦寿美子
３番	久保島 巖	４番	中村 明美
５番	橋場みどり	６番	好村 拓洋
７番	折山 誠	８番	坂本 紀子
９番	浜田 稔	１０番	本多 昇
１１番	竹沢 秀幸	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 那須野一郎 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 下條 伸彦 会 計 管 理 者 大島 朋子 企画政策課財政係長 小林 正司
飯島町農業委員会 会 長 片桐 孝明	飯 島 町 農 業 委 員 会 事 務 局 長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 林 潤
飯島町代表監査委員 羽生 收一	飯 島 町 監 査 委 員 事 務 局 長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議開会

開 会	令和元年 9 月 6 日 午前 9 時 1 0 分
議 長	おはようございます。町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦勞さまです。これから令和元年 9 月飯島町議会定例会を開会いたします。 本定例会におきましては、羽生代表監査委員、片桐農業委員会長の御出席をいただいております。大変御多忙中のところ、よろしくお願いをいたします。 9 月定例会は、平成 30 年度各会計決算の認定など、重要な議案審議が行われます。各議員におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的に御審議をいただくとともに、円滑な議事運営に御協力いただきますようお願いをいたします。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。 開会に当たり町長からごあいさつをいただきます。
町 長	おはようございます。令和元年 9 月議会定例会の招集に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。令和元年 8 月 9 日付、飯島町告示第 67 号をもって令和元年 9 月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様の御出席を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。また、羽生代表監査委員さん、片桐農業委員会長さんにおかれましても、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、あわせて感謝を申し上げます。ありがとうございました。 8 月 30 日に公表されたことしの長野県内の水稻作柄状況は平年並みとのことであります。町の至るところで黄金色に染まった稲穂がこうべを垂れる、飯島らしい実りの秋の風景が見られる季節を迎えております。 去る 9 月 1 日には、町の地震総合防災訓練を実施いたしました。多くの町民の皆様に早朝から自主防災会単位での訓練に参加していただいたところでございます。当日、私は 4 区のそれぞれの訓練会場に足を運びまして訓練を拝見し、あいさつを申し上げたところでございます。地域の役員の皆様には、訓練の計画、準備から当日の実施まで大変な御苦勞をいただきましたことに、この場をお借りしまして御礼を申し上げさせていただきたいと思っております。常日ごろから町、地域、家庭がそれぞれの役割を確認し、連携しながら災害に備えることにより、安心して生活できる町にしていきたいと思います。 国際情勢に目を向けますと、アメリカと中国の貿易摩擦は、追加関税の報復合戦がますますエスカレートし、収束する気配は感じられない状況にあります。これを受けて世界の製造業が設備投資にブレーキをかけ始めており、さきに財務省が発表した法人企業統計では、製造業の設備投資が前年同期比マイナス 6.9%となるなど、この 9 日にも発表予定の実質国内総生産 GDP も下方修正される見込みとされています。また、日本と韓国の間でも、経済問題のみならず、我が国の安全保障を脅かすまでに深刻化しており

ます。短期間のうちにこのような混沌とした世界情勢、経済情勢となってしまったことに、歴史的激動のときに直面していることを感じざるを得ません。

国内では、来年度の国の予算編成に向けた各省庁からの概算要求が出そろい、要求総額では過去最高額の 105 兆円前後となり、最終的な当初予算は本年度に続いて 2 年連続で 100 兆円を超えることが確実視されています。予算編成の動向を注視しつつ、地域経済や町民の皆様の暮らしへの影響に絶えず気を配ってまいりたいと思っておるところでございます。

さて、今年度に入りまして約半年が過ぎようとしております。7 月には、町民の皆さんの日常生活での健康づくりを動機づけ、健康づくりを支援するためのいいちゃん健康ポイント制度を開始いたしました。既に多くの町民の皆様が規定ポイントをためられ、大抽選会への御応募をいただいているところでございます。同じく 7 月には、リニア中央新幹線の長野県駅開業と三遠南信自動車道開通時には国道 153 号が伊那谷の観光と物流の大動脈となることを見据えまして、中川村、松川町、高森町、そして飯島町が手を携えての国道 153 号伊那バレー・リニア北バイパス改良促進期成同盟会の設立を行ったところでございます。また、8 月 1 日からは、飯島町のすばらしい景観を保全し、次世代に誇れる景観づくりを推進するための飯島町屋外広告物条例を施行いたしました。さらに、4 月 1 以降、町民の団体、グループの皆さんによる地域の自然環境や地域資源を生かした各種イベントが開催されてきております。アグリノの丘のポピー祭り、与田切公園での遊広場 i n 与田切、千人塚公園での南信州アクティビティパークの開催など、徐々にではありますが町民主体の観光地域づくりを担う核となる組織や人材ができ、また集まってきていると感じているところでございます。

さて、私ごとではございますが、11 月 29 日に任期満了となる飯島町長選挙への出馬を決意いたしましたので、この場をお借りいたしまして決意の一端を述べさせていただきます。町に新しい風を吹き込んでほしいという多くの町民の皆様の熱い思いを受けまして、4 年前の 11 月の町長選挙で初当選させていただきました。早いもので、間もなく 4 年の任期が終わろうとしております。この間、私が公約として掲げました 3 本柱のチャレンジである風通しのいい行政へのチャレンジ、儲かる飯島町へのチャレンジ、そして田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジの具体化、実現のためにさまざまな取り組みをしてまいりました。種をまいてまいりました。中には早い段階で実現できたものもございますが、私の頭の中に思い描いているものもまだあります。このようなことから、7 月に開催いたしました後援会役員総会におきまして 2 期目を目指すという決意表明をさせていただいた次第でございます。既に報道されていますので周知のこととは存じますが、本日、議会という公式の場をお借りしまして、改めてお伝え申し上げたいと思います。2 期目は、まいた種が芽を出し花が咲きますよう、精いっぱい努力する覚悟でございます。議会、町民の皆様の力強い御支援をよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会に御提案申し上げます案件につきましては、条例案件 6 件、決算案件 7 件、予算案件 7 件の計 20 案件でございます。特に、9 月議会は決算議会とも言われま

	すように、平成 30 年度の町の各会計の決算が確定し、認定のための審議をいただくわけ でございます。このほかの条例案件、補正予算案件につきましても、いずれも重要な案 件でございますので、何とぞ慎重な御審議をいただきまして適切なる御決定を賜ります ようお願い申し上げまして、議会招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます ございました。
議 長	日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により 5 番 橋場みどり議員、 6 番 好村拓洋議員を指名します。
議 長	日程第 2 会期の決定を議題とします。 本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議を いただいております、議会運営委員長より会期は本日から 9 月 19 日までの 14 日間とするこ とが適当との協議結果の報告がありました。 お諮りします。 本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりといたしたいと思いますが、こ れに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 9 月 19 日までの 14 日間とするこ とに決定しました。 会期の日程は事務局長から申し上げます。
事務局長	(会期説明)
議 長	日程第 3 諸般の報告を行います。 議長から申し上げます。初めに、令和元年 6 月定例会において議決された意見書 3 件 の処理について報告します。新たな過疎対策法の制定に関する意見書、国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書、義務教育費国庫負担制度の堅持・ 拡充を求める意見書、以上 3 件の意見書につきましては、6 月 21 日に衆議院議長初め関 係機関へ送付いたしましたので、報告します。 次に、請願、陳情等の受理について申し上げます。受理した請願、陳情等は、お手元 の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第 89 条及び第 92 条の規定により所管 の常任委員会に審査を付託します。 次に、例月出納検査の結果について報告します。6 月～8 月における例月出納検査の 結果、特に指摘事項はありません。 次に、議会閉会中に実施されました議員研修等については、お手元に配付のとおり報 告がありました。研修、大変御苦労さまでした。 次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。本定例会は 決算議会でありますので、企画政策課財政係長に出席を願うこととしました。

		次に、上伊那広域連合並びに伊南行政組合関係の平成 30 年度決算につきましては、最終日の議会全員協議会の中で報告、質疑を受けることといたします。
		次に、町当局からの報告を求めます。
町	長	千人塚公園内での車両破損事故の損害賠償にかかわる専決処分を行いましたので、地方自治法 180 条第 2 項の規定により報告いたします。この事故は、ことし 5 月 15 日の午後 3 時ごろ、千人塚公園の舗装がされていない駐車場において発生したものでございます。駐車場整備の際、障害となった立ち木を伐採し、その場に残りました切り株に乗用車が乗り上げ、車の底面を破損させてしまったものでございます。切り株に車が乗り上げるなどの事故の発生の可能性を予見できず、切り株の除去や注意喚起の看板等の設置の対応をとらなかったために発生した事故と認められましたことから、車の移動及び修理に要した費用の全額に当たる 5 万 2,153 円を相手方に支払う損害賠償の額として 6 月 27 日に示談書を取り交わしたものでございます。事故後の対策でございますが、直ちに事故の原因となった切り株を含む駐車場内に残っている切り株を確認し、支障となる部分の除去や注意喚起表示を行うなどの必要な対策を実施したところでございます。なお、損害賠償額の全額につきまして、町が加入しております総合賠償保障保険から相手方に支払われております。以上で損害賠償の専決処分の報告といたします。
議	長	以上で諸般の報告を終わります。
議	長	日程第 4 第 1 号議案 飯島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例
		を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町	長	第 1 号議案 飯島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例は、10 月 1 日より施行される子ども・子育て支援法に伴う所要の例規整備であり、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。細部につきましては教育次長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。
教育次長		(補足説明)
議	長	提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。質疑はありますか。――ありませんか。
		(なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
		ここでお諮らいします。ただいま議題となっております第 1 号議案は社会文教委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。第 1 号議案は社会文教委員会に付託することに決定いたしました。

議 長	日程第5 第2号議案 飯島町公告式条例の一部を改正する条例 を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第2号議案 飯島町公告式条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。議会で御議決いただきました条例等の公布を行う場所の表示について、番地での表記を改め、掲示板を設置する施設の名称としたいため条例の一部改正を提案するものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
総務課長	(細部説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありますか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありますか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第2号議案 飯島町公告式条例の一部を改正する条例を採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第2号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第6 第3号議案 飯島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第3号議案 飯島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。成年後見制度の利用促進のため、成年被後見人等の権利の制限にかかわる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が6月に公布、施行されましたことから、当町の消防団員の任用に係る規定について所要の改正を行いたいため条例の一部改正を提案するものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
総務課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑ありますか。
4 番	
中村議員	単純な質問なんですけれども、今回(2)のところで「禁固」を「禁錮」というふう に文字を変えたんですけれども、意味は同じだと思います。この文字の使い方なんですけれども、改正前、現行の「禁固」は常用漢字で用いられている漢字で、そして、今回改める難しいほうの漢字は多く法律で用いられている漢字と私は認識しているんです。町が改めてここで文字を変えるということは、法律に使われている文字に改めたほうがいいという判断で今回文字を変えるという理解でよろしいでしょうか。

総務課長	これにつきましては、標準的な条例の考え方が国のほうからも示されております。その中で、やはり字を改めるという形で、私も内容のほうを確認いたしまして、法律に基づきまして刑務所等に入るという意味での法律の用語を引用しておるという形でございまして、今回、改正を合わせて行う対応でございます。
議 長	ほかに質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第3号議案 飯島町消防団員の定員、任免、給料、服務等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第3号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第7 第4号議案 飯島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第4号議案 飯島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。社会において旧姓を使いながら活躍する女性が増加する中で、さまざまな場面で旧姓を使用しやすくするという観点から住民票、個人番号カード等への旧氏の記載を可能とすることを目的として本年 11 月 5 日から住民基本台帳施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。今回の改正により、当町におきまして旧氏による印鑑登録証への記載及び印鑑登録証明書の発行を可能とするものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
住民税務課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
9 番 浜田議員	この条例によって旧氏への印鑑登録への記載が可能になるという、できる規定だという説明ではありましたが、条文の中からそれを読み取るのが非常に難しいというふうに感じました。ですので、まずできる規定がどこにあるのかということが1点、これは住民基本台帳と連動するものかどうかということが1点、この2点について伺います。なお、町長の提案説明の中で女性の旧氏という説明は、甚だ穏当ではないというふうに思います。御注意をいただきたいと思います。
住民税務課長	本条例につきましては、印鑑の登録に関するものでございまして、申請に基づくもの

議長

4 番

中村議員

につきましては住民台帳法施行令、そちらのほうに定めがございますので、それと連動しておりますので、本条例には記載がございません。以上でございます。

そのほかいかがですか。

また単純な質問なんですけれども、1 ページの改正案のところの、最初のところもそうなんですけれども、私は、この括弧の使い方が、これが正しいのかどうかということ伺いたいただけなんですけれども、例えば改正案の（1）のところの2 行目「7 条の規定により記載される氏名（氏）」の手前に括弧がありますよね。大体括弧が最初にあると次に括弧閉じというのがあるのが通常かなと思うんですが、これがずっとまた途中の、次3 行目の「法第6 条」に括弧がある、また「磁気ディスク」のところにも左括弧というのか、閉じる括弧じゃなくて始まる括弧があって、そして次の「含む。以下同じ」に括弧をもってきているんですけれども、こういう使い方は、私、ちょっとどういうときに使うのかわからないんですけれども、これは正しい使い方と理解してよろしいんでしょうか。

住民税務課長

ただいまの御質問ですけれども、ちょっと今の条文を見落としてしまいましたけれども、通常、括弧同士がつながりますので、中括弧、外括弧ということでありますので、通常は括弧内のものが生かされて、さらにその外のものが生かされて、さらには外も生かされてまいりますので、その括弧のものが通常その用語の定めであるということでございます。

総務課長

これにつきましては、国等の法律も含めまして、こういった括弧の使い方をいたしております。使い方といたしましては、やっぱり通常の記事とはやっぱりちょっと違った使い方というのか、気になりまして、私ども、本当にこういった法律、また規則等を読み解くのに本当に苦心しておりますけれども、国のほうで示されております書き方や表記の方法に基づいて整備をさせていただいておりますのでございます。

議長

4 番

中村議員

議長

いいですか、4 番。

はい。

ここで暫時休憩とします。

休憩

再開

午前9 時5 2 分

午前9 時5 3 分

議長

会議を再開します。

先ほどの浜田議員の発言の中の女性の云々の部分について那須野住民税務課長から答弁をいたします。

住民税務課長

先ほどの浜田議員からの御指摘でございますけれども、町長の提案理由にございます活躍する女性が増加する中の旧氏の話ですけれども、旧姓の話ですけれども、96%の女性の方は姓が変わられるということでありまして、一般的な形のものでこちらのほうの

		説明を提案理由としたものでございます。
議	長	ほかに質疑ありませんか。
		(なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
		これから討論を行います。討論はありませんか。
		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから第４号議案 飯島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
		お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第４号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第８ 第５号議案 飯島町営水道条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町	長	第５号議案 飯島町営水道条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。このたびの改正は、消費税法の定める税率の改正と水道法施行令の条文新設に対応するため、本条例の一部改正を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
建設水道課長		(補足説明)
議	長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
		(なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
		これから討論を行います。討論はありませんか。
		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから第５号議案 飯島町営水道条例の一部を改正する条例を採決します。
		お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第５号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第９ 第６号議案 飯島町公共下水道条例及び飯島町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町	長	第６号議案 飯島町公共下水道条例及び飯島町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。このたびの改正は、消費税法の定める税率の改正に伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。細部につきましては担

		当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
建設水道課長		(補足説明)
議 長		これから質疑を行います。質疑はありませんか。
		(なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
		これから討論を行います。討論はありませんか。
		(なしの声)
議 長		討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから第 6 号議案 飯島町公共下水道条例及び飯島町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例を採決します。
		お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。したがって、第 6 号議案は原案のとおり可決されました。
		ここで休憩いたします。再開時刻を 10 時 15 分いたします。休憩。
休 憩		午前 10 時 02 分
再 開		午前 10 時 15 分
議 長		会議を再開します。
	日程第 10 第 7 号議案	平成 30 年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について
	日程第 11 第 8 号議案	平成 30 年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	日程第 12 第 9 号議案	平成 30 年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	日程第 13 第 10 号議案	平成 30 年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	日程第 14 第 11 号議案	平成 30 年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	日程第 15 第 12 号議案	平成 30 年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	日程第 16 第 13 号議案	平成 30 年度飯島町水道事業会計決算認定について
		以上 7 議案を一括議題とします。それでは、本 7 議案について提案理由の説明を求めます。
町 長		それでは、第 7 号議案から第 13 号議案までの平成 30 年度各会計決算認定議案 7 議案につきまして一括して提案説明を申し上げます。
		平成 30 年度一般会計を初め 7 会計の決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の定めるところに従い、過日、監査委員の審査を経ましたので、ここに監査委員の

意見書を付して議会の認定をお願いするものであります。また、会計年度における主要な施策の成果を説明する書類等といたしまして行政報告書及び行政評価書を提出いたしますので、あわせてごらんいただきたいと思います。なお、私からは決算のごく大綱を申し上げ、後ほど会計管理者及び水道事業会計につきましては所管課長から細部の説明をいたしますので、十分なる御審議をいただき認定をいただきますようお願い申し上げます。

初めに、平成 30 年度の安倍内閣は、第 4 次改造内閣に移行し、まち・ひと・しごと創生や一億総活躍社会、働き方改革の実現を目指した国政運営がなされておりますが、国家安全保障問題や少子高齢化問題などの国内に山積する諸課題はもとより、近隣諸国との外交問題など、多くの課題が山積しているところであります。経済では、アベノミクス成長戦略を掲げる中にあって、内閣府の直近の月例経済報告によれば、景気は緩やかな回復基調が続いているとされておりますが、地方においては依然として景気回復を実感するまでに至っていないのが実態であります。国や地方を取り巻く状況は常に目まぐるしく変化しているところであり、今後も今まで以上に政治や経済の動向に注視する必要があると考えます。

このように社会情勢の変化が大きな一年ではありましたが、当町におきましては、町の第 5 次総合計画後期基本計画の 3 年目として、風通しのいい行政へチャレンジする予算、儲かる飯島町へチャレンジする予算、田舎暮らしランキング日本一へチャレンジする予算の 3 つの重点目標をさらに進めるため、新たに地域創造課に創設し、積極的な行財政運営に取り組んでまいりました。全体的には厳しい財政状況のもとでありましたが、一般会計を初め、特別会計を含めた町全体の会計は、予算執行方針に基づき、おおむね計画どおりの行財政運営を行うことができました。これもひとえに町議会を初め町民の皆様様の御理解と御協力のたまものであり、深く感謝申し上げます次第であります。

さて、当町の全ての会計を合わせました歳出決算規模は総額でおよそ 80 億 4,700 万円となり、平成 29 年度と比べましておよそ 1 億 4,100 万円減少いたしました。これは、公共下水道事業特別会計がおよそ 4,600 万円、水道事業会計がおよそ 8,200 万円増加したものの、一般会計がおよそ 7,600 万円、国民健康保険特別会計がおよそ 1 億 7,200 万円、農業集落排水事業特別会計がおよそ 3,800 万円減少したことが主な要因であります。

それでは、まず第 7 号議案の一般会計決算概要について申し上げます。歳入総額はおよそ 50 億 5,600 万円、歳出総額はおよそ 48 億 1,500 万円となり、前年度に比べまして歳入で 3.5%、歳出で 1.5%、それぞれ減額となりました。歳入歳出の差し引きから翌年度への繰り越しを除いた実質収支はおよそ 1 億 7,000 万円の黒字決算となりましたが、単年度収支は前年度実質収支を差し引くためおよそ 1 億 400 万円の赤字決算となり、積立金や基金の取り崩し、起債の繰上償還などを勘案した実質単年度収支におきましてもおよそ 4,900 万円の赤字決算となりました。平成 30 年度は、地方交付税、繰入金、諸収入等が増加したものの、町税、国庫支出金、寄附金、町債等の減により収入が減となり、一方、歳出につきましても、地域福祉センター石楠花苑駐車場造成工事や県営農道整備事業、道路補修工事などを実施するものの、前年度までに実施した大型事業の完了等に

より前年度を下回る決算規模となりました。

それでは、歳入の主な内容であります。町税につきましては前年度比 1.2%の減額となりました。法人町民税や軽自動車税がそれぞれ増収となりましたが、評価がえによる固定資産税の減収が主な要因となっています。収納率につきましては、例年同様、積極的な滞納整理に取り組んで、町税全体で 0.3 ポイント減少いたしました。今後も納税意識の高揚を図りながら、より効果的な収納対策に努めてまいります。地方交付税にあっては、前年度に比べおよそ 1,700 万円、0.9%の増額となりました。町債につきましては、学校教育施設等整備事業債を活用し前々年度までに実施した小中学校体育館・社会体育施設体育館天井等耐震補強工事など大型事業の完了や小中学校冷房設備設置工事の翌年度への繰り越しに伴い、前年度に比べおよそ 1 億 800 万円、31.1%と大幅に減となりました。

当町の重要な財源であり依存度の高い地方交付税、臨時財政対策債は、全体的に減額となることが予想されます。今後の動向に注意しなければならない重要な課題であることは変わりありません。

次に歳出ですが、行政の効率化を図り、経常経費の削減に努めている中で、住民の皆様にも一部御負担をいただきながら予算の執行を行ってまいりました。各重点目標における主な取り組みについてでございますが、まず風通しのいい行政へのチャレンジとしまして、子育て支援関係では平成 30 年 8 月から実施しました 18 歳までの子どもの医療費完全無料化や、子育て支援センターを第 2 第 4 土曜日にも開所し、あわせてゼロ歳児向け講座の充実など、利用者の利便性を向上する取り組みを展開してまいりました。一方、インフラ整備関係では、町道広域 1 号線を初めとする町内の舗装補修や老朽化による文化館大ホールの舞台設備改修工事、3 園の保育園年少室へのエアコン設置など、施設の長寿命化や機能性向上のための整備を行ってまいりました。また、平成 29 年度から繰り越し事業として地域福祉センター石楠花苑駐車場造成工事及び設計監理業務およそ 7,000 万円の事業を実施いたしました。儲かる飯島町へのチャレンジとしましては、平成 29 年度に策定しました飯島町観光基本計画を具体化し推進するため飯島町観光戦略会議を新たに立ち上げ、住民とともに検討を重ねながら、住民、観光客、双方が楽しめる観光地域づくりの推進に着手しました。また、国の地方創生推進交付金を活用し、飯島町の自然を最大限活用したアウトドア事業を実施するための 1 つとして与田切川遊歩道整備測量業務やマウンテンバイク等、関連備品の整備を実施いたしました。発足 3 年目となる飯島町営業部では、自然、文化、食、花、アウトドアの 5 つの部会において関係団体との連携も図りながら地域観光資源の掘り起こしや活用の研究、町の特産品の紹介や他県にも出向いた販路拡大への取り組みなど、各種事業の展開を進めてまいりました。田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジとしましては、定住促進の推進と積極的に各種事業を行う中、特に田舎暮らし体験住宅のトレーラーハウス利用者や空き家改修費等補助金の実績が大幅な増となるなど、前年度と比較し移住者の増につながることができました。また、平成 30 年度は伊那県庁が置かれてから 150 年の節目に当たり、そのほか J R 飯島各駅の開業 100 周年も迎えるなど、記念事業を実施いたしましたところでご

ざいます。

生活基盤に密着したインフラ整備としましては、町道は各自治会等の要望を含め老朽箇所の舗装補修を実施し長寿命化対策を進めるとともに、継続中の与田切歩道橋整備、北街道縦3号線など、改良工事も進めてまいりました。そのほか、中田切川、与田切川を初めとする河川の治水砂防事業なども計画的に進められているほか、林道整備や台風24号による農地畦畔の復旧工事など農林業の生産基盤の整備等も進めてまいりました。また、平成9年から国の直轄権限代行事業として整備を進めてまいりました国道153号伊南バイパスが平成30年11月17日に全線開通を迎えることができました。今後は、将来のリニア時代に対応した新たな生活基盤と地域振興、さらに災害に強い安心・安全なまちづくりを進めてまいります。なお、ブロック塀、冷房設備対応臨時特例交付金を活用した小中学校普通教室への冷房設備設置工事など、年度内の事業完了が不可能であった7事業およそ1億6,000万円につきまして令和元年度への繰り越し事業といたしました。

こうした多くの事業を実施する中で、硬直化する財政の体質改善策としまして平成19年度から実施しております起債の繰上償還を平成30年度におきましては一般会計及び公共下水道事業においておよそ7,200万円実施いたしました。減債基金につきましては、起債の繰上償還に充当するために繰り入れを行ったものの、およそ1億5,000万円の積み立てを行うことで今後の繰上償還に備え基金残高を確保することができました。財政調整基金については、およそ1,000万円の積み立てを行い、行財政改革プランに定める10億円を維持しております。また、公共施設等整備基金についてもおよそ4,000万円の積み立てを行いました。飯島町公共施設等総合管理計画及び公共施設の老朽化に伴う今後の維持・改修費の増が予想されますので、今後もしできる限り積極的な施策実施とのバランスをとりながら運用をしてまいりたいと思っております。

次に、当町の財政状況についてですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の各指標は、平成30年度におきましても国が示しました一定の基準は超えておりません。実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、黒字決算であったため、昨年同様、数字にはあらわれませんでした。実質公債費比率は0.2ポイント増加し8.3%、また将来負担比率は5.4ポイント増加し64.7%となりました。そのほか主な財政指標については、財政力指数が0.41と前年度と同数値となりました。経常収支比率については、普通交付税や地方消費税交付金など、経常一般財源が増加したものの、人件費、物件費、維持補修費に充当した一般財源の額が増加したため、前年度に比べ2.6ポイント増加し79.0%となりました。

このように基金の積み立てや起債の繰上償還の実施、その他経常経費の削減などの取り組みを行ってまいりましたが、今後は、これまでに実施してまいりました大型事業の起債の償還が始まることや地方創生の関連事業を初めとする新規事業への取り組み、道路、橋梁などのインフラ施設を含む各種公共施設の維持補修経費、一部事務組合などの外部団体への負担金など、負担増の要因もありますので、さらに細心の注意を払って財

政運営を行う必要があると考えております。

次に、第 8 号議案の国民健康保険特別会計の決算概要について説明申し上げます。平成 30 年度から新国民健康保険制度により県が保険者として財政運営の責任主体となりました。歳入歳出差引額はおよそ 2,800 万円の黒字となり、翌年度への繰越金となりました。県の経営となり、前年度との正確な対比はできませんが、歳入では前年度に比べおよそ 1 億 9,500 万円、16.9%の減額となりました。国庫、社会保険診療報酬支払基金、長野県国民健康保険団体連合会からの支出金等はなく、県支出金、繰入金は増額、国保税、財産収入、繰越金などが減額となっております。また、国保税の収納率につきましては 92.3%と若干上がっており、収入未済額につきましてはおよそ 140 万円減少し 1,600 万円となっております。個々の事情があるかと思いますが、国保制度を御理解いただき納税いただくよう今後とも努めてまいりたいと思います。歳出につきましては、前年度比およそ 1 億 7,200 万円の減額となりました。社会保険診療報酬支払基金、長野県国民健康保険団体連合会への拠出金がなく、保険給付費が前年度と比べおよそ 1,700 万円、2.7%の減となったことなどが大きく影響しております。なお、被保険者数につきましては年々減少しております。また、保険事業につきましてはおよそ 130 万円の増額となっておりますが、特定健診の受診率も年々上がっており、保険事業が保険給付費の抑制につながっていると感じております。今後も被保険者の皆様の健康を守る医療保険者として保健予防に努め、国保会計の健全運営に努めてまいります。

次に、第 9 号議案の後期高齢者医療特別会計の決算概要について申し上げます。歳入歳出差引額はおよそ 250 万円の黒字となり、翌年度への繰越金となりました。歳入総額は、保健事業等に対する補助金の増などにより昨年度より 490 万円ほど増額決算となっております。歳出総額は、保健事業の実施等により前年度に比べおよそ 520 万円、4.1%の増額となっております。なお、保険料の収納率につきましては、高い収納率を維持しており、対象の皆様の御理解、御協力に感謝申し上げる次第であります。

次に、第 10 号議案の介護保険特別会計の決算概要について申し上げます。歳入歳出差引額はおよそ 2,800 万円の黒字となり、翌年度への繰越金となりました。歳入総額は、前年度に比べ 2,500 万円、2.2%の増となりました。介護保険料につきましては、およそ 500 万円の増加となっております。また、保険料の収納率は 99.0%であり、ほぼ横ばいで推移しております。歳出総額につきましては、前年度に比べおよそ 950 万円、0.8%の増加となりました。この増加の理由としましては、主に保険給付費の増加分であります。今後も引き続き適正な会計運営に努力してまいります。

次に、第 11 号議案の公共下水道事業特別会計の決算概要について申し上げます。歳入歳出差引額はおよそ 1,500 万円の黒字となり、翌年度への繰越金となりました。現在、維持管理業務中心の事業となっており、つなぎ込み率は年度末で 79.7%と前年度に比べ 1.2%向上しました。引き続き普及を進め安定した料金収入を確保するとともに、健全経営を目指してまいります。

次に、第 12 号議案の農業集落排水事業特別会計の決算概要について申し上げます。歳入歳出差引額はおよそ 1,500 万円の黒字となり、翌年度への繰越金となりました。現在、

公共下水道事業と同じく維持管理業務中心の事業となっております。つなぎ込み率は年度末で91.8%となり、前年度に比べ1.2%向上しました。今後とも公共下水道事業と同様に健全な運営を目指してまいります。

最後に、第13号議案の水道事業会計の決算概要について申し上げます。水道事業においては、水源である与田切川が8月から9月にかけて台風などの影響により非常に濁ったこと、倒木による約半日の停電など、自然災害の影響を受けましたが、断水まで至らず、安定した給水を行うことができました。まず、業務面におきましては、給水人口は前年度に比べ131人減少し、有収水量も前年度に比べ減少し90万6,000立方メートルとなりました。給水人口の減少により使用料収入が減少したものの、費用についても前年度より減少したことから、単年度の収支はおおよそ2,100万円の黒字決算となりました。配水管布設がえ工事を含む建設改良費は前年度の約3倍となる1億2,500万円となり、約2.2キロメートルの管路の更新などを実施しております。今後も安全でおいしい水の供給を行うため、安定給水や健全運営に努めてまいります。

以上、7号議案から第13号議案まで平成30年度の各会計決算について概要説明を申し上げます。今後の地方行財政を取り巻く情勢は今まで以上に厳しいものがあると思われます。公共施設等の維持管理経費や扶助費、繰出金等の増大も想定される中、細心の注意を払いながら健全な財政運営に努めつつ、第5次総合計画に掲げた「人と緑輝くふれあいのまち」づくりを目指して、住民の皆様とともに、この町に暮らす全ての皆さんが安心して暮らせる豊かなまちになるよう、行政の3大事業であります教育・福祉増進事業、産業振興事業、インフラ安全管理事業を着実に進めてまいりたいと考えております。今後とも議員各位の一層の御協力をお願い申し上げ、よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

会計管理者
建設水道課長
議長

(補足説明)
(補足説明)
ここで暫時休憩といたします。

休憩
再開

午前11時20分
午前11時21分

議長

会議を再開いたします。

代表監査委員

ここで監査委員の決算審査報告を求めます。羽生代表監査委員、お願いいたします。
それでは、決算審査の状況について御報告させていただきます。お手元にお配りしております3冊の審査意見書をごらんいただきながら御報告をさせていただきたいと思っております。

初めに、平成30年度飯島町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書をお開きいただきたいと思います。1ページから。

平成30年度飯島町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書。

第1 審査の概要。1 審査対象。(1) 各会計決算は平成30年度飯島町一般会計歳入歳出決算、平成30年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成30年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成30年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成30年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成30年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算。(2) 附属書類としまして平成30年度飯島町各会計歳入歳出決算事項別明細書、平成30年度飯島町各会計実質収支に関する調書、平成30年度飯島町各会計財産に関する調書。(3) 基金運用状況は平成30年度飯島町各基金運用状況調書。審査期間でございますが、令和元年7月30日～8月5日のうちの5日間で行いました。審査の方法でございます。平成30年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況調書等について、関係諸帳簿、証拠書類等と照合し、計数の確認とあわせて、予算執行は適正かつ効果的か、財政運営及び資金収支は健全かつ効果的か及び事務の合理化、経費節減に努力しているか等について審査を実施いたしました。さらには、既に実施した例月出納検査の状況も参考にして審査を行いました。なお、実施した事業内容等については、行政報告書等により職員から説明を求め、行政評価書に基づく事務事業評価についても審査を行いました。

おめくりいただきまして、第2 審査の結果。審査に付された各会計決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各基金の運用状況報告書等については、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は誤りのないものと認められた。予算の執行及び行政運営状況は、ともに適正であると認められた。また、各基金の運用については、それぞれ設置の目的に沿って適正に運営されていると認められた。誤りはなかったという御報告でございます。

第3 総括的意見。平成30年度は、日本経済は前年度から引き続き底がたい内外需を背景に企業収益や雇用環境の改善が続き、個人消費の持ち直しの動きも見られ、景気は穏やかながらも回復基調で推移した。同様に地方経済も総じて穏やかな景気回復が続いたと言われる経済状況の中、当地域は大きな災害、大雪などの被害も少なく、総じて穏やかな一年であった。

こうした状況の中、平成30年度の当町は、役場内の機構改革により地域創造課が創設され、前年に増して安定した住民サービスと、厳しい財政状況の中ではあるがさまざまな取り組みが行われ、これらを担う町長以下町職員の真摯な取り組みを強く感じた。また、町役場の北側には、町の開業医師紹介奨励金事業及び開業医支援事業補助金を利用してつどいのクリニック柿田が9月に開院し、前年開院の飯島中央クリニック、併設されている薬局と並んで地域医療の充実が図られた。さらに、これらに隣接する飯島町地域福祉センター石楠花苑の駐車場工事も完成し、穏やかではあるが、町役場が町の中核となる開発が進んだ。一方、国道153号伊南バイパス全線開通式が11月に行われ、町内の車の流れが変化した。また、町内の道路、水路等の老朽が進み、これらの補修に多額の費用が支出され、今後もこれらの補修費用がさらに必要となることが見込まれる。以上のような当町の事業状況の中、今回の平成30年度決算審査では、充実しつつある飯島

町の姿と、これを効率的に運営し、さらに発展させていく行政の力の必要性を強く感じただけでございます。

事業内容については、平成 30 年度の会計決算書、行政報告書及び行政評価書に基づいて決算状況を審査いたしました。行政評価書においては、年度を通して事業目的への取り組みがわかりやすくなるよう、表現も具体的になるなど、改善が図られ、職員に定着しつつある。今後は、事業項目の追加や事業目的の適時的確な掲載など、さらに実態に即したものにしてい、積極的な活用による事務取り組みと成果を期待するものであります。

財政状況について、一般会計では、町税は前年度比 1.2%減で 6 年ぶりの減収となった。また、地方交付税は前年度比 0.9%増となったが、歳入総額では前年度比 3.5%減、歳出総額は前年度比 1.5%減と、ともに前年度を下回る決算規模となった。特別会計では、歳入総額は前年度比 5.2%減、歳出総額は 5 %減と、ともに前年度を下回る決算規模となった。公共団体の財政力を示す財政力指数は 0.41 と前年度と同じ。また財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度の 76.4%から 79%へと 2.6%増加し、いずれも大きな変動はなく、安定した良好な状況で推移している。また、実質的な公債費が財政に及ぼす負担を示す指標である実質公債費比率も、積極的な公債の繰上償還により 8.3%と、前年度 8.1%に続いて安定した状況となっている。以上のとおり、これらの財政指標は財政状況が健全であることを示している。

さらに、それぞれの会計の収支状況について、一般会計においては各種補助金等を積極的にかつ適切に活用し、予算に沿った運営がなされたこと、特別会計においてはそれぞれの会計において黒字の結果であることを確認した。

次に、財政調整基金については前年度とほぼ同額、減債基金については前年度比 32.7%の増加額であり、いずれも財政環境の変化への対応等の確保はなされていると考える。

続いて、財政運営に当たって、税収等に関しては収納率が町税 98.1%、国民健康保険税 92.3%と高いレベルを維持しており、収入未済額の解消に向けた努力の成果が前事務年度に引き続き認められる。今後も現状を維持しつつ効率的な収納確保に努められたい。

歳出について、予算規模が小さくなったということをどう捉えるか、どう考えるかということを平成 30 年度の歳出から今後検討されたい。特に、当町の人口は平成 31 年 3 月 31 日現在で 9,447 人と 1 年間で 130 人減少しており、今後も減少が続く見込みであることから、歳出額に見合った人件費の削減が求められる。これについての検討が必要になってくると考える。また、飯島町子育て支援センターの利用が 1 年間で 1 万 1,168 人、文化館においてオペラの開催、映画の上映などは活況であることから、文化館、図書館などの公共施設のさらなる活用に大胆に取り組むことができるよう予算づけが必要であったのではないかと考えられました。借入金の返済は計画のとおり的確にされており、さらに繰上償還や基金の積み増しもされた。しかし、公共施設を活用して町民が楽しめる、あるいは生活の充実を感じられるような行事、行政サービスを積極的に提供することも必要ではなかったのかと強く感じた。あわせて、町民への行政サービス提供の充実を図ることを目的として、キャンプ場や文化館の町民利用の無償化など、町民に対する

行政サービスの提供を検討されたい。最後に、予算の使用に当たっては、事業の大小にかかわらず、行政のプロである職員みずからが具体的に目標を持ち、これを達成するための計画を立案し、積極的に事業に取り組んでいただきたい。そうして5年後10年後には取り組んだ事業の成果として目標達成を確認していただきたい。以上、総括的意見でございます。

次のページから、これは、もう町のほうできちんと御説明をいただいておりますので、重複しますので、すみません、省略させていただきます。

次に、飯島町水道事業会計決算審査意見書をお開きいただきたいと思います。1ページ、審査の対象でございます。平成30年度飯島町水道事業会計でございます。審査の期日は令和元年6月21日に実施いたしました。

第3 審査の方法でございます。町長から審査に付された決算財務諸表並びに決算報告書が平成30年度における水道事業の経営成績と財政状況を適正に表示しているかどうかについて会計諸帳簿及び例月出納検査との照合などにより検証した。また、年度内の事業全般について関係職員から説明を求め、公営企業の基本原則である公共の福祉増進と経済性発揮の観点から審査した。

第4 審査の結果。損益計算書、貸借対照表等の決算財務諸表並びに決算報告書及びその他附属書類については、計数に誤りなく適正に記帳されており、当会計年度における水道事業の経営成績及び財政状況を正確に表示しているものと認められた。また、現金預金、基金の管理についても適正に行われていることを確認した。問題はございませんでした。

第5 総括的意見。水道水の安定供給という重要な事業を担って、平成30年度も断水に至る大きな災害はなく、自然災害は発生したものの取水停止はなく、年度内の安定供給ができたことは評価に値するものであり、1年間、積極的に水道の安定供給に努めた担当職員の取り組みに感謝したい。町民の減少により給水人口も年々減少しているが、給水量等については前年とほぼ同量、収入総額は400万円ほどの減で、前年とほぼ同様の利用状況であった。一方、有収率は77.6%と前年同様に良好な状況を確保したことは評価に値する。今後は、平成23年度策定の水道ビジョンに掲げた目標有収率82.4%を目指して水道管の漏水減少、安定供給の必要性から、老朽化した水道管の布設がえにより一層取り組まれない。また、当年度の純利益は2,110万円、前年度より596万円の増となり、未処分利益剰余金は1億6,760万円と安定した経営状況が続いている。しかし、現況は、水道管や建物等の更新に資金が必要であり、加えて企業債の元利償還と多額の資金を必要としている。一方、企業債の状況を見ると4%台の借入れ償還が進みつつあり、——減少しているということでございます。近年の借入利率は1%を下回っている。低利の新規借入れを検討して耐用年数越えの水道管の更新や老朽化している建物の更新を具体的に検討する時期に来ており、早急に具体的な実施計画の確定が必要である。最後に、飯島町の規模に合った効率的な給水事業の運営を期待する。以上でございます。先ほどと同じで、2ページ以降につきましては、町のほうから御説明がございましたし、決まった数字でございますので、ここでの御説明は省略させていただきます。

次に、平成 30 年度飯島町財政健全化及び経営健全化審査意見書でございます。1 ページでございます。1 審査の対象。平成 30 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象としました。審査の期日でございますが、8 月 9 日に行いました。

第 3 審査の方法。審査に付された平成 30 年度決算に係る健全化判断比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかどうかを主眼として、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同附属書類等を照合し、審査に当たっては関係職員の説明を聴取し、必要と認められる審査を実施いたしました。

第 4 審査の結果。1 総合意見。審査に付された下表、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠し適正に作成されているものと認められた。この表でございますが、30 年度の欄をごらんいただければ、上から実質赤字比率については赤字はございません。②の連結実質赤字比率、これも赤字はございません。③の実質公債費比率 8.3、これも良好な数字と、④の将来負担比率 64.7、これも良好ということでございます。

2 個別意見。実質赤字比率について、平成 30 年度の一般会計の実質収支は 1 億 7,028 万 2,000 円の黒字であり、良好な状況にあると認められた。

2 ページでございます。(2) 連結収支赤字比率について、平成 30 年度の全会計を対象とした実質収支額は 2 億 5,983 万 7,000 円の黒字であり、良好な状態にあると認められた。(3) 実質公債費比率について、平成 30 年度の実質公債費比率は 0.2 ポイント増加し 8.3%で、早期健全化基準 25%を下回る水準にある。この増加の主な要因として、一般会計及び特別会計の起債償還額が増加したものである。地方債許可団体移行基準である 18%を超えないように、引き続き繰り上げ償還等の適切な措置が求められる。

(4) 将来負担比率について、平成 30 年度の将来負担比率は 64.7%で、早期健全化基準の 350%と比較すると健全状態にある。

3 是正改善を要する事項。指摘すべき事項は特にないという結論でございました。

3 ページ。平成 30 年度飯島町水道事業会計経営健全化審査意見書でございます。

第 1 審査の対象。平成 30 年度飯島町水道事業会計決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条で定める資本不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象としました。

第 2 審査の期間。8 月 9 日に行いました。

第 3 審査の方法。審査に付された平成 30 年度決算に係る資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかどうかを主眼として、算定の基礎となる事項を記載した書類と決算書、同附属書類等を照合し、審査に当たっては関係職員の説明を聴取し、必要と認める審査を実施した。

第 4 審査の結果でございます。1 総合意見。審査に付された下表、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠し適正に作

		成されているものと認められた。
		平成 30 年度資金不足比率、資金不足はございませんので、なしということでございます。
		2 個別意見。決算審査意見書の記載した水道事業会計の財務の短期流動性を示す実質流動比率は 311.2%となる。平成 30 年度の水道事業会計は、資金不足となっていないことを認めた。
		3 是正改善を要する事項。指摘すべき事項は特になし。問題はなかったということで御報告をさせていただきます。以上、審査の状況を御報告させていただきました。ありがとうございました。
議	長	これから、ただいまの決算審査報告について質疑を行います。なお、質疑事項については、監査委員の職務の範囲を超えることのないよう御留意をお願いいたします。 それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。——ありませんか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで決算審査報告に対する質疑を終わります。羽生代表監査委員には、大変御苦労さまでした。 暫時休憩とします。
休	憩	午前 11 時 46 分
再	開	午前 11 時 46 分
議	長	会議を再開いたします。 これから平成 30 年度会計決算 7 議案について一括して質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。質疑はありませんか。——ありませんか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 ここでお諮らいします。第 7 号議案から第 13 号議案は、議長並びに議会選出監査委員を除く 10 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、本 7 議案については、10 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、第 7 号議案から第 13 号議案までの決算 7 議案をこれに付託して審査することに決定しました。 ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後 1 時 30 分とします。休憩。
休	憩	午前 11 時 48 分
再	開	午後 1 時 30 分

議 長	休憩を解き、会議を再開します。		
議 長	日程第 1 7	第 1 4 号議案	令和元年度飯島町一般会計補正予算（第 4 号）
	日程第 1 8	第 1 5 号議案	令和元年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
	日程第 1 9	第 1 6 号議案	令和元年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
	日程第 2 0	第 1 7 号議案	令和元年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
	日程第 2 1	第 1 8 号議案	令和元年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
	日程第 2 2	第 1 9 号議案	令和元年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
	日程第 2 3	第 2 0 号議案	令和元年度飯島町水道事業会計補正予算（第 1 号）
	以上 7 議題を一括議題とします。それでは、本 7 議案について提案理由の説明を求めます。		
町 長	それでは、第 14 号議案から第 20 号議案について一括して提案理由の説明を申し上げます。		
	まず、第 14 号議案、令和元年一般会計の補正予算（第 4 号）について申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 7,194 万 7,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 50 億 6,413 万 3,000 円とするものであります。今回の補正につきましては、平成 30 年度の決算がまとまり、繰越金や普通地方交付税の額が確定したことのほか、幼児教育・保育無償化などに対応するための予算措置を行うものです。主な歳入の内容としましては、前年度繰越金と普通地方交付税等の額の確定に伴い、およそ 1 億 7,000 万円の増額補正を計上いたしました。主な歳出の内容としましては、全町的な道路維持補修及び町道整備事業、河川改修工事へおよそ 6,200 万円、小中学校の施設改修工事及び校務系パソコンや施設整備等の備品更新におよそ 1,000 万円、農業水路等長寿命化・防災減災事業、新井の機能診断業務へ 600 万円、上水道老朽管布設がえ工事等負担金に 550 万円、今後の補正予算対応に備え予備費におよそ 4,500 万円の増額補正を計上いたしました。また、財源不足のため、当初予算に計上した財政調整基金の繰入金 5,000 万円の減額を計上いたしました。そのほか、各種事務事業に対応する必要な経費を計上したところでございます。 続きまして、第 15 号議案、令和元年度国民健康保険特別会計の補正予算（第 2 号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,904 万 4,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 9 億 6,633 万 4,000 円とするものであります。今回の補正につきましては、平成 30 年度決算額が確定したことと人事異動による人件費を補正するものであります。歳入では、繰入金を 67 万 3,000 円、繰越金を 2,837 万 1,000 円増額するものです。歳出では、総務費を 67 万 3,000 円、保険給付費を実績に伴い 62 万 6,000 円、保健事業費を 4 万 2,000 円、予備費 2,770 万		

3,000 円を増額するものであります。

続きまして、第 16 号議案、令和元年度後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 197 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 億 3,723 万 9,000 円とするものであります。今回の補正につきましては、平成 30 年度出納期間中の保険料徴収分の翌年度繰越金の確定により後期高齢者広域連合に納付するための補正と人事異動による人件費の補正を行うものです。歳入では、繰入金 45 万 2,000 円、繰越金を 152 万 6,000 円増額するものです。歳出では、総務費 48 万 2,000 円、後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして 149 万 6,000 円を増額するものであります。

続きまして、第 17 号議案、令和元年度介護保険特別会計の補正予算（第 2 号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,780 万 4,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 11 億 6,244 万 4,000 円とするものであります。歳入につきましては、平成 30 年度決算確定に伴います繰越金の増額をするものであります。主な歳出につきましては、国庫支出金等の過年度分確定に伴う返還金費に 1,261 万 6,000 円を増額し、差額は予備費の増額により調整するものであります。

続きまして、第 18 号議案 令和元年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,238 万 3,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 4 億 3,177 万 9,000 円とするものであります。歳入では平成 30 年度決算の確定に伴い繰越金 1,238 万 3,000 円を計上し、歳出では共済費を増額し、差額を予備費に計上するものです。

続きまして、第 19 号議案 令和元年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,265 万 5,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 2 億 4,009 万 9,000 円とするものであります。歳入では、平成 30 年度決算の確定に伴い繰越金 1,196 万 7,000 円を計上し、田切処理区域において新規加入者が増える見込みであるため新規加入金 68 万 8,000 円を増額するものです。歳出では、人事異動等に伴う人件費の補正と田切処理区域の公共ます設置工事を増額し、予備費で調整するものです。

続きまして、第 20 号議案 令和元年度飯島町水道事業会計補正予算（第 1 号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、収益的収支及び資本的収支に関する補正であります。最初に収益的収支ですが、収入の補正はありません。支出につきましては、営業費用の総係費の人件費と資産減耗費について合わせて 18 万 9,000 円増額し、支出総額を 2 億 723 万 5,000 円とするものでございます。続きまして資本的収支ですが、収入につきましては、工事増額に伴う企業債を 4,810 万円増額し、一般会計からの負担金として老朽管の布設がえ及び遠距離給水工事、合わせて 550 万円を増額し、収入総額を 1 億 8,410 万円とするものです。また、支出につきましては、配水施設費として配水管の布設がえなど 5,050 万円、浄水施設費として浄水場のエアーコンプレッサー更新費用を 310 万円、それぞれ増額し、総額 2 億 8,604 万円とするものでござ

ざいます。

その他細部につきましては、第 14 号議案の一般会計については担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第 15 号議案から 20 号議案の特別会計につきましては御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

企画政策課長 (補足説明)

総務課長 (補足説明)

企画政策課長 (補足説明)

住民税務課長 (補足説明)

健康福祉課長 (補足説明)

産業振興課長 (補足説明)

建設水道課長 (補足説明)

地域創造課長 (補足説明)

教育次長 (補足説明)

議長 補足説明がありました。

これから令和元年度予算 7 議案について一括して質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをします。質疑はありませんか。

4 番

中村議員 35 ページ、4921 非常備消防費のところでは報償金及び賞賜金の消防団員の退職がマイナス 334 万円削減されているわけなんですけれども、これは、説明の中で聞き取ったのによりますと額が確定したことによるというふうに説明があったと思います。かなり大きい額の差だと思うんですけれども、これは当初では見込めなかったのか、当初の見込みとどのぐらいの開きがあってこのような金額が出たのか、その辺の説明をお伺いします。

総務課長 やはり、消防団員の退職の団員数ですとか、それからまた退職する階級によりまして退職金の額が違います。ちょっと具体的にどのぐらいの見込みがあってどうだったかっていうのは、ちょっと今手元にございませんでお答えができませんけれども、当初見込みしていた団員よりも退団した団員数は少なかったということでの減額です。必要な額、必要な退職報償につきましてはお支払いいたしまして、その残った額 334 万円につきまして減額をするというものでございます。

議長 ほかにありませんか。——ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮らいします。第 14 号議案から第 20 号議案は、議長を除く 11 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。異議はありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、本 7 議案については、11 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、第 14 号議案から第 20 号議案までの予算 7 議案をこれに付託して審査することに決定しました。

散 会

以上で本日に日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じ、これで散会とします。御苦労さまでした。

午後2時20分

令和元年9月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

令和元年9月9日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

久保島 巖 議員

本多 昇 議員

滝本登喜子 議員

橋場みどり 議員

中村 明美 議員

竹沢 秀幸 議員

○出席議員（１２名）

１番	滝本登喜子	２番	三浦寿美子
３番	久保島 巖	４番	中村 明美
５番	橋場みどり	６番	好村 拓洋
７番	折山 誠	８番	坂本 紀子
９番	浜田 稔	１０番	本多 昇
１１番	竹沢 秀幸	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 那須野一郎 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 下條 伸彦 会 計 管 理 者 大島 朋子
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 林 潤

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和元年9月9日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 これから一般質問を行います。通告順に質問を許します。 なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願いいたします。
3 番 久保島議員	3 番 久保島巖議員。 それでは、通告に従いまして一般質問を始めます。下平町長は、この7月に2期目ということで役員会の中で表明され、本定例会の冒頭でも正式にという形で開会のごあいさつの中で出馬表明を明言されたところでございます。早目に態度を示されたということに対して御同慶に耐えないところでございます。報道によりますと、後援会の中では、この4年間で種をまいたばかりで、これから姿となり形とあらわれる、もう一度やらせてほしいと述べられて、町の資源を生かした活性化の取り組みが各方面で広がっていると1期目の成果を強調したと言われております。また、取材に対して公約の9割以上は着手できた、2期目も継続して動き出していくものにさらに推進していくと語ったというふうに報道されております。さすがに下平町長でございまして、後援会に対しても報道に対しても抜かりのないコメントをされている、感心するところでございます。4年間、種をまいたばかりで、まだ花は咲いていないよとか、実はつけているわけじゃない、収穫したわけじゃないというところがみそでして、さすがだなというふうに思っています。また、公約の9割に着手できたという表現、9割以上できたと言っているわけじゃないので、ここも非常にうまいなあと思っています。今定例会の冒頭のごあいさつの中でも、公約の3本柱の具体化のために種をまいたところで、まだ思い描いているものがあり、2期目は種が芽を出し花が咲くよう精いっぱい努力したいというふうに言われました。 そこで、1－1に入ります。4年前、町長が立候補されたときにマニフェストの中で、ちょっと点検していこうという、ちょっと意地悪かもしれませんが、やっていきます。1ですね。風通しのよい行政にチャレンジ、これに4項目挙げておられました。一日中気軽に遊べる子どもの広場の設置で子育て支援のさらなる充実というのがありまして、これに関してはいいっ子センターが早々とできまして、非常に活躍——活躍っていうんですかね、利活用されているというところで、非常にかなり、これは点数が高いのかなあというふうに思っています。それから、海外留学支援っていうのが載ってまして、それも今年度から始まります。ただ、中学生2名の全額補助という形で、全額補

助はいいんですけれども、もう少し拡大できたらなあというところですが、予算の関係
なんでしょう。それから、次、買い物弱者対策ですが、これは移動販売車、これは稼働
したんですが、その他の支援がまだちょっと見えていないなあというふうに思います。
それから、地域ぐるみで支える仕組みづくりというもの、ちょっとこれもはっきりした
形が見えない。次に、2番の儲かる飯島町のチャレンジ、この中に4項目ございまして、
飯島町営業部をつくりたい、これはできました。できるにはできたということでしょう
かね。それから、ネットの出店というのもありまして、これは、それはできたんですけ
れども、マーケティング力とブランド力の向上っていうことに関しては、ちょっとまだ
一步届いていないなあというふうに思います。それから、自給率日本一、地産地消のシ
ステムをつくりたいというふうにあったんですが、これもちょっと手をつけたところも
ありますが、システム化というところにはまだ行っていないと。それから、農産物・食
品加工工場の設置というのもあったんですが、ここで商品開発もしたいという夢も描い
ていらっしゃったんですが、ここもちょっと、まだ手つかずかなと思います。3番目の
田舎暮らしランキング日本一、ここでも4つ、町長は挙げていまして、町長は町を売り
込むトップセールスマンだと、町長はかなり方々セールストークされてきておるんでき
ども、トークだけではやっぱり評価が町民にはちょっと見えていないというところが
ありまして、結果が見えないと、やっぱりちょっと、ちゃんとセールスしてくれている
のかいという、そういう懸念も見えるところでございます。アルプスのお花畑、農業塾
で高付加価値の土地利用と観光推進っていうのを挙げていますが、お花畑は多少規模的
には期待以下かもしれませんが、しかし、それによって高付加価値
ができたというふうにはちょっと言えない、また、それが観光振興につながったとも言
えないと思っていますので、もう少し何らかの手が必要だったのかなあというふうに思
います。それから、都市との交流や飯島町サポーターの増員、ここを増やして定住促進
につなげたいという取り組みでございました。これも新規の取り組みというのができて
いないというふうに思っています。私も何点か提案してあるんですが、ちょっとまだ時
期尚早という形で、町長のほうも踏み切ってはいないというところもございます。それ
から、農地つき格安住宅というものの最後に挙げてありまして、ところが、これは非常
におもしろいかなあと思っていたんですが、なかなか実現がうまくいかないと、民間の
ほうで少し動きがあったようなんですけれども、これも目立った動きにはなっていないとい
うふうに思います。しかし、マニフェストを配られた町民は、これは何かが変わるぞと
感じた方が多くいらっしゃったというふうに思います。町民の多くには、町長がぐいぐ
いぐいぐいと引っ張って行ってくれるんだと、それについていけばいいというふう
に思っていたというふうに思うんですね。ところが、下平町長は、人間ですから、中
でもまちづくりの主役は町民の皆さんなんだと、私はそのお膳立てをしていく、そういう役
割であるということをしっかり明言しているんですね。しかし、町民の多くは、それは
聞こえていても聞いていません。当然、町長はリーダーシップをとってやっていって
くれるんだというふうに思っているんです。また飯島町営業部っていうことで、じゃあ私
も何か力になれるかもしれないということでみずから進んで参加していただいた皆さん

の中に、ちょっと3年半たってきますと、俺たちはいつまで奉仕活動をしていったらいんだというような不安というんですかね、不満というんですかね、それも出ているというふうにお聞きしています。1期目、いよいよあと3カ月、最終盤を迎えます。この4年間を、私の苦言も含め、どう分析し、下平町長はどう評価されているのか、まず、この点をお伺いしたいと思います。

町 長

おはようございます。一般質問の久保島議員にお答えしてまいります。まず、私が町長に就任して4年が経過しようとしております。これまでの行政運営につきまして、議会の皆さんはもとより町民の皆さんに大きなお力をいただきまして運営できました。さらには、役場の職員の皆さんもしっかり応援していただいて、支援をしていただきました。このことにつきまして、心よりこの場を借りて感謝を申し上げるところでございます。民間から新しい風をと、こういう町民の皆様の大きな期待の中で、今までの民間で事業をしていた人間が町長についたということでございます。それ自体が新しい風なんでしょうけれども、ここで新しい風をぶぶん吹かすと、なかなかそれは受け入れがたい、新しい風でも緩やかな、やっぱし風をまず起こしていくことが大事だろうと、こういうふうに思っておったところでございます。しかし、元気さということは、やっぱし町長のイメージとして、これは持ち続けなければならないというふうに思っております。これは、もう戦略的に自分だけでも元気なあいさつ、あちらこちらへ行って元気の印を表現してまいったところでございます。小中学生、また一般の方々にも、そういった場面で飯島町の元気なイメージを売る、何はなくても、まずは元気ということ心をかけてやってみりました。他市町村から見られたときのいろいろの評価も伺っております。事業につきましては、まずは前 高坂町政を引き継ぐと、こういうことが最初の1～2年は続くでしょう。これを着実にこなす中で、新たな事業もつけ加えてきたというところでございます。基本的には、まちづくりは、行政のやる仕事というのは、やはり行政の3大事業と申しますか、1つは福祉、教育、医療、この部分、そして産業振興、それと安定的なインフラ、安全管理、これは行政の仕事として着実にどんなときでもやっていかなきゃならないことでありますから、それはちゃんと引き継いでやってきたつもりでございます。その中で、新しいリニア新時代というものを見据えた中で、新しい産業として観光産業、この部分は、この伊那谷が、全国の中でもリニアが通過すると、リニアの駅ができるという1つの大きなアドバンテージをいただいている中で、この飯島町も大きな豊かな自然があるわけでございます。これをしっかりと今後売り出せるような形にしていく形の観光産業というものを新たな産業おこしとして捉えていたわけでございます。観光と申しますと、今までみたいにとどこか温泉に行ってみ物見遊山、まさしく物を見る観光というのが従来の観光だったんですけれども、今その観光が全然はやらない、人気がない。いわゆる「観光」という字を皆さん思い浮かべていただくと、「光を観る」と書きます。まさしく、これからの観光は、その土地の「光を観る」観光になってくると思います。今盛んに行われております上伊那で連携して観光をやっぺいこう、伊南4市町村でも連携して観光をやっぺいこう、ここは、まさしく地域の「光を観る」、感じさせる、「観る」という字は「観

察」の「観」と書きます。その中身をよく見る、感じるという観光、そこには体験して「ああ、すばらしかった。」と、人に触れて「ああ、こんな人がおるんだなあ。」というふうに感じていただく、その部分が新しい観光産業であると私は信じております。それには、やはり、行政が何かを投じて見せるものを羅列するということではなくて、地域の人たちが、自分たちにある、文化にある、歴史にある、仲間で持っている、そういった資源、生活のよりどころとなる資源を見せてあげる、それを感じていただく、これをつくり出して発信することである、これが新しい観光だと捉えております。ですから、役場の指示によってそういったものがつくられるのではなくて、町民みずからがそういったものをつくり出していく、その支援をしていくという意味での支援なんです。ですから、まちづくりの主体は、これからは町民が、自分たちの趣味でもいいです。そういったものを、こんなものを見せてあげたい、こういったものを磨き上げて、1つの体験メニューの中へ入れていって感じていただく、これを喜んでいただくと、地域の方々の自信につながるんです。我が町の自信につながるんです。その自信のある町には人が寄ってきます。人が寄ってくると、この町に住んでみたいということになって、結局的に、最終的にここに住む人が増える。よそから来て増えるということも狙っていますけど、まずは、この地域で育った子どもたちが、この地域はいい地域なんだと、みんなが見て感心していただける、地域の人たちが頑張ってこういったものをアピールして、よそから来た人たちも本当に喜んで帰っている、ああ、いいところに住んでおったんだなあということを感じて、ここで育った人間が、子どもたちが、学業を終え、新しい社会人の体験を終え、1つの自信を持って、よし今度は伊那谷の飯島町で事を起こすぞという場所になってほしいというふうに思っているんです。こんなことは一朝一夕でできるはずがない。こんな3～4年でぱっぱぱぱできたものだったら3～4年で消えます。じっくりと、それは取り組んでいかなければならないことかなあというふうに思っております。その中心になるのが営業部の5つの部会ですけども、最初は、やはりどんなことをやるのかな、どんな人が集まってくるのかな、町会議員の皆様もメンバーになっていただいております。2～3年たつと、大体大方やることがわかると中心になる人が決まってきます。これは世の中の常です。やりたいことが違いますから、あなたたちのやりたいことだった、はい、じゃあ私ちょっとそれ見ていますわと、こういうことになるのは当たり前のことなんですね。今、各委員会の中で動いているのが、約3分の1ぐらいずつが確実に動いておるのかなと思っていますけれども、確実に形をつくってきいております。そういったものを、形ができてきたものを見て、また新しい人間がそこに、はい、加わりたいというふうになってくるでしょう。それは、はたから見ると、私の思うことができないっていう場合もあったかもしれん。その委員会全体をいろいろやりたい人がおる中で1つに決めて進めていく、その部会長さんの御苦勞、それは大変だと思います。それを、人気がない、私の意に沿わないという人もおるかもしれませんが、まず形としてつくっていただく、実績を起こしていただくということが非常に大事なことだと思っています。飯島町としても、委員会で1つの事業ということではなくて、何かやりたいことがあったら計画出してくださいと、予算を計算してくださいと、その

ことについて支援しますよと、こういうお話をさせていただいているわけでございます。ですから、先頭に立っていく人たちはいろいろの波風、批評等があっても進んでいかなければならない、この勇氣は非常に大切なものでもあるし、今、営業部を動かしてきて先頭になって形をつくっている方々に心より敬意と感謝を申し上げるところでございます。いろいろ着手できたもの、できないものもございますけれども、大方のものが進んできているかなと。ですから、まだ次を引き継いでいかないと、私も営業本部長、営業マンとして形が見えてこないじゃないかと、僕もびいひやらびいひやら背中へ看板をしょって踊ってあるくことの営業マンではありませんから、根回しの中で、きちっと将来を見据えた中で、そういう方々とお話をしながらおるわけでございまして、トップセールスマンの姿というのは普通見えないもんなんです。言いわけではございませんけれども、そうしたことをきちっと段取りをもってやっておりますので、2期目には形になって見えてくるかなというふうに、忸怩たる思いで、見せてあげたいなあ、見せてあげたいというのは本当に心募るものでございますけれども、そう軽口をたたくわけにはいきませんので、形がしっかりとできたときにお話をし、お見せしたいと思っております。以上で最初の質問のお答えとさせていただきます。

久保島議員

熱心にお答えをいただきまして、ありがとうございます。それでは、それを受けまして1-2に入りたいと思います。第5次総合計画は2020年に最終年を迎えます。既に第6次総合計画の策定準備ができています。町長がちょうど2期目のタイミングで策定作業が始まるということで、いいチャンスかなというふうに思っているんですね。今までは、全国の事例とかなんかで住民参加が盛んなまちの例が挙げられて、これが最も最良だというような風潮もあって、住民創意の、住民参加の住民がつくる基本構想というのが表に出て、飯島町もそういう位置づけになってきたというふうに思っているんです。私ももっと住民参加を進めるべきだという話もしてきました。ところが、飯島町においてはほとんど、公募しても手を挙げる人も少なく、それから余り関心を持ってもらえないというところもあって、町では苦労して町及び企画政策課が大体の素案をつくって、それで策定委員の皆さんに見せて、ここはどうだ、ああだって説明をしながら、そこでディスカッションしてつくり上げたというのが今までの例でございます。そうであるならば、ぜひ町長の描いている思い、方法、手段、これを100%乗つけた、そういった基本構想、基本計画があつていいんじゃないかと、私はそういうのが本当の基本構想、基本構想ではないかなというふうに思い始めたんですね。もし町長がかわったときには、前の計画があつても、私はこういうふうにやりたいということで見直しをする、策定し直す、手直しをするっていうことがあつてもいいだろうというふうに思うんです。町長のお考えを100%表現したものにしたい、そのためには積極的に基本構想、基本計画に参画してほしいというふうに思うんですね。町長は、基本的姿勢として、基本構想、基本計画についてはどんなふうにお思いになっているのか、率直な御意見をお伺いしたいと思います。

町長

第6次総合計画基本構想なんですけれども、やはり、これを町民に丸投げしても、それは、御意見、形、そういったものが具体的には出てこないだろうと思います。やはり

町側から提示して、またそれに御意見いただいて、それを修正し、肉づけをしていくということが一番いいと思います。ですから、役場から提示するというこの中で、やはり町長の意見等をしっかり盛り込むことが必要だなというふうに思っています。ただし、6次総合計画というのは10年計画でございますので、町長をそれまでやっておるかどうかわからないということもございます、4年単位でございますから。だから、ある程度の普遍性を持っていなければならないかなあというふうに思います。ですから、町全体の価値観の方向性というようなものを共有できる範囲で載せる、あとは、具体的な施策については幅を持たせるような、こういうことになってくるじゃないかなというふうに思うところでございます。私も4年前にいろいろの事業をひっ提げて臨んだときに、やはり、それは第5次総合計画の中で、この部分はこの部分に入りますということを言われておりましたので、議員さんの皆さんから、町長、勝手なこと言っちゃって第5次総合計画があるんだぞ、それをしっかり守りなさいよと、こうに言われた覚えがあります。ですから、それを尊重しながらやってきたわけでございますけども、やっぱりその幅は、やっぱり持たせることは大事なかなというふうに思っておるところでございます。

久保島議員

そこで、基本構想、基本計画の中でさまざまな数値、目標値っていうのが出てくるんですが、その中の1つ、次の項目、3に行くんですが、人口目標なんですよ。町長、最初のマニフェストの中には人口1万5,000人を目指すっていうことで、私もそこに食いついて1万5,000人ってどうやってやるんだっていう話を、議論を交わしました。町長は、このときに、これは私の心意気なんだと、目標値は高くしておかないとなかなか達成はできないんだ、結果は出ないというふうにお答えがあつて、ああ、なるほど、やる気だなあと思って感心しました。今、町長がおっしゃったように、総合計画の後期計画の中で、当初は1万500人を見込んでいたんですが、これはちょっと厳しいっていうことで9,500人という数字に修正をしました。ですから、そこが町長のあれと違うじゃないかというところで、我々もかみついたところでございます。しかし、町長は9,500人というのを受けとめて、これは総合計画の中の数字なんだと、これを達成するためには、1万5,000人という大きな目標を立てて、それに向かっていくっていうことで初めて達成できるんだというようなお話をされておりました。先ほどの話ではないですが、忸怩たる思いがあつたかもしれません。くそうというのがあつたかもしれませんが、そこは、町長は器を大きくして飲み込んでいただいたというところでございます。しかし、私は、もう人口を増やすという目標を立てるという時代じゃないんじゃないかなあ、もう去ったというふうに思っています。全体、日本の全人口が全然減っていくわけですから、外国の方々を呼んでくるなら別として、人口減は避けられないと。これは避けられないけれども、それに正面から向き合うんだということで、人口推計値という形でそれを取り上げて、これに対してどういうふうにフォローをしていくんだ、どう対策をしていくんだ、どう対処をしていくんだということが今後の人口数、目標数値ということになるかなというふうに思っています。町長は、今度の第6次総合計画の中で人口という問題についてどんなふうにお考えか、お聞かせをいただきたいと思います。

町長

人口減に向き合えと、これが必至であるという御意見でございます。当然、人口減の

状況っちゅうのはしっかりと念頭に入れての行政運営を進めているわけでございます。これを認識してのと、人口減に屈してのというのは意味が違う。人口減が当然だっていう言葉に、絶対、僕は屈しない。現状は、いろいろの学者さんが分析された数字はありますよ。ありますけれども、これからの伊那谷の日本に置かれる位置、魅力をしっかりと計画的に進めていけば、僕は増えることも決して不可能ではないというふうに思っています。そのモチベーションがなければ政治やっていられないです。いろいろやる気、子どもたちに帰ってきてもらおうということは、人口減ですから帰ってきてくれる人数にも含まれておりませんでは、これは町の政治にならない。やっぱし、みんなが帰ってきて、ここに魅力があるまちになって、どんな町なのということで帰ってきてもらう。僕は、人口増よりも魅力増だと思います。数字目標は、これは参考、偉い人が考えた数字目標は参考にしていますけれども、僕は、この町のまずは魅力を増やすこと、まずは近場の子どもたちに帰ってきてほしい、こういう魅力ある生活基盤と魅力ある産業基盤、これをきちっとやっぱりつくっていききたいなあというふうに思っています。その暁には増える可能性だってあるんじゃないかなっていう本当の楽しみがあるんです。そういう捉え方ですね。人口が何人減った、何人増えたという、今ここに3年の話で一喜一憂するのではなくて、遠い魅力ある飯島町を見据えながら政治を行っていききたいなあというふうに思っています。しかし、減である現状はちゃんと腹の中に入れてありますので、御安心いただきたいと思います。

久保島議員

そうなんです。私は、人口増をするためのいろんな施策、あれもこれもというんじゃなくて、飯島町の魅力アップ、住んでいる人が幸せだと思える町であるならば、当然、魅力が出てきて、町外の人も住むんならあそこへ行きたいよねっていうふうになれば、それがよいのかなと。減ってきたから、困ったね、役場の職員も減らしましょうかね、何もかも全部カットしましょうかねっていうのではなくて、そここのところが、やっぱしそれに対応した魅力向上っていうことが、やっぱし必要かなというふうに思っています。その点では共感をして、ただ、やみくも人口を、例えば9,500人、ことしのところで9,450人ですよ、だから、ちょっと行っていないんですが、まあまあ9,500人っていう数字は、そこそこ間違いじゃなかったというふうに思うんですね。ですから、それを、例えば町長が今度またちょっと夢を膨らませて1万人にしましょうっておっしゃるのか、それとも、じゃあ9,500人を維持していこうかねって言うのか、その辺のところのスタンスっていうのはどうですか。

町長

町長の言う目指す目標が1万人とか1万2,000人とか1万5,000人とか、いろいろ挙げれば切りがないんですけども、私は人口目標1万5,000人で行きたいと思っております。心意気です。

久保島議員

それでは、1万5,000人の心意気でしっかり臨んでいただくということで、よろしく願いをいたします。

それでは4に入ります。総合計画と同時に策定する国土利用計画の利用区分の中に国土利用計画第3次飯島計画っていうのがあるんですが、その中に、平成23年、同時期にやるもんですから、つまり2020年までに宅地が10%増えて農地は3.2%減りますという

ような数値が掲載されています。平成 30 年度の行政報告書によると、宅地はその当時から比べると 6 % 増でございますので、あと 2 年ありますから 10% 達成は不可能ではないと。町長の 3 本柱の 1 つ、田舎暮らしランキング日本一でも、先ほども申し上げましたが、農地つき格安住宅っていうのを開発され定住促進を進めるんだというふうに言ってきました。民間で少し動きがあったようですが、町として大々的に取り組んだという印象がどうもないんですね。ですから、この 6 % 増、もしかすると 10% は達成するかもしれない、2020 年には。自然に増えたという感じにしか私のところでは捉えていないんです。となると、ここは世界一美しい田園風景っていうことが町長も言われているところでございます。その保存と新規で農地を開拓していくというところが、どうもバランスはとれないんじゃないかというふうに思うんですね。そうであるならば、宅地はある程度集中させるコンパクトシティー化っていうんですかね、住宅地の中であいている所を宅地として再利用、再開発するということで、農地は減らさない方向のほうが私はいいのかなあというふうに思っているんですね。そこで、この土地利用計画についても、農地がいわゆる高齢化によって耕作放棄になる可能性っていうのはあるんですが、そこは何かの利用で利活用していくっていうことも考えて、なるべく農地は減らさない、宅地はこれ以上増やさない、宅地は今あるものの中で、結構な数の空き家、空き地があるわけですから、それを利用していくということが必要ではないかなというふうに思っています。この土地利用計画の目標値については、町長どのようにお考えでしょうか。

町 長 まずは土地が有効に活用されることが一番大事だと思っています。その部分で、住宅にしたいけどなかなか住宅にできないっていう状況もあります。これは自然に増えてきたものではないかと、おっしゃるそのとおりで、ここに住宅地を設けます、さあ来てくださいって言って住宅を造成したわけでもございません。しかし、それがいいかどうか、またこれからの問題でございますので、今後しっかりと政策、施策と連携しながら土地利用計画、開発というものを進めていくべきだと思っています。ちょっとその連携が足りないかなというふうに思っているところでございます。

久保島議員 その足りないところっていうのはどんなところでしょうか。

町 長 その御質問を待っていましたんで、企画政策課長がお待ちしておりましたので。

企画政策課長 それでは、私のほうで今までの取り組み、また今後について少し説明させていただきますと思います。この取り組みにつきましては、国土利用計画の飯島町の土地利用計画に基づいて行っておりまして、宅地の中の住宅地の確保では、民間事業者の宅地化に期待するところもありますが、住宅等の需要に応じた農地転用のための手続や民間企業と協力した定住促進に取り組み、この 10 年間で約 5.6 ヘクタール、宅地を増やしてまいりました。また、宅地の中の工業用地の関係であります、企業誘致とあわせ用地確保として柏木の工業団地、これが 5.2 ヘクタールを初め、民間企業の町内進出を支援するなど、宅地を増やしてまいりました。宅地の中の商業の関係でありますけれど、これもガソリンスタンド、コンビニエンスストア等、一定の成果、進めてまいりました。しかし、まだまだ十分に沿えていないということは今後の課題としてまいりたいというふうに思っております。今後については、従来の案件ごとの積極的な取り組みに加えまして、

久保島議員

全体的に作用する、そんな取り組みを進めていきたいというふうに考えております。また、そのほか住宅誘致のための環境整備、また、ただいま議員からも御提案ありましたけれど、今まではやはり農地転用という頭がありましたけれど、この転用だけでなく、空き家、未利用地、こういった活用も十分視野に入れながら、今後の宅地の対応や目標というようなものを定めてまいりたいというふうに考えております。

ぜひ、飯島町の緑を守りというところもありますので、その辺も含めて、宅地が増え、しかも自然が守られるという取り組みがよろしいかなあというふうに思います。

次に参ります。5番目です。平成22年の策定、第5次総合計画構想の基本構想の冒頭に町の将来像ということで「人と緑輝く ふれあいのまち」としまして、行動指針とし「勇気・挑戦・感動」と掲げています。また、町のキャッチフレーズとしまして信州飯島「ふたつのアルプスが見えるまち」を定めています。その後、後期基本計画の最後は見直しはなくて、このまま引き継がれております。今議会冒頭の町長のごあいさつの中でも締めとして「人と緑輝く ふれあいのまち」を目指して取り組んでまいりたいとおっしゃられておりました。下平町長は、かねてからキャッチフレーズの重要性和か力ということを非常に重要視されています。得意の歴史の分野からもありますので、言葉、言葉の力とか、それから歴史の背景とか、大和言葉とかいうことについては、町長の分野です。私の方からあれこれ言うのは差し控えますけれども、このキャッチフレーズまたは将来像を下平節に変換する、鋭い感性と語彙力でもってちょっと変えてみようよという御発想はないのか。これが変わると、やっぱりちょっとイメージが少し変わるかなあというふうに思います。また、何かこんなのがいいかもしれないなあという候補があれば、それもお聞かせいただきたいと思うんですが、お考えはいかがでしょうか。

町長

キャッチフレーズとかキャッチコピーというのは1つの事業を起こす指針として、その事業を起こす人間は、やっぱり頭の中にびしっと持っていることが大事だと思っています。といいますのは、その言葉が目標になるからでありまして、具体的なことの羅列よりも、そういったイメージをびしっと持って、そこに向かっていくということが大事ですから、僕は常にキャッチコピーというのは頭で考えています。この4年間、幾つも幾つもつくりました。当然、2期目を迎えるに当たって、次はっていうことを考えております。今、ちょっと披露せよというお話だったんですけども、今までの「ふたつのアルプスが見えるまち」これは簡単明瞭で親しまれた、駒ヶ根は「ふたつのアルプスが映えるまち」、今度、上伊那観光局も「ふたつのアルプスが」どうのこうの、やっぱり「ふたつのアルプス」をうたっていました。この「ふたつのアルプスが見えるまち」は、そのまんまじゃないかと、それに向かって何をするんだということがあらわされていないなあというふうに感じておりました。キャッチフレーズ、もう少し仕掛けてもいいんじゃないかなあというふうに思いました。今ある幾つかのフレーズを申し上げさせていただくならば、「リニアで東京まで60分 ツインアルプス絶景 静かで安全な生活拠点 飯島町」これが未来志向の今僕が求めているキャッチコピーでございます。これがどのように利用されるかはまた別として、もっといいのが出てくるかもしれませんけども、私が今後政治に向き合っていくところについてのコピーでございます。これについていろいろ

ろ説明をしてはいけないと、どのように感じるかが大事でございますから、説明の要らないキャッチコピーだと思います。以上です。

久保島議員

楽しくなりそうですね。ぜひとも、そのキャッチコピーをうまくまとめて、迫力のあ
るアピールするものにできたらいいなあというふうに思います。やっぱり、キャッチフ
レーズで何かが思い浮かんでくるということが大事だというふうに思っています。私
も「ふたつのアルプスが見えるまち」のときに大分批判的なことを申し上げました。都
会の人にとってみては「ふたつのアルプスが見えるまち」っていうのは全然想像できな
いんですね、どうなっているのか。来てみて、ああ、こういうことだったのかと初めて
わかると、それではやっぱりちょっとパンチが薄いなあ、このキャッチによってちょっ
と行ってみたいなあというふうな、そういう吸引力っていうんですかね、そんなもの
になったら、導火線というんですかね、そんなふうになったらいいかなあというふう
に思うんで、ぜひとも練りに練っていただいて、よいものにしていただきたいというふう
に思います。

では、最終、最後のところに参ります。町長、今までこの50分足らずで、短い時間で
したけれども、冒頭でおっしゃっていた思い描くものがまだあると、芽を出し花を咲か
せるように精いっぱい努力するとおっしゃっていた。その2期目に思い描くもの、2期
目に掲げるものは何なのかなあというところが、私が一番興味のあるところでございま
す。先ほども町長おっしゃっていましたが、飯島町に住む若者たちがこれからも住ん
でいきたい、一旦離れた若者たちが飯島に戻りたいって、そんなふうに思わせるような、
若者が夢を持てる、そんな施策とか、この飯島町が、人口は減ってもいい、でも脈々と
生き残っていく、歴史の中に印、足跡をつけていく、そういった下平構想っていうのを
今回聞かせていただきたいなあというふうに思っています。今までの話の中で大分話が
見えてきましたけれども、じゃあ、それには必然的に、町長おっしゃっていたように、
まちづくりは町民の皆さんが自分たちの力を発揮して自分たちの力で人を喜ばせる、そ
ういったタイミングが大事なんだと、町や行政が設定したものではないものが、それが
必要だというお話、十分お聞きいたしました。しかし、そうはいっても下平町長に俺に
ついてこいの的な取り組み、姿勢、それがやっぱり欲しいなあというふうに思うんですね。
思い描くもの、指標、マニフェスト、この辺もあわせて2期目に掲げるものは何なのか、
その辺をお聞かせいただきたいと思います。

町長

2期目を迎えての政策目標、今、一生懸命それを明文化している最中でございます。
また、それも、これから行われます各4地区で町政報告会をやろうと思っているんです。
その中で、今までやってきたこと、そして今後こんな方向で向かいたいっていうことを
御披露申し上げたいなあというふうに思っているんですけども、その中で御意見をい
ただいて、確たるものにして発表させていただきたいというふうに思っております。そ
れで、今の現在の行政課題、どうしても少子高齢化、地方創生、この部分はどんな行政
でも大きな課題になっておるわけでございますから、これにまつわる施策を基本に据え
なきゃならないなあというふうに思っております。少子高齢化対策、また高齢化対策、地
方創生対策、それと行政改革、これは常にやらなきゃいけないことでもありますし、今、

久保島議員

区や自治会の組織の見直しをさせていただいていますけども、これが非常に反応のいい組織にしていかなければならないなのもあって、そんな行政改革の中でのこういう明文化になるのかなと思っております。全体の町のイメージは、森林や田園風景の静寂さの中にあっても快適な生活基盤があるまちというものを全体のイメージとして捉えていきたいなというふうに思っております。以上です。

終わります。

議長

10 番 本多昇議員。

10 番

本多議員

今の町長の今後の大きな姿勢を聞いた後で、私は大変細かい質問となってしまいますが、通告に従いまして4つの質問をいたします。お願いします。

1 番「実質収支の改善について」。実質収支の減少と不用額の検証については何回も質問していますので、また質問かと担当者は思っていると思います。30 年度、予備費を除いた実不用額が約 5,800 万円と過去 10 年間で最低の数字となりました。昨年度は 6,600 万円でしたので 800 万円減少しました。数年度、減少傾向が続いています。これは不用額を検証しているからと考えています。30 年度決算では、実質収支を 1 億円減少させたことにより実質単年度収支も赤字となりましたが、実質収支を早く減少させ改善するためには、どうしても通らなくてはならない処理だと考えています。前年以前にやってほしかったと思っていますが、実質収支が改善された決算だと評価しております。質問です。実質収支が改善されたことについては評価するが、まだ多いと考えております。実質収支が適正な金額になることを期待して質問いたします。実質収支が改善されないのは次の①～③と考えています。①実質収支の不用額は 6,975 万円、2,571 万円減少、これは予備費を 3,285 万円減少させたことによります。一般会計の繰出金の減少につながっております。新規事業を行えば実質収支が 3,000 万円は減少したと考えています。②一般会計の不用額は 1 億 6,563 万円、予備費 1 億 767 万円を差し引いた実不用額は 5,796 万円です。節には多額の不用額はありますが、款の不用額の合計 1,000 万円以上が総務費、民生費、教育費にあります。これは少額の不用額を合計すれば多額になるということです。予算執行を把握し補正をして事業を行えば、実質収支が 3,000 万円以上は減少したはずです。③歳入の当初予算と決算額の差は 4 億 4,435 万円、増加率 9.6%、28 年は 12.8%、29 年は 12.6%です。歳出の当初予算と決算額の差は 2 億 342 万円、増加率 4.4%、28 年は 6.8%、29 年は 5.2%です。それぞれ要因はあると思いますが、同じような状況となっています。歳入に対して歳出の増加率が低いのは、事業を行っていないこととなります。インフラ整備の住民要望はたくさんあります。実施計画に捉われ過ぎていて、前倒しでやることのできるのにやるという決断ができないのではないかと考えています。これが、実質収支が改善されない一番の要因だと私は考えています。仮に①と②から約 6,000 万円の事業を実施すれば、実質収支は 1 億 1,000 万円となり、実質収支率が 3.3%となり、健全であるという目安の数字となります。③の歳出も増加して歳出の増加率も 5.7%となり、通常年度並みとなります。この考え方について町長の

所見をお伺いします。

町 長

本多議員の質問にお答えします。財務にかかわる御質問です。決して小さな問題だと思いません。やはり、その専門家のお立場の中で、毎回こういった注意喚起をいただくということが非常に大事かなあというふうに捉えております。これも1つの行政の一面でありますので、大切に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。平成30年度の一般会計の実質収支は1億7,028万2,000円となり、前年度より1億367万2,000円減少する結果となりました。実質収支比率も5.1%のおおむね健全な数値となっております。また、特別会計全体につきましても前年度より減少となっております。私は、年度途中で出た剰余金につきましては積極的に住民要望に応えるべく、事業化するよう引き続き取り組んでまいりたいと考えております。ただいま議員には実質収支についての一定の評価をいただきながら、さらなる改善について要因を分析いただきました。改善項目につきましては企画政策課長より御説明申し上げさせていただきます。

企画政策課長

それでは、ただいま議員より3点改善項目をいただきましたので、それぞれについてお答えをさせていただきたいと思います。まず1つ目の項目ですが、特別会計につきましては、それぞれ運営方針により予算執行されておりますが、公共下水道事業や農業集落排水事業特別会計につきましては、執行方針としまして毎年1,500万円前後を執行残として翌年度の繰越し財源としております。介護保険特別会計も翌年度の繰越し財源としております。後期高齢者医療特別会計は、県後期高齢者医療広域連合のルールによる保険料繰越金が主な不用額の内容でございます。なお、国民健康保険特別会計につきましては、30年度から経営に県が加わりましたので、今後の決算時の不用額は減少させることができると見込んでおります。各会計とも精査された中での運営と考えておりますが、さらに不用額が膨らむことのないように努めてまいりたいというふうに考えております。続いて2つ目の項目でございます。一般会計の不用額が多いということではありますが、事業実施時において入札差金や事務改善により効率化を行ったなど努力の結果という側面もございますけれど、不用額が多く発生しないよう、予算編成時において過去の決算状況、また当年度の執行状況を踏まえた上で、引き続き適正な予算編成を行ってまいりたいというふうに考えております。また、各種事務事業については、これまで以上に所管課での執行管理、いわゆる執行状況のチェックでございますけれども、それと、また財政部局でも進捗状況を管理し、執行残が発生したような場合には新たな事業を実施するための財源として速やかに減額補正などを行うなど改善を図ってまいりたいというふうに考えております。最後に3つ目の項目ですが、歳出に関しての取り組みですが、これは今申し上げたとおりの取り組みを強化してまいります。また、歳入の関係であります。これは、年度途中、例えば税等の関係で調定や収納状況を見ながら早目に補正を行い、必要な事業の実施に努めてまいりたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、今後も引き続き実質収支健全化法指標、そういったものを注視しながら、適正な予算管理と予算執行、さらなる住民サービスの向上に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本多議員

よくわかりました。実質収支も減少し、不用額も改善が見られてきていますので、予算執行を把握して、不用額を減少して、新規事業に反映させていくと確信していますので、今回をもって実質収支と不用額の質問は最後にします。いたしません。期待を裏切らないように、よろしくお願いします。

次に2番です。「適正職員数について」。31年4月1日の現在の職員数は正規職員120名、嘱託職員45名、臨時職員110名と、合計275名の体制となっています。6年前の25年4月は、正規職員109名、嘱託職員23名、臨時職員79名と、合計211名です。64名増加しています。予算規模を見ると、30年度は50億5,600万円、25年度は46億8,400万円、標準財政規模は32億円台でほとんど変わりません。30年度の人件費8億7,408万円、物件費の賃金1億9,129万円、合計10億6,537万円で6,215万円増加し、歳出総額の22.1%を占めています。そのため、計上収支比率の上昇につながりました。25年度の人件費の総額は9億2,800万円です。歳出総額の20.3%でした。民間企業は事業が拡大していけば社員を増やし、事業が縮小に向かえば社員を解雇し減少させる、企業は利益を確保するために社員を調整しています。行政はそんなことはできません。仕事量が多くなり複雑になってきていることは理解します。それにより歳入が増加するわけではありません。先ほども言いましたが、標準財政規模は32億円台で、10年間ほとんど変わりません。住民に職員数が毎年度10人ずつ増加している状況を理解させることは大変難しいことではないかと考えます。25年度と比較したのは、私が議員になった年度で、職員の勤務状況などがわかっているからです。昔との比較は、この場では言えません。私の3月質問した働き方改革について、もう一度内容を見てほしいと思います。財政負担を軽減させるためには、業務の効率化を図る職員の意識改革が絶対要件です。優秀な職員に育てることが職員の増加を抑えてくことにつながると私は思っております。人口減少が続く中、来年度より会計年度任用職員制度が実施されます。組織の改革なども必要かとも考えます。人件費と職員数の増加の要因を検証し、適正職員数を検討する必要があると考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

副町長

それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。予算規模が減少したり、あるいは、先ほど最初の質問でもありましたように、事業もやってないのに、また高齢化で人口が減少する中で職員数が増加しているのはなぜかという御質問だと思います。ことしの平成30年度の行政報告書に性質別の決算状況がありますけれども、こちらは決算統計に基づくものでありますが、先ほど申されましたように平成30年度の決算での人件費は8億7,408万円でございます。前年度の人件費が8億2,863万円ですので4,545万円増加しているということであります。この増加している原因につきましては、住民ニーズの増加、それから複雑化、多様化している業務はもちろんでありますけれども、やはり今求められている行政の3大事業、教育、福祉、医療の増進、それから産業振興事業、それからインフラ安全管理事業、この3つが3大事業ということで推進しているわけですが、その重要な施策を実施していくための組織づくりを念頭に、とりわけ保健福祉、医療の分野の充実、それから土木系の技術者、これらの確保、それから地域創造課の新設、これらの対応のために、平成30年度につきましては、正規職員で6

名の増員を行ってきたところであります。25 年と比べて 11 名増加しておりますので、そのうちの 6 名が平成 30 年度に増加したということであります。このように職員が増えているわけですが、やはり、先ほど申されましたように、当然、職員の意識改革、これは進めていくところはもちろんでありますけれども、やはり魅力あるまちづくりに向けて職員のモチベーションを上げていく、この確保のためにも、職員数というのはある程度確保していかなければならないといふふうに考えています。ですけれども、先ほど議員さんの言われましたように、やはりきちんと適正な職員数の管理をしていく必要もありますので、来年度から始まります会計年度任用職員の制度の発足も踏まえまして、適切な職員数について検討してまいりたいと思います。

本多議員 わかりました。専門職員の採用っていうのは非常に大事だと思っております。やっぱり専門職員がいて、その指導に従って職員が伸びていくと、これは考えてもらって、この分が増えても別に問題ないと思いますけれども、今 120 人が正規職員ですけど、ここら辺が一番限度じゃないかなあと今考えていますけれども、副町長は限度は何人だと思えますか。

町 長 限度はきちっと効率のいい仕事ができる範囲だと思います。あるときは多かったり、あるときは少なくなったりするかと思います、その時々に応じて。今、その内容については、今、副町長がおっしゃられたとおりでございます。

本多議員 わかりました。それでは 3 番です。「建設工事の入札について」。県は 8 月から県発注の建設工事の入札で入札価格が下回ると失格になる失格基準価格を引き上げました。現行の予定価格の 87.5～92.5%から 89.5～94.5%となりました。不当に安い価格での受注を防ぐのに加え、企業が適切な利益を得られるようにすることで担い手の確保や育成につなげることを目的としています。失格基準はどうするのか、また、町の入札方法の現況と課題をお伺いします。

町 長 当町においても、県と同様に不当に低い価格での入札が行われた場合の対応について定めがございます。具体的な内容等につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

企画政策課長 それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。当町の建設工事における入札につきましては、低入札価格調査基準の設定や入札時に入札価格の積算である工事費内訳書の提出を義務づけさせていただいております。調査基準価格の詳細は非公表とさせていただいております。提出後は、副町長、関係する課長による審査委員会を開催し、契約内容に適合した工事が履行されるかを判断し、落札または不適切の決定を行っております。県の調査基準価格は当町の調査価格と比較しまして高く設定されておりますが、県の入札対象者は県内や地域指定など広範囲からの入札者でもあり、不当に低い価格での入札の恐れも高いと思われます。2 つ目の質問にも触れていきますが、当町の入札の現況でございますが、工事の難易度や種類を鑑み、特別な場合を除き、町内に本社、本店または支店を有している業者を基本としております。また、平成 28 年度から 30 年度までの 3 カ年の平均の建設工事における平均落札率は 95.5%の状況となっており、過度な競争性

や不当に低い入札もなく、受注業者も適切な利益を得ており、入札の適正化は保たれていると理解しております。

本多議員 適正にやっていると理解していますのでよろしく。私は6年前、平成25年12月の一般質問で、町活性化のため入札における予定価格の引き上げをと質問いたしました。企業が適切な利益を得られるためでした。失格基準を引き上げるとは違いますが、同じようにやっぱり企業にある程度の利益をもたらすと、これは大事なことだと思っていますので、今後も適正な価格で落札ができるように要望いたします。

次の質問です。4「空き家対策について」。空き家対策の質問は今回で9回目です。空き家対策全般に関することを検討するため4局部会を設置していますが、検討するだけの部会ではないのでしょうか。実行が伴っていないと考えていますので質問します。次の1～3、一括で具体的に返答してください。①空き家の現況は、平成28年度の実態調査124戸、2年経過するが、以後の増加数と撤去数、売却を含んでお答えください。②危険度判定Cが34戸あったんですが、どう対応しているのか。③七久保小学校の近くに空き家があります。瓦が道路に落ちそうになっています。この場合、どういうふうに対応するのか質問します。

副町長 空き家対策について9回質問していただきましたけれども、余り進んでいないんじゃないかというような状況を危惧されているということですが、空き家対策につきましては、去年から私を中心に各課が連携して4局部会をつくりまして対策を進めてきているところであります。昨年の成果としては空き家対策の計画を策定しました。また、情報共有をしながら空き家対策についてそれぞれ対策を進めてきているところであります。この4月からは、昨年の一般質問でお答えしましたように建設水道課に専門の職員を据えまして、主管課として飯島町の空き家対策協議会を設置して、各課連携しながら進めてきているところであります。御質問の各項目につきましては担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

建設水道課長 それでは各項目についてお答えいたします。まず空き家の状況についてでございます。この8月の末現在でございますけれども、総数で158件となっております。空き家の対策計画策定時に比べまして34件の増加となっております。こちらにつきましては、担当者による現地確認を行っているわけですが、飯島区においては独自の調査結果をいただきまして、それを調査に反映した結果の増加となっております。空き家の総数は増加をしましたが、この間、ホームページ等で情報提供によります売却、利活用が8件ございました。そのほかに物件についても動きが出ている状況でございます。除却でございますけれども、このたびの現地調査で確認した結果、3件を確認してございます。このように空き家の件数は日々増減を出しておりますので、住民の皆さんからの情報提供、定期的な現地調査を行うことによりまして最新化を図ってまいりたいと思っております。次に、危険度判定Cの空き家への対応でございます。4月に実施をしたんですけれども、空き家の所有者を対象に空き家等における今後の利用等に係る意向調査を行っております。空き家等対策計画に示されました適正管理に向けた実施体制のフローをお示しするとともに、個別相談を通じて除却などに向けた自主的な是正をこのと

き依頼をしてきております。また、あわせてCATVの行政番組を通じまして空き家改修費等補助金の除却メニューの案内を含めまして、空き家の特措法に移行する前の自主的な是正について広く呼びかけを実施しております。なお、一部の空き家につきまして除却に向けた個別指導に着手した案件もございます。今後、各案件ごとの指導や調整、協議を強化してまいりたいと考えております。3つ目でございます。御質問の空き家でございます。七久保の空き家の関係でございますけれども、瓦が道路に落ちそうになっている状況も確認をしてございます。このような議員さんの御指摘のほか、地元の自治会長さんからも情報提供と空き家そのものの是正に向けた要望をお寄せいただいております。この場所は、七久保の中心地で、人と車の往来が多い場所でもございます。取り組みの経過といたしまして、まず建物の管理者に連絡をしている状況でございますが、しかし全く対応がなされていない状況でございますので、当面の安全確保といたしまして、道路管理者、また警察、自治会とも相談する中で、危険防止のためのバリケードの設置、また現地に注意喚起の看板等の設置を行ったところでございます。あわせまして、近く県の空き家建築士派遣事業を活用いたしまして特定空き家等の判定を見据えた現地調査を実施するよう予定をしているところでございます。いずれにいたしましても、空き家は個人の財産という側面がございます。引き続き4局部会の連携をとりながら、所有者や管理者の主体的かつ責任のある管理を基本に、随時個別案件への対応も進めたいと考えております。以上でございます。

本多議員 今言った危険防止のバリケードとかをやったのが9月の6日、要するにずっとほっといて、この質問が出たからやった。これが、対応がおそいということを僕が言っているわけで、こういうことを私が言わなければ要するにやらないと、これでは全く空き家対策になっていないと私は考えています。だから、4局部会、もう1課に絞って徹底的にやったほうがいいのではないかと私は前から言っていますけれども、この考え方どうでしょう、町長。

町 長 やっぱ会議をすることが事業が進んでいることじゃなくて、何をやるかが大事だと思います。実行力、想像力、そして実行力、この2つが大事だと思っています。

本多議員 じゃあ今後の空き家対策に期待して、これで質問を終わります。

議 長 ここで休憩といたします。再開時刻を10時45分といたします。休憩。

休 憩 午前10時31分

再 開 午前10時45分

議 長 会議を再開します。一般質問を続けます。

1 番 滝本登喜子議員。

1 番

滝本議員 それでは、通告に従いまして質問をいたします。今回の質問事項は3件です。初めに、平成30年3月に策定されました町の第5次環境基本計画の中の幾つかを質問いたします。1-1の①です。この計画は第4次の成果と課題を検証し、取り組みをさらに推進

	するための具体的な方策と手だてを講ずるものとしております。まず、自然エネルギーの利活用について伺います。この活用については、町地域新エネルギービジョン導入プランの中でも町に適した新エネルギーの利用が掲載されていまして、町は、恵まれた自然環境を生かし小水力発電事業を立ち上げた1つの法人組織に支援を行っております。この法人の事業の内容と現状をお聞きいたします。
町 長	滝本議員にお答えいたします。飯島町環境基本計画第5次は、平成29年度に第4次計画の成果と、今後の課題として地球温暖化、自然エネルギーの利活用、廃棄物対策などの課題を踏まえ、環境保全の推進に取り組むために令和4年度までの5年間の計画で見直しを行っております。議員御指摘の小水力発電につきましては、環境基本計画の中にエネルギー対策として記述がございます。小水力発電につきましては詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。
住民税務課長	それでは、詳細につきまして私のほうから説明させていただきます。まず、議員の御質問の小水力発電でございますけれども、先ほど議員が申しました町の関係の町一部出資の発電会社でありますけれども、郷沢川水系の農業用水路で出力をしておりまして、2キロワットでございます。太陽光に換算しますと10キロワット相当となりますけれども、そちらのほうを平成28年3月から発電を行っております。当初は、取水口、水をとるところですけれども、そちらのほうに落ち葉が詰まる、たまるとか、そういう課題がございましたけれども、現在はスクリーン、入り口のスクリーンでありますけれども、そちらのほうの改良を行いまして特許を取るという実績を積みながら、現在まで順調に稼働しているということでお聞きしております。
滝本議員	そうしますと、民間事業でありますけれども、町の環境基本計画の中にある重要な事業だと思いますが、利益といいますか、そういうものに対してお聞きしていますか。
住民税務課長	今、収益の話を御質問いただきました。平成30年度につきましては100万円ほどの赤字ということをお聞きしておりますけれども、本年度、令和元年度につきましては、ちょっと金額は未定でありますけれども黒字になるということでお聞きしております。
滝本議員	年数はたつと思いますけれども、順調に利益が出るという状態であればうれしいかと思います。そこでですけれども、先ほど5年計画ということでありまして、令和4年度の目標値としては出力100キロワット、年間発電量62キロアワーとしている目標値がございます。これに向かいましては、今は1つの事業でありますけれども、今後、発電事業についてどのように検討しているか、計画をしているかということをお聞きいたします。
住民税務課長	議員の御質問でありますけれども、環境基本計画にございます令和4年度の目標について御指摘をいただいております。こちらの目標の達成でありますけれども、小水力の発電施設の用地の選定、また関係各所への事前協議、調整、設計業務、施工監理等、幾つもの課題をクリアすることが必要だということを感じております。そのために、まだ検討段階でありますけれども、そのためには、今後、ノウハウを持った方の人材育成も含めまして、水資源の活用、また安定した地域電力の確保を念頭に、計画にもございまして、県企業局、また独自に町で行う場合につきましては関係各課等とエネルギー

	循環の社会を目指した研究を進めていく必要があるということで考えております。
滝本議員	そういう計画だそうですけども、その計画は町で行うということを基本にしているわけですか。他の民間の一般財団でもエネルギーのことに関しての補助金を出しているということですが、そこら辺の検討はなされていますか。
住民税務課長	各団体というか、今後そういう団体との話し合いをしていく必要があると思いますので、まだ具体的な計画については今後検討していく必要があるということで考えております。
滝本議員	ぜひ、検討だけでなく、計画に沿って一歩ずつでも進んでいっていただきたいと思うところです。
	では、次の②に参ります。このエネルギーの対策としてもう一つ木質バイオマスの取り組みがあります。この利用状況と課題を伺います。まず利用状況ですが、ペレットストーブ、まきストーブ利用などの状況をお伺いいたします。
住民税務課長	ペレットストーブの関係でありますけれども、こちらで把握している件数でありますけれども、補助金関係でありますけれども、平成 20 年度から累計で 16 件のペレットストーブの補助をしております。まきストーブにつきましては、現在手持ちの資料がございません。
滝本議員	ペレットストーブに補助金が毎年出ておりますけれども、20 年からということだと余り進んではない状況だと思いますし、また、まきストーブも今後、これは調査というかをするには難しいかとは思いますが、この調査もぜひしていただきたいと思います。それから、エネルギービジョンの導入プランに公共施設、学校にペレットストーブを導入するということがありますが、どこか予定をしていますかということと、森林税を使うことは可能であるかということをお伺いいたします。
住民税務課長	私のほうからはペレットストーブの公共施設の導入につきまして答弁していきたいと思えます。まず、公共施設のペレットストーブの設置でありますけれども、過去に学校施設で購入した際に、機器の価格、また火力、ペレット供給の単価などの課題がございました。今後導入するにしましても、同様なものが課題として挙げられますので、現在のところは未定でございます。
産業振興課長	ペレットストーブの設置に関して森林税の活用はできないかということで、現在のところ森林税の活用メニューの中にペレットストーブの補助というのはございませんので、直接的に森林税を利用するということは、現段階ではできないという制度になっております。
滝本議員	ただいま、公共施設にペレットストーブは火力の問題とか価格の問題ということで導入はできないというお答えをいただきましたけれども、導入コストなどのデータも取り込んでこの計画は出されているのではないのでしょうか。また、今議会の補正議案に飯島小学校のストーブ購入予算が示されております。なぜペレットストーブではないのかということでお伺いいたします。
教育次長	飯島小学校のストーブの関係の御質問が出ました。今回の補正に関しましては、飯島小学校につきましては灯油のストーブ 4 台を計上しているということでございますが、

ペレットストーブに関しましては、同様の火力を持ったもの、ちょっとこれは過去の話ですので、今回の検討にはペレットストーブは入っておりませんが、過去にペレットストーブを買うと幾らぐらいするのかっていうことを見た経過がありまして、1台20万円ぐらいするとそのときにあったということでございます。価格のほうのそういったこともございますし、あと、ペレットを燃料とするわけでございますが、そのペレットを置いておく場所の問題もそのときにあるということでございまして、そのときはペレットストーブを今回はちょっと見送るという形で、これは過去のお話でございますが、検討した経過がございます。なお、今回のストーブの購入に関しましては、ペレットストーブということは検討しておりませんで、初めから灯油のストーブ4台分ということで検討させていただいたということでございます。

滝本議員 そうしますと、町が推進している計画であります。その中で、また予算もとることになると思うんですけども、なぜ計画の中にあることが実行できないのでしょうか。コストだけの問題ではないかとは思いますが。「絵に描いた餅」では理解しがたいです。身の丈に合った実現可能な計画をつくるのが前提ではないのかと思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

町 長 滝本議員のおっしゃることもよくわかります。ペレットストーブの現状の分析をやっぱししっかりした中で対応していかなければならないかな、過去のそういったイメージにとらわれることなく、現在はどうかと、そういったことをきちっと、石油ストーブに決定したという部分の過程をやっぱり自信をもって説明できることが大事かなというふうに思っています。しっかりと、ちょっと精査したほうがいいと思います。

滝本議員 では、そんなようになることを期待しております。そして、ちょっと関連でございすけれども、さっき森林税はペレットストーブには使うことはできないということでありましたが、ほかに森林税を活用した例をお聞きしたいと思います。

産業振興課長 森林税の活用状況でございすけれども、昨年度の利用実績は約2,000万円ということで、特命チーム営業部の自然部会が主体となって立ち上げた協議会、こちらによる町民の森周辺での環境整備等に活用されております。また、今年度でございすが、昨年と同様の事業に活用するということで2年目になりますが、1つはそれで、あとは飯島区でも新たに協議会を立ち上げていただいて活用するというのが1つございます。また、そのほかに、防災・減災のためのライフライン、水道管が通っているとか道路があるとか、そういうところの端にあります倒木対策、これに活用していきたいということで、今3本考えております。昨年から1期5年目の第3回目の期がスタートしておりますので、継続した事業実施と新たな事業、メニューが出てまいりましたら、また積極的に対応していきたいと思っております。

滝本議員 では、次の質問に移ります。③でございすが、この質問は自然エネルギーの項目に入れてしまいましたが、この計画全体の中の質問として御了承いただきたいと思ひます。基本的な役割として町民、事業者の役割があると記載されております。環境問題は、温暖化を初め日常生活や事業活動、あらゆる人間の活動に起因しております。私たちは社会生活においてこれらをみずからの問題として取り組むべきだとは思ひますが、町民み

ずから必要な知識を得るようにするには、この計画を町民は役割として理解し能動的に取り組まなければならないですが、どのように示すかは町の役割だと思います。役割の文言が「努めます。」「協力します。」となっておりますが、環境に配慮した暮らしの実践、例えばごみ収集や資源の有効活用を行っていることを言っているのでしょうか。主体的、能動的に取り組んでいることだと考えてよいのでしょうか。その見解をお聞きいたします。

住民税務課長

議員の御質問でありますけれども、計画につきまして町民また事業者等の役割をどういうふうに理解をして能動的に取り組んでいくかという御質問でありますけれども、まず、全体のお話もいただきましたので、ごみの関係のほうも含めてお答えしていきたいと思っております。まず、環境の関係でありますけれども、一般的に個人の皆様でありますけれども、環境に配慮した暮らし、実践としまして、今増えてきておりますけれども電気自動車、またハイブリッドカーへのエコカーに乗りかえていらっしゃる方が多くいらっしゃるということで、そちらのほうは自主的に、今、環境に配慮した活動をしていただいているということで認識しております。また、事業者につきましては、その製品をつくっているようでありまして、みずから環境に配慮したものに努めているということで認識しております。また、ごみ、環境全体でありますので、ごみ出しの関係でありますけれども、この4月より処理場、可燃物処理場等変わっておりますけれども、また一昨年から不燃物処理場につきましても箕輪町にありますクリーンセンター八乙女に変わっておりますので、そちらのほうで資源化をできるごみのことにつきまして、資源化できるものにつきましては自主的に出していただきたいということで町のほうで広報しておりますので、それに基づきまして取り組んでいただいている部分があるかと思えます。また、事業者のほうでありますけれども、昨年度、資源化、またごみの減量化に対するアンケートを事業者向けに行いまして、多くの事業所でペーパーレス、またミスをしたコピーの再利用っていうことでやっていただいております。さらには、県の廃棄物3Rの実践の協定に基づいた活動をしていただいておりますという回答もございますので、それぞれ御自分で立場をお考えになりまして取り組んでいただいていると認識しております。

町 長

自然エネルギーの利活用というのが、個人が能動的に動いているかという範囲は、やはり今、ごみ収集の中でいろいろ再利用にするというところにとどまっているのかなと。あと、個人的に1つの思考の中で取り組んでいる方もおられますけれども、森林資源や水資源を含めて大車輪に自然エネルギーが動き出すということは、個人の範疇ではなかなか難しいものがあると思います。水については、やっぱり水利権というものがありますんで、ちょっくらちょいと手を出すわけにはいかないということもございますし、森林資源も森林の所有者というものの問題もございますし、どこで伐採してどのようにするのかという大きな問題があるわけがございます。ですから、そこら辺は、しっかりとした計画、資金のもとに動かざるを得んのかなというふうに思っております。民間活力も使いながら、そういったものが全体に動き出していかなければならないなあというふうに思っております。

滝本議員	町長のお考えをお聞きいたしまして、今後に期待したいと思いますが、長くかかることだと思いますけれども、こういったごみとかプラスチック再利用の身近な問題、これの一つ一つクリアしていくことが大事だと思いますし、ごみの収集のプラスチックのことも今年度新しく収集が変わったのですけれども、それに対してもこれからまたいろいろ問題が起きていることだと思いますし、再三有線でも流れていますように、こういうごみはこういうふうに分別してくださいということが言われております。これらのことに対しても迅速に対応していただきたいと思います。期待を……。じゃあ町長に考えをお聞きいたします。
町 長	普段、御努力いただいて分別していただいて、ごみを出させていただいて、新しくできた最後の処理施設で今、それを使って気化発電、発電をしているのですけれども、先日、8市町村の広域連合の中で、その発電による利益が予想を上回っていると、こういうお話もいただきました。ですから、そんなところでも皆様方の御努力の成果があらわれているのかなあというふうに思った次第でございます。そういったことを皆様方も励みにしながら、自然エネルギーについて取り組んでいただきたいと思っております。
滝本議員	そういううれしい話もありますけれども、また問題も出てくるかと思しますので、対処をお願いいたします。それから、プラスチックの製品などの開発で本当に便利になったんですけれども、これが、生活の中でこれらのものが環境に与える影響を私たちはそのときにみずから考えたことでしょうか。開発の先にある思ってもみなかった現在問題になっていることを学習し知識を得ることは、町が正しく町民に示さなくてはならないと思います。習得できる町民、お母さんを初めお父さん、おじいさん、おばあさん、子どもたち、家族一人一人や事業者がこの役割を担うことが一番大切であると思います。ごみなどのことは女性にお任せという世帯もまだまだ多くあると思います。意識のことを周知し理解してもらうのは大変なことですが、町はどう取り組んでいるか、取り組むか、今後のお考えを伺います。
住民税務課長	現在でありますけれども、先ほど子どもというか、児童等の話が出ましたのでお話をしたいと思うんですけれども、出前講座というのがございまして、そちらのほうに担当職員が伺っておりまして、実際にごみの出し方等の話をしております。また、御家庭に帰りますとお子さんは親御さんのほうに話をしますので、そういうところからごみの減量化、また分別等について話をさせていただいていると思いますし、さらには、全体的に、またいろいろ計画というか、課題等を研究しまして取り組んでいかなきゃいけないということで認識しております。
滝本議員	わかりました。 では、次の④に参ります。新エネルギービジョンの推進体制として自然エネルギー協議会が設置してありますが、この内容についてお伺いいたします。
住民税務課長	ただいま自然エネルギー協議会につきまして御質問いただきました。こちらでありますけれども、詳細につきましては、環境基本計画ではなく、飯島町地域新エネルギービジョンのところにその位置づけがされております。目的としまして、町民、地域団体、事業者、行政等のさまざまな主体が連携をしまして、地域循環型、地産地消型の再生可

能のエネルギーの普及啓発を通じまして安全で安心して暮らせる持続可能な地域づくりに資するということで目的を示しております。事業としましては、住民へのエネルギーの普及啓発、また自然エネルギーのエネルギー事業化、先ほど小水力もありましたけれども、そういうものの調査、研究等を行ってまいります。実際に今、会議のほうでありますけれども、個人会員が30名、法人会員が7名、賛助会員が4名となっております。個人につきましては、個人は個人でありますけれども、個人のほかに町内に所在します団体、賛助会員として、総会の議決権は持ちませんけれども、そういう方がおられます。また、今後の活動でありますけれども、去る7月の27日の日に県外の小水力発電所のほうへ自然エネルギー協議会のほうで視察に伺っているということでお聞きしております。一応、町につきましては、現在、住民税務課、当課で協議会のほうの事務局を担っておりますので、情報共有を図りまして、今後の検討等、また取り組んでいきたいと思っています。

滝本議員 エネルギー協議会の状況をお伺いいたしました。

次に参ります。⑤地球温暖化対策として、県もクール、またあったかスポット活動に取り組むとあります。町でも実践するということですが、スポットの選定・設置状況はどうなっているのでしょうか。

健康福祉課長 クール・あったかシェアスポットの選定、配置につきましては、本年度、本年の1月より順次募集しております。この募集要件につきましては、長野県実施の信州クール・あったかシェア事業に合わせた要件としておりまして、現在、町内には2カ所、飯島町図書館、まちの駅いっちゃんが登録しています。登録箇所につきましては、現在、登録数が少ない状況ですので、今後冬期に向けて募集に力を入れてまいります。

滝本議員 では、今後そういう場所が増えることを願います。

次の質問に参ります。1-2の①です。資源の利活用をお聞きいたします。リサイクル、リユースの取り組み状況はということでお伺いいたします。リユースとしては、衣類、食器類などの取り組みは考えるかということでございます。他市町村の例に、役場庁舎付近にどなたでもお持ちくださいますように使える食器などを置いていて、利用がされていると聞きました。以前のリユースに関しての一般質問に、生活改善推進委員の中で要望があればと消極的な答弁でありました。委員会組織もなくなりました。町で積極的に取り組むことは考えておりますか。お伺いいたします。

住民税務課長 町で積極的に取り組むかという御質問でありますけれども、現在のところそこまでの計画は、具体的な計画はございませんので、必要に応じて研究していきたいということで思っております。

滝本議員 ぜひ検討をお願いいたします。

次に、廃油石けんの取り組みと課題はということでお伺いいたします。女性グループの粉石けんをつくる会は13年前に発足し、町の支援、補助を受け活動していますが、会員は現在、あめ玉1袋に満たない茶菓子で労をねぎらう程度で、ほぼボランティアであるということと、活動資金にする利益までは出ていないとのことでございます。事業経営を成り立たせるには利益を上げることでもありますけれども、粉石けんはまだまだ普及

住民税務課長

していない現状です。今の時代において、粉より液体のほうが主流になりつつあります。機械化するにも資金もなく、また現在の作業所もいつまで利用できるかわからない状態であるということだとお聞きしました。政策に挙げられていることを、このグループにお任せでよいのかと思います。町の支援、補助をどうお考えですか。お聞きいたします。

粉石けんの会のお話をいただきました。まず初めに実態につきまして、御存じかと思えますけれども説明させていただきます。先ほど13年前ということでございましたけれども、平成18年にこちらの粉石けんを作る会が発足しております。現在の会員数でありますけれども、39名いらっしゃるということでお聞きしております。実際に石けんのほうになりますけれども、製造量につきましては800kg、また、それのもととなる廃食油の回収実績につきましては394リットルということでお聞きしております。また、製造されました粉石けんにつきましては、役場の正面の階段下にございますし、また各公民館のほうにもございます。また、道の駅のほうでも販売をされているということでもあります。課題でありますけれども、こちらのほうで聞き取った内容もございまして、お話ししたいと思えますけれども、液体石けんにという話もありましたけれども、現在、粉石けんの存在についてちょっと御存じない方もいらっしゃるということでもありますので、自然に優しいものということで、先ほど来、環境の話が出ておりますので、そういうものをうたい文句に、また町としては広報ということで支援していきたいということと考えております。

滝本議員

現状と課題ということでもありますので、今後の検討を、ぜひよい方向になるようにお願いします。

次の②です。食品ロスの取り組みはということでございますけれども、飲食業者などの取り組み状況と効果を検証したかということでお伺いいたします。30・10運動など、役場関係とかでは行っておりますが、そのほかの飲食業者の間ではどのような感じでしょうか。お伺いいたします。

健康福祉課長

まだ食べることができる食品が大量に廃棄されている食品ロス削減の取り組みにつきましては、町の環境基本計画では廃棄物処理の項目で取り組むことになっています。実際の取り組み状況ですけれども、飯島町には食育ネットワークがございまして、そちらの飯島町食育推進計画とあわせて生活部会の中でもとに取り組んでいるところでございます。御質問の飲食店などの取り組みにつきましては、食品ロス削減ポスターの配布及び掲示による周知、啓発を行っているところでございますけれども、その効果の検証には至っていないところです。

滝本議員

この活動を今後も続けていくということになれば検証も必要だと思いますので、ぜひ検証していただきたいと思えます。

では、次の質問に参ります。2ー①です。町なか活性化にはAコープの存続が必要ですが、障害になっていることは何か、また町の支援をどう考えるかということでお聞きしたいと思います。この問題は、以前よりAコープがなくなるといううわさがあちこちであります、高齢者の買い物や団体などの会合、飲食の集まりでも仕出し、弁当などがなくなるのではと住民は大変心配しております。契約時期ということが迫っておる中で、

今になって公のお示しが無いということで、今回お聞きいたします。

町 長

Aコープ飯島店のマーケット、これで町民の皆様方にいろいろのうわさからによる御心配が広がっておるということは承知しております。あそこの家主、持ち主がJ A上伊那でございます。そして、そこをお借りして事業をやっておられる方がAコープの店長さんということでございます。そこで、長年使ってきた施設がいろいろと不都合があつて、修理、整備、改修をしなければならないと、こういうことに至ったわけでございます。あわせて10月の消費税のポスレジも、これもそろえなければならないということで、大きな資本が必要だと、こういうことが大きな課題として浮上した中で、こういうお話が広まっているわけでございます。今まで、まずAコープの家主であるJ A上伊那と店長さんのお話の中で、大筋これを継続していくと、こういうお話になっております。継続するについても、これは商業環境が、流通業界の革新が、いろいろの153バイパスができた影響で非常に流動的になってきております。それは、範囲は松川から駒ヶ根、宮田、伊那まで含めて、いろいろ流通の商戦が非常に激しくなっている、という環境もございます。今後そこら辺で新しい動きがどんどん出てくる可能性もございます。そういったことも含めた中で店長さんとJ A上伊那が継続の方向、飯島町もそれを、ぜひそういう方向で結論を出してほしいということの中で、方向性は出ておるのかなというふうに思っていますけれども、まだ、その部分が明確に、今ここで話することはできませんけれども、幾つか詰めなきゃいけない問題が、これはあります、残っております。そういったところで、方向性は続けてやっていきますと、こういうことですので、一安心はしていますけれども、あとは詰めを今後していきたいと思っております。

滝本議員

そういうことで、Aコープ、町に唯一のスーパーであるAコープでありますので、住民の皆さんがよりどころとするところをなくしてはならないと思いますので、ぜひ、よりよい方向で対策を練っていただきたいと思います。それで、方向性が出たということですが、Aコープを含めた飯島町駅周辺の整備について伺いたいと思います。6月に議員研修で岩手県の紫波町に行つてまいりました。オガールプロジェクトという駅前都市整備事業で官民が連携し株式会社を立ち上げ、駅前の開発整備を行った事業でございます。そこには、役場庁舎を初め公園、住宅、オガールプラザとして公共施設は地域交流センター、子育て支援センター、図書館があり、また民間施設としては保育園、スポーツ施設や直売所、歯医者、目医者、カフェ、居酒屋、学習塾などのテナントが入っております。紫波町では何も無い町有地での開発ですが、飯島の駅周辺にはまちの駅、Aコープ、J A飯島、飲食店、銀行、商工会、さらに空き地もあり、これらの施設と連携し、会議室を備えた施設では誰もが使える会議室などとして貸し借りができることの運用、つまり、会議、講習会、趣味の教室などにも誰でもが使用できるように窓口の一本化をする。空き地を整備、改修し、どこの事業にもイベントで利用できる。また、以前公民館があったときは図書室がありましたが、今の成人大学センターには書棚に主に子ども用の本があるだけです。まちの駅に本の設置がありますが、手狭な状態であると思いますので、この点も連携したらどうかと考えます。このように、コンパクトシティー

に関しては以前他の議員も質問し、町長のお話にもあったが、今ある施設を生かして飯島版コンパクトシティーとして実現の可能性を考えるべきではと思いますが、どうお考えでしょうか。

町 長

コンパクトシティーについてのお尋ねでございます。あらゆる町の要素、機能というものが1カ所にすぼっと集まってくるということは、新たな土地でここからここをそういうふうにしよというふうになれば、それはどんどん計画が進んでいくと思いますけれども、今あるものを使いながらということで、前提はそうやってきますので、それを分散型のコンパクトシティー的なものは可能であるのかなというふうに思っております。いわば、この役場庁舎周辺は、図書館あり、文化館あり、庁舎あり、学校あり、福祉のセンターあり、医療あり、薬局あり、ある程度の町の機能というものが幾つか一番集まっているのは今この場所かなというふうに思います。ですから、ここも1つの大きな起点になるでしょうと思います。そして、商業でいくと、今、七久保の道の駅を中心にした商業施設の集積ができてつつあります。そういった部分で、あの辺が1つの商業施設の場所かなあというふうに思っております。それをこっちに強引に持って来いっていうのは、なかなか業者の皆様方が集まる、商業の立地条件のいいところということで判断しておりますので、それを急に動かすことはなかなか難しいだろうなあというふうに思っております。また、駅前ですけれども、駅を利用して、昔のように駅を中心にまちが栄えたという時代ではなくなりました。しかし、今、駅の周辺は、そういう金融機関、J AのAコープ、商工会等、郵便局等もございますので、そこも小さな1つの役を担うような部分は想定できるのかなというふうに思っております。そういった部分で、6次総には、そういった分散型のコンパクトシティーということをやっぱし織り込んでいく必要があるのかなというふうに考えております。

滝本議員

では、分散型コンパクトシティーということで今後計画の中に反映されるということでもありますので、ぜひ期待したいと思います。

大きな3番に参ります。町の施策に対して積極的に行動を起こした住民、グループなどにフォローや支援、協力をどのように行っているかということでございます。町の施策に協力して発足した住民グループの活動に支援した例は過去にもたくさんあったと思います。先ほどの資源活用で質問しました粉石けんの会もそうです。最近の活動支援では米俵マラソンがあります。また、営業部の花部会ではアグリ丘花クラブ、自然部会では飯島の森保存会などが発足したと聞いております。逆に、資金難も理由の1つとして解散に至ったグループもありました。ほかにも小さなグループが幾つも活動をしております。この中のあるグループには情報の提供や担当者の気配りなどがある一方、県などの施策にもある事業に積極的に協力をしているが情報提供やフォローがないところもあります。このようなグループの活動支援体制をどのように考えるかお聞きいたします。

町 長

日ごろより町民の皆さんには、それぞれの立場の中にまちづくりに御参加いただきまして、まことにありがとうございます。町の施策に対しまして積極的にまちづくり活動を実践されている皆さんへの支援につきましては、主に経済的な支援と人的な支援がござい。まず、経済的な支援としましては協働のまちづくり推進事業補助金がござい

ます。平成30年度は10団体145万6,000円を補助しております。このほかにも各所管で予算計上している町単独の補助金などもございます。次に、人的な支援としましては、それぞれの担当部署におきまして職員がお手伝いをするなど支援をしております。特に、地域資源を掘り起こし地域振興につなげていただく飯島町営業部の取り組みにつきましては、町が事務局を担い、営業部の自主的な活動を支援しているところでございます。いずれにしましても、住民の皆さんによる取り組みについては今後も町としても支援を行ってまいります。支援の方法については御要望をお聞きしながら臨機応変に対応してまいりたいと思っております。

滝本議員　ぜひ今後も、小さなグループでありますけれども、出てくるかと思いますので、要望をぜひお聞き入れ、支援の対策をお願いいたします。終わります。

議　長　ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

休　憩　午前11時36分

再　開　午後　1時30分

議　長　会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。
5番　橋場みどり議員。

5番

橋場議員　では、通告に従いましてひきこもり支援につきまして質問いたします。長期間ひきこもりをしている50代前後の子どもを80代前後の高齢の親が養い続けていることで発生する8050問題が言われ、そして今、さらに9060問題だと言われ始めています。5月28日に川崎で児童ら20人を殺傷、6月1日には元農林水産省事務官による長男殺害など、ショックな出来事が続きました。しかし、今回の事件でひきこもりイコール犯罪予備軍というマスコミの取り上げ方が問題になりました。このような大きな問題を起こすことはまれなことです。ひきこもりとは、データでは15歳～65歳未満の者で社会的参加、これは仕事、学校、家庭以外の人との交流などのことですが、社会的参加ができない状態が6カ月以上継続していて、自宅にひきこもり、または時々買い物などで外出することがある方をいいます。ひきこもりの長期化、高齢化の傾向が浮き彫りとなりました。ひきこもりになったきっかけで最も多いのが、いじめなど学校環境から不登校になる人、職場になじめなかった人、人間関係、過去の病気、就職活動の失敗、発達障害が含まれていることも否定できません。県も実態を把握するため、ことし2月に県内の民生児童委員による調査をした結果、回収率は89%で、ひきこもりに該当する人の総数は2,290人で、人口当たりの出現率は0.2%、市の出現率は0.16%に対し、町村部は0.36%と高い状況になっています。男性は72.9%、女性は21.8%です。しかし、データのとり方に関してはさまざまな方法があるようで、大阪の泉佐野市では男女半々です。広い意味でのひきこもりを含む場合もあり、まだ、この調査については専門家の中でも議論になっていると聞いています。町からも把握しているのは47人だと聞いています。まだ表には出てこない人数がいらっしゃるのではないかと推測されます。私は早い支援が必要だと

	考えますが、町はどのように認識され、どのようなお考えをお持ちでしょうか。お聞きいたします。
町 長	橋場議員にお答えします。8050 問題につきましては、ただいま議員のほうから説明があったとおりでございます。ひきこもりににつきましては、最近の報道等でも取り上げられているところであります。町では、表面に出ている、それ以上の底深い、氷山の一角が今、現状あらわれているんですけども、まだ底は底深いかなあというふうに思っておりまして、これは放ってはおけないということを強く認識しておるところでございます。平成 27 年から内部協議を行いまして、平成 30 年からはひきこもり対策を町の施策として位置づけました。長野県の中でもひきこもり対策として体系的に取り組んでいる市町村は 2 カ所のみであります。今後も引き続き福祉部門の相談を初め、支援関係者の育成、関係機関との連携等、地道な取り組みではありますが、引き続き行ってまいりたいと思っております。詳細につきましては担当課長から説明いたします。
健康福祉課長	議員の御質問とちょっと重なってしまうところもございますが、ひきこもりは 1980 年代から日本の社会問題として認識されるようになりました。当時は、不登校や退学、離職等の後、そのまま社会に出ず家にこもっている子ども、若者の問題でありました。8050 問題は、その状況が 30 年続いて長期化して、子どもが 50 歳、その親が 80 歳となつて、親が子どもを支え切れなくなることから起こるさまざまな問題でございますが、最近では長寿社会を反映して親が 90 歳、子どもが 60 歳という家庭もあるようになってきました。9060 になりますと、親自身が介護を受ける状況になったり、死亡したりするということで、ひきこもっていた子どもが生きることによって困ってしまい、死亡届を出さない等の事件や虐待、経済的に立ち行かなくなり生活困窮から生活保護の申請となったりなど、いろいろな状況が起きていることがニュースで流れているところです。ひきこもりの問題に関しましては、30 年以上の国全体の経験から、一旦ひきこもると自分から外に出るのは大変なことであり、ひきこもっている状況が長期化すること、家庭内では解決しにくい事柄であること、そして最終的に家族内では対応し切れなくなって福祉等が大きくかわる状況になるということがわかっています。町の状況ですが、高齢者の介護相談や生活困窮相談、こころの相談事業、精神保健の相談、家庭内のもめごと等の相談の中に、先ほど申しました 8050、9060 の状況の方々の相談があるところでございます。また、今困っていない場合は相談するまでに至らない、家庭内のことを言いにくいという面がございますので、このほかにひきこもり状況の方がいらっしゃることをさまざまな状況から推測しているところです。
橋場議員	ただいま町長から町の施策に位置づけるということで、ありがたいなあというふうに伺いました。それから、関係機関とも連携していくということなんですが、お聞きしたいんですが、ひきこもりの担当はどこがされているのか、それと県のひきこもり支援センターとの連携はどのようになっているのかお聞きします。
健康福祉課長	ひきこもりに関しましては、健康福祉課が担当いたしております。子どもについては教育委員会が担当しておりまして、両方で連絡をとりながらやっております。県の精神保健センターにございますひきこもりのセンターなんですけれども、町は事業をやって

いる関係もありますので、ずっと相談をしながらやっておりますし、個別の相談に関してもお願いをしたりとかしていただくということで、かかわりはかなり持っておる状況でございます。

橋場議員

かかわりを持っていただいているということで、安心をいたしました。

次の質問ですが、今、視察がひっきりなしに来ており話題となっている藤里町というのが秋田県にあります。人口は現在 3,200 人の小さな町ですけれども、この町がひきこもり問題に気づいたのは 2006 年でした。訪問調査を始めたのは 2007 年からです。地域からの声がきっかけで戸戸の訪問調査から始めた結果、113 人が判明しました。小さな町ですけれども、3 年かかったということです。ここの町ではひきこもり問題の本も出されておまして、こういうことも結構魅力となっておりまして、視察の訪問が多いということです。これは関係人口が増えているというようなことで、小さな魅力になっているのかなというふうにも伺いました。ひきこもりは、若い人だけではなく、中高年にも多いのです。40 代～60 代のひきこもり数の合計は 63% です。ひきこもり年数 10 年以上 40%、5 年以上 10 年未満 23% で、高齢化と長期化の実態が見えています。また、同居する高齢の親の健康状態に問題のある人、親に対し暴力をふるっているとみられる人が 147 人いるということで、迅速な支援が必要です。もはや 9060 問題です。もう既にそんな状況の御家庭があるのかもしれませんが。そして、いずれは生活保護受給者の増加へとつながっていくことになるのではないかと懸念もされます。私は、早期に実態調査をし、就労支援へとつなげていく方法を考えなければならないと思います。町も把握する人数がある中で、このような実態調査の必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長

15 歳からおおむね 40 歳までの不登校やひきこもり等の若者につきましては、サポート体制があって、上伊那県内でもサポートステーション等で相談支援、就労支援、心のエネルギーを充電する取り組みを行っている状況であります。40 歳以上の中高齢者につきましては、従来は精神保健にかかわる相談からの支援がされていましたが、ここ数年の間に、ひきこもりは誰にでもどこの家庭にでも起こり得ること、そのほかの理由での相談は、数は少ないながら社会参加していない方、家庭での困り事が特にない方についてもサポートの対象を整えましょうという流れになってきたところであります。これは、長生きの時代になって、親が子どもの面倒を長い期間見ることができて、本人が生きてのために働かなくても過ごせる場合、困った相談は、親の高齢化や病気になってというふうになって、いきなり 50・60 代の生活困窮による相談となります。このような状況から、先ほど議員がお話されました実態調査でございますが、町では県に先行して 11 月に民生児童委員さんを通じて実施をいたしております。この調査は、民生委員さんたちが知っている範囲ということで行いました。その後、長野県全体でもことしの 2 月から 3 月にかけて県と市町村との共同で実態調査を実施いたしまして、結果を公表しております。この調査では、長野県全体で 2,290 人がひきこもりというまとめであり、当町では 47 人の方が、この調査のひきこもりの定義、おおむね 15 歳～64 歳の者で社会参加ができない状況が 6 カ月以上続いている状態の方及び時々買い物には出かけることができ

る方で介護保険や傷害や病気による方々を除く状況に当たるという報告をしているところでもあります。このほかに、町には今までのさまざまな相談や保健予防活動、福祉関係の業務の中からの情報もあり、100人程度の方がいわゆるひきこもりの状態にあると認識しています。全数調査を行った自治体もあると聞いておりますが、町はできることから取り組むということで、この調査により、まだまだ数は少ないところですが、個別の相談支援や社会参加、場合により就労支援につながる活動を進めているところです。就労支援につながるところまでの相談、支援がとても時間がかかったりとか、思うようにいかなかったりというところが実際にあって、1つ2つの事柄を、事例の方を支援しているというのが今の現状でございます。

橋場議員 ということは、民生委員の知っている範囲以外は調査を控えるということでもいいんでしょうか。

健康福祉課長 今のところは、具体的な調査をする計画はございませんが、今後は検討していかなければいけないことだと思います。ただ、調査をして実態がわかったときに、その次の段階としてケアをしていくということが出るんですけれども、その次の受け皿らの体制は大変マンパワーが要ることだったりとかしますので、その次のところができるっていうことを考えながらの実態調査にしていかなければいけないというふうには考えております。

橋場議員 親がひきこもりを隠したがりますが、周りは知っています。早期発見や見守りには地区の民生児童委員さんの力も必要です。地域のことを自治会役員さんや民生児童委員さんだけに任せておくのではなく、私たち一人一人が隣近所に関心を持ち、支え合う地域をつくることがひきこもりの早期発見にもつながると考えますので、早期に、大変難しいこととは私も感じておりますけれども、実態調査をしていただくことをお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。経済的、精神的に限界を感じている親、本人が相談しやすい環境となるよう、具体的な工夫をお聞きます。生活困窮状態は経済的に困窮している状態のみを指すものではなく、社会的孤立といった社会的排除状態も含む広い概念として考えられるようになってきています。生活保護に至っていない人であっても、社会とのつながりが薄れ、みずからサービスにアクセスできない人、地域から孤立してSOSが出せずに課題が山積している人など、さまざまな背景や要因が複雑に絡んで生活困窮状態をつくっていると言われております。相談しやすい支援体制をと常に言われ続けているわけですが、経済的、精神的に限界を感じている親や本人が相談しやすい場を町はどのように考えたり工夫をしているのかお尋ねします。

健康福祉課長 ひきこもりの関係について相談したくてもどこへ行ったらいいのかわからない、家庭内のことなので相談しにくいといった現状があると言われております。町では、このことから、昨年度から相談窓口を設置しまして窓口を明確にいたしました。電話相談や役場に来ていただいての相談、訪問もいたします。また、近いところでは相談しにくいという場合は、県や支援団体の支援もありますので紹介をしたりしています。相談者一人一人違いますので、御様子や希望に応じ柔軟な対応を心がけております。また、継続した

支援を行いたいという思いから、ひきこもっている本人の方に寄り添って支援を行うひきこもりサポーターの訪問支援体制を創設し、訪問支援を実施してまいりました。これは昨年からでございます。これは、御本人の承諾を受けて、研修によりサポーターとなった方の中からマッチングします。その後は、本人のお話を聞き取りながら、一緒にどうしていけばよいのかと考えたり、本人と一緒にやってみたりというステップを踏んでいきます。長野県の中でも先行事例でありますので、ノウハウはこれからであり、精神保健センターの助言を受けながら取り組んでいるところでございます。また、これらのことにつきましてまだまだPR不足ということは感じておりますので、今年度は7月の町の広報に相談窓口設置をしていることを掲載いたしました。今後は、町のホームページへの掲載等、周知してまいります。不登校からひきこもりにつながるケースが多いことから、教育委員会との連携を強化しながら、早期発見から支援につながるよう、地道ではありますが活動していきたいと考えております。ひきこもりの方が一旦ひきこもった後、社会にまた出られるには、その期間の倍の年月がかかるとも言われています。長期化する前にどこかに相談していただきたいと思っておりますし、長いこと社会に出ていない方、その御家族の方、まずは相談いただきたくお願い申し上げます。相談を受けるスタッフも微力であり、経験値も少ない中ではあります。相談により現状が劇的に変わるということはなかなか難しいことではありますけれども、自分や家族の将来に備え、ぜひ相談をしていただければというふうに思っております。

橋場議員 相談窓口があるということはありがたいことなんですけれども、また、いろんなところにあるということも、それだけ相談できる場所が選択できるということがあっていいとは思うんですけれども、ただ、相談者の中からは、相談に行ったときに相談相手が変わるので話しにくいし、また最初から同じことを1から10まで言わなければならないので嫌になると、決まった担当者がいてくれて各機関につないでくれば本当に助かるんだという声もありますが、その辺のところはどうお考えでしょうか。

健康福祉課長 理想だと思います。1人の人がずっと同じ方の話を聞けてっていうことは、本当にそうであればいいなというふうに思いますが、なかなか小さい町でするのも難しいところではございますが、担当者という者がその方についての支援をするという形はとっておりますので、必ずその人がというふうにはなかなかしにくいところではございますが、専門のスタッフが対応するようにしております。ただ、相談の入り口のところでいろんな人がかかわっていくということはあることなので、そのところはスタッフのほうの力を高めながらというふうに思います。

橋場議員 それから、先ほどひきこもりサポーターの養成をしてやっているということだったんですが、これは本当にいいことだなあと 생각합니다。これは大町市と飯島町、2つしか今やっていないと思いますけれども、大町市のほうは余り活動がされていないということもお聞きしておりますので、飯島町がこれを先行的にやって、皆さんこれからこういうふうにやってくださいねみたいなふうになっていくと、またいいのかなあと思うんですけれども、ひきこもりサポーターはどういう方がなれるんでしょうか。何か特別な資格が要るとか、そういうことはあるんでしょうか。

健康福祉課長	ひきこもりサポーターは、まず長野県の行う研修を受けていただくことになります。去年は飯島町でサポーター研修を半日、1日ですか、やったんですけども、そこに来てくださった方がサポーターとして県に登録をして、その方がやったださるということになります。飯島町では、その研修を20人受けました。そのうち11人がサポーターとして県のほうに登録になっています。すみません。ひきこもりサポーターの養成研修は2018年の11月に行っております。
橋場議員	ひきこもりサポーターですが、サポーターも個別に訪問されるわけですね。そうしますと、民生児童委員のほうも個別に訪問しているんですけども、その辺の連携ってというのはどういうふうになるのでしょうか。
健康福祉課長	そのかかわる方々につきましては、ひきこもりの担当幹のほうでコーディネートしていますので、必要な場合についてはさまざまな方々と、かかわる方々と連携をとりながらやっております。民生委員さんに限らず、必要な場合には連携をとります。
橋場議員	では、お互いに連携をとりながら相談者に寄り添っていただきたいと思います。一人一人の事情が違いますし、支援側がよしとしたことが当事者にとっては全くそれは違うなということもあります。相談者に寄り添った支援を今後もしていただきたいと思います。お願いをし、次の質問です。 県では、保健師、相談員らによる個別支援は9割の市町村で対応可能であり、身近な市町村でひきこもり相談を受けられるとしています。訪問支援なども含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援し、就労につなげることが何よりも大事なと思います。しかし、今理解していただきたいのは、ひきこもりの親は、働いて稼いでもらうこと、それ以上により社会とつながってほしいことを強く望んでいます。社会とのつながりないため、面倒を見てくれる親が病气や介護状態になっても誰に助けを求めることもできません。相談窓口があっても、声を上げることも、そこに出ることさえもできません。私は、そこにたどり着くまでの居場所が必要だということを痛切に感じています。先ほどそういうものをつくる予定はないというようなお答えでございましたけれども、こういうところが、もう実際には必要ではないかということを切実に思うわけですけども、まだ今後もそんなに進めていくという状況にはないわけですね。
健康福祉課長	長年ひきこもっていた方が、まず出られる場所、何もしがらみがなくて、出てきて話ができたりとかお茶が飲めたりする場所が必要だというふう考えております。先ほどの答弁の中で、そこのところはつくらないというふうにお聞き取りのような発言をしてしまったとのことなので、そこは、ちょっとそういう意図で言ったのではないので訂正したいと思います。ただ、その場所から社会とつながってステップアップしていけるよう支援していける仕組みづくりを見据えて居場所の運営を行うことがすごく大事だと思っておりますので、今後検討をしていきたい課題だというふうに思っております。
橋場議員	先ほど町長もいろんな関係機関とも連携するというお話があったわけですが、駒ヶ根市には夢倶楽部しらかば、信州カウンセリングセンターという居場所があります。その所長さんも居場所が必要だとの思いから個人で立ち上げられ、現在、法人にまで持っていけました。ことしの6月18日ですが、県内のひきこもりアンケート結果を受けた

ニュースがテレビの「イブニング信州」で放映されました。その中にも、夢倶楽部さんっていうのはちょっと長いので短縮させていただきますけれども、夢倶楽部さんが紹介されており、ここに通っておられる方がインタビューを受けておりました。その方も登校拒否から10年間ひきこもりをしていたと話しておられました。夢倶楽部さんに対象者が通うようになったきっかけを聞いたところ、その所長さんの個人からの立ち上げのころからの訪問支援ですとか、また今は夢倶楽部へのお誘いのチラシとかを出しているわけなんですけれども、そのチラシを見た対象者の御近所の方が、そのチラシを見られて、こういうところがあるんだけど行ってみたらと紹介してくれたのがきっかけで、そこへ出てきたというような話も聞いております。そういうきっかけになるようなことも必要ではないかと思います。夢倶楽部さんの学びと体験の中から就労にもつながっているそうですので、これは時間のかかることだと思いますけれども、時間がかかるがゆえに早くこういう支援を行うっていうことが大事なあとと思いますが、対象者本人の働きたいという意欲をどう湧き起こさせるかに寄り添う支援が大事だと思います。本人が地域とのつながり、社会とのつながりを実感しなければ就労参加は難しいと考えます。私は、生きづらさを抱えている人たちのためにも、人とかかわろうという意欲や社会に参加しようとする意欲を高めるための居場所が第一歩だと思います。対象者の方々も、それは心の中に持っていることだと思います。親も日ごと老いていくことに不安と焦りもあります。当事者にしても同じだと思います。1日1年があつという間に過ぎていきます。駒ヶ根市に行くまでもなく、町内にそんな居場所があることが望ましいのですが、夢倶楽部さんというのが駒ヶ根市にありますので、そことの連携をしていくことも必要ではないかと思いますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

健康福祉課長 夢倶楽部さんには、飯島町では大層お世話になっております。こころの相談事業なども夢倶楽部さんのほうの先生にお世話になったりとかしております。

橋場議員 ということは、今までも連携しているので、今後もかかわっていただきながらやっていくということでよろしいのでしょうか。

健康福祉課長 そのとおりでございます。

橋場議員 夢倶楽部さんも多分そうだと思います。いろんなところにも、下伊那にもこういうようなことがあるんだと思いますけれども、今後は、そういう広い範囲での連携というのが必要になってくると思いますので、ぜひ飯島町でも、まず夢倶楽部さんとの連携、それから県との連携などをしていきながら、しっかりと支えをしていただければなあと思います。

それでは、最後になりますけれども、町長にちょっとお聞きをして終わりたいと思います。これから介護とひきこもりの同時発生ということも考えられます。親の介護は突然来ます。子どもは大変ショックを受けます。ひきこもりの人たちには、さらに大きなショックとなります。本人や家族が声を上げないと支援が受けられません。支援につながる発想も持てず、親以外に頼れる人はおりません。親はひきこもりを隠したがりです。周りは知っています。どうか危機感を持って8050問題に取り組んでいただき、積極的な支援対策をしていただきたいと思います。

町 長

ひきこもりのこれが社会問題になりつつあるということでございます。これと似た問題が自殺対策の問題かなというふうに思っております。両方とも、それに至るまでの経緯、そして現状、心情を隠したがる、ここは共通点かなというふうに思っています。これ、最近、自殺にしても、そういう状況に追いやられる方々、こういう人がいるんだよということを政府でも明らかにして、特別対策措置法等、法律にしたり、みんなにオープンにしたり、自殺というものに対して昔はタブー視されていたもんなんですけども、オープンにされ始めた。自殺のことで言いますと、そういうオープンにすることによって、そういう状況に精神的に追い込まれるっていう人もちょっと手を挙げるようになってきた、それを社会が聞くようになってきた、そういう積み重ねで自殺者も目に見えて減ってきているという現状があるということをお伺いしました。やはり、そういったことをものすごくオープンにして、助けてほしい、私はここで困っていますって言える社会が大事かなと思っています。ひきこもりもいろいろのケースがあると思います。ひきこもってしまうわけですから、その要因はいろいろのケースが考えられるかなというふうに思います。ですから、ここへ来てください、みんなと一緒にって言われても、それが嫌でひきこもっている場合もあるわけでございますから、なかなか一概にこういう方法がひきこもりに対していいっていう1つの方法はないと思います。しかし、社会がそういったことを聞く耳を持つ、聞いてあげるといこと、そして人と相談してみる、そういうことにおいて心の負担がずっと軽くなってもとに戻れる、そんな瞬間があるんじゃないかなと。そういうことを発掘したのは、これは総合事業の、私は成果というか、こういった目的を持っておる事業が地域の人たちはみんなで助け合って暮らしていけるような世の中をみんなで作っていきましょうと、ですから隣近所のことでも今まではプライバシーということでぺたあんと鉄のカーテンを閉めていたような問題も明らかにして、みんなで助け合っていくということが総合事業の目的なんですけども、それが完璧に社会が動き出したらもっと自殺もなくなるだろうし、こういうひきこもりもなくなるだろうしと思うんですけども、これが社会の理想だと思っています。飯島町も総合事業につきまして手をつけ始め動き始めたのがここ数年の間です。まだまだそういった組織がきちっとできているわけじゃなくて、目標がある中で右往左往しながら考えながら進んでいます。そういった中で、できるだけ、どういう手の差し伸べ方があるのかということ、誰が助けるのか、助け合えるっていう、僕は、助け合い、地域の助け合いっていう言葉は、やっぱり助ける側と助けられる側がありまして、助けている側もいつか助けてもらわなきゃいけない、この部分では助けられるんだけど、この部分では助けられたいんだというふうに思っている、本当に複雑な社会なんでございまして、私は助け合いよりも頼り合える社会、気楽に隣近所に頼り合える社会、助け合いよりも頼り合いということ去年の夏ぐらいからお話をさせていただいておるところでございます。そんな思いで地域のコミュニティーがつくられていけばいいなというふうに思っております。

橋場議員

町長のおっしゃられるとおりに頼れる地域になっていけばいいなということを本当に望みますけれども、今本当に、個人情報保護法というのが本当にネックになっていまして、

頼れるというところに行かないんですよ。ちょっと何か子どもが泣いていれば、あそこいじめているんじゃないとか、そういうことで通報されたりとかっていうことがあります。泣いていることに対して、何で泣いているのとかっていう、昔はどうしたのとか声をかけたりしたわけですけども、もうそういう状況ではなくなっているというのが大変に悲しいところかなあとと思います。ですので、地域がやっぱり頼り合える町になっていくように、そういう施策をぜひお願いしたいなと思います。以上で終わります。

議 長
4 番
中村議員

4 番 中村明美議員。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。「1、飯島保育園駐車場の安全環境整備は急務！増設を求める」について2点の質問をしてみたいです。現在、飯島中央保育園での送り迎えにおいては、園駐車場が狭いため、町が北梅戸団地付近の駐車場を借り、そこに子どもたちの足で10分ほど歩いて通う家庭があります。園までの途中は、横断歩道のない比較的車の交通の多い交差点を渡ること、またお昼寝布団など手荷物が多いときや雨天のときには危険度も増す、そんな状況で通っています。一方、園の南側道路に駐停車し、交互に園駐車場に入り、急いで送迎している姿、特にここでは集中する迎えの時間帯は道路に車の列ができ、通行者の妨げとなり、危険もはらんだ状況です。今まで大きな事故がなかったのが本当に不思議なぐらいで、保護者の方の理解と協力があったからと感じています。飯島3保育園の駐車場の中で安全環境が一番劣っているのではないのでしょうか。過去に私もこの件で質問をしておりますし、橋場議員もしています。いずれも前町長の時代でありましたが、そのほかにも保護者の方々からも要望がありました。そのたびに前向きな回答は出ず、いずれも財源的が課題となって先延ばしされて今日に至っております。保護者にとっても半分諦め、言っても無理かなという中であるのではないかと思います。昨今、大きな園児の事故がありました。そんなことも考え、頭をよぎるわけでありますが、この安全を脅かす現状を町はどのように把握しているのか、初めに伺います。

教 育 長

中村議員の御質問にお答えいたします。飯島保育園の駐車場が狭いという現状につきましては、教育委員会でも以前から把握しているところでありますし、議会で御指摘いただいたことも承知しております。現状としまして、狭い駐車場でも少しでも混雑の解消ができるように元医療生協の駐車場を善意でお借りしているという状況のほか、特に利用者が集中します降園時間には、西側からやってきて乗せて東側へ抜けていくというような一方通行のお願いを保護者にしているというところであります。また、未満児さんと、それから3歳以上児さんの帰る時間をずらすなどして車が集中しないような工夫を行っているところであります。そういった中で、今御指摘がありましたけれども、元医療生協の駐車場を御利用もされておりますが、比較的そこにとめられる方よりは園の南側の道路に一時的にとめてお迎えをしているという状況が多いという認識もあります。現在お借りしている元医療生協の駐車場からは、距離も実際ございます。保護者の

皆様には大変御不便をおかけしながら御協力をいただいているという現状であります。保護者の皆様の御理解と御協力によって、今もお話ありましたが、大きな事故が起きずにここまで来ております。教育委員会としても課題としてすごくこれは認識しておるわけでありましたが、とりあえず、引き続き交通安全に努めていくというところで、保育園とともにやっていきたいというふうに思っています。

中村議員

引き続きということで、この状態がまだ続かざるを得ないのかなあという答弁のように伺いました。しかし、梅戸団地の付近の駐車場には余り車がとめてない、とめずに南側が多く使われているという、今、教育長からのお話でありましたけれども、ゼロではない、歩いている親御さんたちもいるというのが現状だと思います。今後もその駐車場が借り続けられるかということもわからない状態かと思っています。何か起きてからでは取り返しがつかない。町は子育て支援を拡充してきましたが、この課題をクリアしなければ子育て支援策での大きな落ち度にはなりません。町の責任で幼い園児の命を守るべく、施設整備は最優先すべきではないでしょうか。駐車場の増設は長年の保護者の要望であるとともに、園の職員や、また近隣住民を初め地域の皆さんからも安全・安心な環境にすべきとの大きな声が聞こえています。また、保護者にとって園児の迎え時は、保育士から園児の様子を聞く時間、保護者同士のコミュニケーションの場としても大変必要な時間だと私は思います。だから、そういう時間のとれるような駐車場を設置する必要があるのではないのでしょうか。しかし、現状は、到底そのような時間がとれない。飯島の他の2園と異なる環境になっております。子育て支援の拡充をしてきましたが、この課題に目を背けていたことの重要性をしっかりと受けとめ、町の責任ある対応をそろそろ本気になるときではないのでしょうか。よって、早急に駐車場の拡張か増設に向けた対応を求めますが、町の考えを伺います。

教 育 長

飯島保育園の駐車場の現状につきましては、もう今御指摘のとおりでありまして、教育委員会でも重々承知、把握をしているところであります。なかなか、駐車場を確保するということになると、土地の確保、この土地は離れていては意味がないので、非常に隣接するような近隣に土地が確保できるかと、その土地を整地したりしていかなければいけないわけですから、お借りするにしても購入するにしても非常に大きな財源を伴うということもあります。公共施設のあり方もいろいろ考えていかなきゃいけないという時代でありますので、これから園児数がどうなるかということも考えながら慎重な検討をしていかなければならないと思っています。飯島保育園は、できた当初から駐車場確保に課題があったということはお聞きしております。それは、やはり土地確保の問題が大きかったのではないかというふうに思いますが、今お話にありましたように、善意で借りている旧生協の駐車場でありますけれど、それは今後どうなるかもわかりませんので、いろんな情報などをいただきながら、今後そういう変化があれば、より強く検討していきたいと思っています。ただ、駐車場を東側に伸ばすという、拡張するというアイデアも実はあったわけですが、何年か前にその話があったときには、これは結論としてということではありませんけど、植栽を切って駐車場を東側に伸ばすということになることに関しては慎重な御意見もあったということで、どうがいいのか、一番いい

のは近隣の土地が確保できて財源も確保できるというのが一番いいわけですがけれども、園内の、何ていうんですかね、配置がえとか、そういったことも考えていかなきゃいけないこともあるかもしれません。いずれにしても、現在お借りしているところの状況もありますので、いろんなことを総合的に含めて、また議員さんを含めいろんな方のお知恵や情報をいただきながら、これからそういったことを含めて考えていきたいというふうに思っております。また、保護者の皆さんには引き続き交通安全等に御協力いただけるように園を通じてまたお願いをしまいたいというふうに思っております。

中村議員 それでは町長に伺うわけなんですけれども、3園の中で飯島保育園の今の現状を見ながら、駐車場の整備というか拡張が迫られているのかなあというふうに感じるわけなんですけれども、町長も2期目に大変強い意志をお伺いいたしましたけれども、子育て支援に対しての支援策というにも力が入っているのかと思います。まず、保育園の環境というのは町の責任が大きいと思います。安全な環境というのが整っていない今の状況を早急に解決しようとする、そういう御意思はあるでしょうか。伺います。

町 長 建物があつたら、そこへ寄ってくる方々の駐車場をちゃんと整備している、これはつきものだというふうに思っております。飯島保育園と東部保育園、また七久保保育園、そこに比べるとどうなのかということ、また、御利用者の保護者の皆様と、やっぱし膝を突き合わせてしっかりと話すことが大事だなというふうに思っております。過去は過去、現在は現在、問題を解決するという姿勢、これは大事だなというふうに思っています。その中で、いろいろの条件は当然出てくるとは思いますけれども、過去そうだったからということではなくて、今後何ができるのかということをやっぱし考えていくと、教育長さんは、また皆様方のお知恵を拝借しながらしっかりと考えるということを申しておりましたので、しっかりと考えていただきたいというふうに思っています。

中村議員 親御さん方が安心できる環境を一日も早く構築できますように強く要望を申し上げ、2番目の質問に移ります。

「2、会計年度任用職員制度では対象職員へ丁寧な対応を」について質問いたします。令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されます。この制度については、以前、質問や説明がありましたので、また後日も同じ内容の質問もありますので、制度内容は控えます。今回あえてこの質問をいたしますのは、このたびの対象となる職員の中には、短期、大体、会計年度ですから1年ごとの契約ということになりますので、将来への不安を抱いているということを知りましたので、町の考えを確認することといたしました。職員にとって働く場所の安定が確保されてこそ働きがいが出て、住民サービスも充実するものです。町は制度導入に当たり12月に方向を示したいと全協で説明がありましたが、時間もさほどありません。そんな中、近隣市町村の状況に沿っていくのが通例、そうなるのではないかと考えているところです。そうだとすると、当町の将来像に向けた必要な人員体制の充実を図ってほしいものです。そして、そのためにも制度の対象者に対して個人的な要望などしっかり理解し柔軟に対応できるよう、そのように考えていくべきではないかと思います。町は、会計年度任用職員となる対象職員の要望にどのように対応していこうというふうに考えているのか、その辺を伺います。

副 町 長	新制度移行に伴って職員が不安を抱えているということで、その対応をとということでございます。来年の4月から改正法に基づいて対応しているところでありまして、今その構築作業を進めているところでございます。議員のおっしゃるとおり、職員の安心感があってこそモチベーションが保たれて意欲的な業務や住民サービスができるということを認識しておりますので、対象となる皆さんにつきましては個別面接等を通じて丁寧な説明を今後してまいりたいと思っております。詳細については総務課長から申し上げます。
総務課長	町が任用しております臨時職員また嘱託職員の皆さんにつきましては、来年の4月からは会計年度任用職員制度に基づく任用を行う必要がございます。現在、制度の構築中でございまして、任用のための条件ですとか勤務条件等の調整作業を進めております。制度の設計に当たりましては、国に準じた制度、国から整備するマニュアル等が示されておりますので、これを原則に業務内容ですとか業務量に応じての職また任用区分の設定を行うこととしておりまして、今後、町の方針を決定してまいります。その後、対象者への説明会の開催、また4月からの任用に向けた個人個人への説明を実施してまいります。ただ、職員個々からの個別の要望につきましては、その対応が難しいところもございます。特に身分保障、何年間保障ということはできません。あくまでも単年度、1年ごとの制度という形で、これにつきましては法律で定められておりますので、勤務時間ですとか、そういった部分は、また個別の御希望等、対応できる部分もありますけれども、そういったことも含めまして丁寧に説明を行ってまいりまして、同意をいただきながら任用してまいりたいと思っております。
中村議員	特に不安を抱えるのは若い職員であると思うんですね。保育士の皆さんが多いのかなあというふうに思いますので、今後、未来を考えて仕事を選び、そして職種についてくるわけですので、ぜひ丁寧に本当に聞き取って、そしてまた飯島独自の制度みたいなもので安定した雇用ができるのであれば、そういうことも考えていっていただきたいと思います。
	それでは、3番の質問に移ります。「窓口業務のアウトソーシングで住民サービス向上。労務等の効率化を図れると考えるが」について2点の質問をいたします。これから制度に会計年度制度というのが入ってくることから、町は今後、全事業体制の見直しをする中で、改革が必要になる部署があったりとか、検討されてくると思います。そこで、初めに伺いますのは、現職員体制で前年度と比較して業務の効率が上がったたり住民サービスが充実してきたという点はどのような箇所でしょうか。伺います。
副 町 長	現体制の中でサービスの向上したところはどこかという御質問でございますが、今年度の職員配置の関係ですけれども、まずは、健康福祉課関係では保健予防部門を強化するための担当係長を配置したところでございます。従来の事業の推進はもとより、新たに健康ポイント、こちらの制度を創設しましてスタートしたところであります。町民の皆さんの健康対策についての強化を行っております。また、課題でありました空き家対策、こちらの事業を推進するために担当係長を配置しまして、空き家問題への解決の取り組みを進めているところでございます。教育委員会関係でございますけれども、保育

園への正規職員の管理栄養士を配置しまして、園での安心できる給食、調理、管理の充実を図ってきたところであります。業務の効率化につきましては、現在でも5Sですとか、あるいは窓口のワンストップ化、そういったところを中心に進めておりますけれども、詳細につきましては総務課長より説明申し上げます。

総務課長 業務の効率化につきまして、なかなか目に見えないところでございます。会議等の開催におきまして参加される皆さんへの資料の事前配付によりまして会議内容の充実、また会議時間の短縮に努めているような取り組みもございます。また、住民税務課、健康福祉課の窓口では、各係の窓口をわかりやすくするために係表示の看板のところへ番号表示を追加いたしました。そういった取り組みですとか、また来庁者のプライバシー保護のための待合席の配置がえ、また申請書等の記載台への目隠し板の設置など、ほかの来庁者の視線を気にしないで相談ができる相談スペースの設置など、それぞれの課、係からの提案を尊重した取り組みを行っているところでございます。また、各種証明書の発行ですけれども、コンビニ交付で発行できる証明書を充実してまいりました。個人ナンバーカードを利用いたしまして、従来は住民票、印鑑証明書の交付であったものを、所得証明書、また戸籍の関係証明書を発行できるような形でコンビニ交付の取り組みにつきましても開始をしておりますところでございます。以上でございます。

中村議員 大分効率化も図られ、また充実も図られてきたのかなあというふうに思います。健康保健予防のところに係長が設置され、健康ポイントがよいよスタートされ、住民の皆さんも関心が高くなっているのも私も承知し、高く評価するものであります。また、住民の皆さんにとってはプライバシーを守るための相談室等も図られたりとか、窓口の中に置かれている、各課のところに新たに総合窓口でしたっけ、何か置かれているのを見て、ああ、これも変えられたのだなあというふうに私も見ております。その年その年で効率を図ろうという努力がされているのを改めて認識いたしました。

そこで、②の質問に行くわけです。ここでは、アウトソーシングという委託事業、町の窓口業務等々を民間委託している、いくというところや、民間委託をしているという、そういう市町村、自治体が目立ってまいりました。そんなことで、ちょっと紹介をしながら質問をしたいと思います。働き方改革を推進する中で、窓口業務のアウトソーシング、これの効率を上げている自治体があります。内閣府の資料から3自治体を紹介し、お話ししたいと思います。お手元に用意をさせていただきました資料をごらんください。まず、自治体10万人以上の人口の大阪府池田市、そして5万人以下の熊本県上天草市2万4,700人です。鳥取県の北栄町、これは人口が1万5,000人でして、2万人以下の自治体。この3つの自治体を参考にお話をしたいと思います。内容といたしましては、アウトソーシングを取り入れる背景、下に行って取り組み、そして効果、課題という順に並べてみました。まず、池田市の背景でございます。それは、平成23年7月からスタートしているわけですが、経常収支比率が全国で2番目に悪い水準、職員減の中、サービス水準の維持が必要、平成19年、市長が所信表明の中で総合窓口化の方向を示したという背景があります。続いて隣の上天草市は、臨時職員の増加に伴い労務管理の複雑化したことによるものです。隣の北栄町、ここでは町長のやはり方針があり、民間で

できることは民間でということが1つ、2つ目、普通交付税の優遇措置の段階的廃止により財政状況が圧迫したこと、3つ目は厳しい財政状況においても住民サービスを維持、向上させたいという、そのような目的でございます。背景には、いずれも人件費削減、労務管理の複雑化の改善、住民サービス向上の推進を図るために開始したと思います。取り組みに入ります。池田市においては、戸籍、住民票関係、各証明書等の窓口を総合化し民間委託、平成26年の6月からは国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険交付やシステム入力業務、これを委託いたしました。上天草市におきましては、職員を専門の相談対応に専念させる、窓口住民票の写し、各種証明書等の交付請求に係り、受け付け及び国民健康保険、児童手当の届け出、受け付けなど63事業を委託、住民票の写し等では市が指定する郵便局において取り扱いを可能としています。北栄町の場合は、平成27年10月からスタートしております。総合窓口業務では、戸籍届書受け付けや相談業務を除く全ての業務を民間委託としています。このような取り組みをしております。そして、下に行って効果です。池田市の場合は、窓口や提出書類の統一化、待ち時間、これは住民の皆さんが来たときの待ち時間の短縮、フロア案内による市民サービスの向上、2つ目、職員数が総合窓口を合わせて職員の17名削減、そして保険の窓口では14名の削減ができたこと、総合窓口システムやオーダーシート、これは手順書ですけども、そういう導入により事務の合理化が図れてきた。そして、上天草市においては、労務管理の効率化が図れた、窓口のワンストップ化ができた、コストの削減効果は前年より7,700万円削減できたこと、そして3つ目が窓口の正規職員を企画部門等への重点的な配置に置けたことを挙げています。最後に北栄町は、民間会社から行政内容に対しての客観的な意見を得る機会ができた、これは民間に委託していたので、そういう民間の態度を勉強することができたということだと思います。また、財政面での効果も出た、3つ目の専門部署の窓口業務にかかわる職員が増えたということでもあります。効果も当初目的を果たし、財政面の効果が上がり、住民サービス、職員の専門的作業の効率を図ってきているように見えます。一部の例ではありましたが、全国的に窓口業務の民間委託が検討、実施されてきているのかなと思います。当町は、町の将来を見据える中で、検討段階に来ているのかなあとも思います。その辺、見解を伺いたいと思います。

総務課長

まず、当町のアウトソーシングの状況でございますが、現在、電話の交換業務につきましてはアウトソーシング、外注で行っておるところでございます。そのほか、正規職員、嘱託職員、臨時職員を配置いたしまして通常の窓口業務を行っております。大きな市などでは民間委託ですとかアウトソーシングが導入されている分野もありまして、導入事例はこれまでも紹介されております。中村議員のお示しいただいた、こういった内容の資料等も目にする機会がございます。上伊那管内のアウトソーシング等の状況をちょっと聞き取りいたしました。伊那市と駒ヶ根市では、上下水道の届け出にかかわる業務、それから水道の開閉栓に係る業務を行っております。また、市営受託住宅の管理業務につきましてもアウトソーシング導入されているということで確認をしていますが、どのくらいの効果があったっていうことは、ちょっと聞き取りができていないところでございます。当町では、今のところ具体的な研究には至っておりませんが、こ

うった部分で、当町の業務量で導入する場合の費用対効果を考えますと、やはり課題があるのかなあと思っております。ただ、これから職員の効率的な配置ですとか重点的配置を考えるに当たりましては有効なやり方とは思いますので、導入をしている市町村への聞き取り、また情報の収集には取り組んでまいりたいなあと思っております。また、上伊那広域連合や伊南行政組合に対しまして下平町長から業務の共同化、また共同導入につきましの提案をいたしております、こちらの部分でも研究が始まっているところでございます。

中村議員

窓口以外のところではアウトソーシングというのを飯島町も行っているということでございます。それも承知はしております。私が申し上げたいのは窓口業務ということなんですね。窓口業務は、北栄町の例ですけれども、民間でできるところは民間でして、職員は専門の仕事をしっかりとできるような専門的な職員を育てたい、そうやって住民の満足度を上げていきたいというのが思いであるわけなんですよ。私も、それはすごくすばらしいなあ、そうであってほしいなあというふうに思いました。これから、やはりどうしても雇用の部分でも減ってくるのかなあというふうに思いますし、職員が、本当に職員が専門の分野で活躍してもらいたいと思います。そういったところで、窓口ならば民間でも十分に果たせる、また民間のほうに逆にプロ的なものがあるのかなあという部分もありますので、ぜひ、そういうところで検討をしていったらどうかというふうに思うんですけれども、その点、窓口業務というところはどうか。

副 町 長

一番住民サービスの住民の皆さんとの接点となるところでございます。当町におきましても総合窓口を一旦開設いたしました。いろいろ検証する中で、なかなかやっぱり窓口業務、振り分けるだけで、なかなか専門的な知識がないものですから対応ができないというところもありまして、今は、各フロアで総合的な窓口を設けまして、そこに行けばワンストップでいろいろな窓口との連携をとりながらやっていけるという状況でございます。この部分をアウトソーシングしていくということは、ちょっと飯島町の規模では非常に厳しいところがあるかなと、総合窓口化をもう少し研究しながらアウトソーシングという道もあるかと思っておりますけれども、現状の段階では、まだまだ課題も多くて、今後研究していく必要があるかなと考えます。

中村議員

ぜひ、人口規模とか財政規模とか、そういうところが最初に来てしまうわけなんですけれども、1万5,000人の北栄町あたりも取り組んでいるところでございますので、ぜひ、町が本当にできるのか、できないのかというような検証を今後重ねていただくことを要望し、最後、4番目の質問に移ります。

「飯島町のいち支える自殺対策推進計画」の目標達成への意気込みを伺うについて2点の質問をいたします。令和元年の自殺予防月間が8月22日から9月の20日金曜までであります。予防週間が9月10日から16日までで、啓発活動が実施されます。相談支援では、SNS、電話、これは語呂で入っていますけれども、行おう、守ろうよ、心ということで、0570-064-556で自治体の相談支援につながり、対応を行っていくこととなっています。気軽に活用し、心を軽くしていただきたいというふうに思います。さて、当町は本年、飯島町のいち支える自殺対策推進計画が2019年度からの5カ年計画

が示されたとのことで、質問をいたします。県では未成年の自殺が最多ですが、当町の傾向は30代～60代、男性のほうに多い傾向でございます。したがって、今回の計画の重点施策の3項目の第1に取り上げているのが30代～60代への支援強化が挙げられているのかと思います。ハイリスク者への相談体制の強化や各健康診断、介護予防事業でハイリスクを抱えている人の把握やその対応としています。第2に自殺リスクを抱える前段階の予防策、第3に自殺リスクを抱えさせない生き心地のよい地域づくりとあります。そして、4つの基本施策、そして、その下に8部56の関連事業が作成されています。ところが、当町の自殺率の高い年齢層、30～60代、その年齢層の自殺の減少に向けた活動計画がこの計画の中からよく見えてこないのですが、具体的な取り組みが計画されているのでしょうか、その辺を伺いたいと思います。

町 長

自殺対策に関しましては、平成31年3月に飯島町のち支える自殺対策推進計画を議員おっしゃるとおり策定いたしました。誰も自殺に追い込まれることのない、自殺による死亡者ゼロの飯島町の実現をするためにさまざまな事業展開を行っております。町の最近数年の傾向は、おっしゃるとおり30代～60代——傾向というか、その数が少ないですから傾向という言葉はいかがかと思いますが——が多いということで、今まで実施してきた方法や事業ではなく、個別支援や啓発活動が届きにくい方々となっております。町全体で何ができるかを本部会議や町内会議等で検討してまいります。細部につきましては健康福祉課長から御説明申し上げます。

健康福祉課長

自殺予防対策につきまして、この事業内容は、そのときの課題や状況に応じて企画して実施しております。具体的な取り組みとしましては、心の健康づくりの講演会、こころの相談、ゲートキーパーの養成講座などを実施しております。今年度は商工会員を対象としたゲートキーパーの養成講座を行いました。参加者より、大変有意義な講演会であったとか、身近に気になる人がいて、この講演会を聞いて声をかけてみようと思った等の感想をいただいているところです。ゲートキーパー養成講座等は町の皆様からの御要望で実施できますので、ぜひ御活用いただきたく、お願いいたします。町長からお話させてもらったとおり、なかなか今までのやり方では届きにくい年代層の方々になっておりますので、今後もさまざまな機会を捉えた周知、啓発もあわせて行ってまいります。

中村議員

ゲートキーパーの養成は大変重要だと思います。この前に橋場議員のほうからひきこもりの質問がありまして、その対策がしっかりできて、この自殺対策が自然と結果を出すのかなあというふうに、連携、つながりがあるというふうに思います。そういうところで連携した対策をしっかりしていかなければならないと思います。ゲートキーパーの養成というところなんですけれども、やはり毎日毎日顔を見ている家族の中、または友人、知人、職場というところが気づき合える一番近い身近な環境だと思うんですね。だから、それぞれが気づき合える、そういう、もう一度気づき合える啓発活動というのかな、気づき合える社会というものをしっかりと目指していく必要があるのかなあと思います。昔は隣のこともよく知っていた、そういう時代ですが、今は隣は何をする人ぞで全く感知しない、これが、またこういう結果を招いてきたのかなあというふうにも思

いますし、またデータが細かくとられるようになって数が上がってきたことによってこういう問題が取り上げられてきたのかなあというふうにも思いますが、やはりお互いに気づき合えるという、そういう社会構造というのかな、そういうものをしっかりと意識の中に置いて、ゲートキーパーの養成、これをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

それで、②の質問に移ります。この計画なんですけれども、施策をずっと見ますと、理想的な内容になっていて、これが充実したら本当にゼロも夢ではないなというふうに感じました。この施策の取り組みでは、初めは全職員、役場の職員の啓発、職員の認識を高めることから町民への啓発を進め施策の浸透を図っていくような構想かと見ました。計画の中で見えないのは、年度ごとの計画に対する検証が記載されていないこと、飯島町自殺対策推進本部会の開催回数が年1回以上と明記されています。また、飯島町のち守るネットワーク会議の設置とありますが、既に設置をされているのでしょうか。ここでも会議開催を年1回以上となっています。これから開催回数を決めていくのかもしれませんが、そうであれば最低年2回以上は必要ではないでしょうか。と申しますのも、年度計画と検証を行っていく会議でなければならないというふうに思います。そして、しっかりとした検証の中でこそ、成果と課題を詰め、5カ年計画の目標達成に向かってほしいのですが、単年度ごと検証時間をとることは推進を図る上で大変重要だと考えますが、どのようにお考えでしょうか。伺います。

町長 自殺対策、また先ほどのひきこもり対策につきましてのベーシックな考え方は、先ほど述べさせていただいたとおりでございます。そして、今度は方法論になってくるわけなんですけれども、どういう対応が必要かということについては後ほど中村課長のほうから説明させていただきたいと思います。私の1つ、やっぱこういったのはしっかりと担当者が変わっても引き継げるようなカルテみたいなようなものも必要なんではないかなあ、この際というふうに思ったわけでございます。これを今実行するというわけではございませんけど、また担当の係の皆さんともいろいろ相談していただきながら、風通しのいい行政っていうのは、行政の役場だけが風通しがいいんじゃないくて、町全体が風通しがいい、役場もそれにちゃんと連携できて風通しがいいということ、簡単に言って申しわけないんですけど、そういうことを目指すことかなというふうに思っております。具体的な今までの対応の仕方等について、説明点または反省点がございましたら、また課長のほうから申し上げます。

健康福祉課長 では、御質問のネットワーク会議ですが、計画期間中につくることになっておるところでございますが、計画の中で平成32年ということで、令和2年度のうちにはこれを立ち上げたいというふうに思っております。ことしは準備の年ということでございます。それから、本部会議ですけれども年1回ということで計画をしております。今年度につきましてはまだ開催しておりませんが、担当のほうで行っているものを集約したところで本部会を今年度は行いたいというふうに思っておりますが、次年度以降につきましては議員の御意見も参考にさせていただきながらというふうに考えます。それから、計画なんですけれども、目標達成のために各事業の企画、実施、その検証とPDCAによつ

て実施しています。単年度の目標や毎年の検証はそれぞれ行っておりますが、参加の数とか実施の数、これは単年度で評価をできるところですが、地域や人々への意識の醸成等の効果を図る、成果を図ることはなかなか難しいところがございます。事業は単年度ごと、町の自殺等の状況や社会情勢により企画したり実施したりしております。人の意識や行動、社会の変化は5年10年の期間で見ていきたいというふうに考えるところでございます。

中村議員

ネットワーク会議は次年度というようでございますので、また、その内容もまた伺わせていただければというふうに思います。5年単位なんですけれども、計画は、すぐには目には見えてこないんですけれども、1年、単年度ごとのそういう対応の中でどうであったかという検証というものは、結果どうこうではなくして、活動、そして単年度の結果も出れば出てなんですけれども、検証っていうものを本当に重く見て行っていただきたいというふうに思うんです。検証なくして前進、次の計画ができないと思いますし、目標の達成も目標の数字だけで終わってしまうというふうに思います。自殺対策は毎年毎年ゼロという目標でいるわけでありますけれども、結果的に数字を挙げるとなったらある程度の数字を挙げているので、そういう数字に持っていけばいいのかというような感じに決してならないように対策を、ひきこもりもそうですけれども、そういうところからしっかりと対策を打って、結果、自殺対策が効果を出していくというような、そんな結果になればと思います。互いの心の変化に気付き合う、誰もが、ひきこもりもそうですが、先ほどの質問の中にもありましたけれども、これは誰もが対象となる課題であります。いつ自分がという、そういうことが起こり得るわけですので、お互いの心の変化に気づき合って、誰もが気軽に相談できる環境づくりを目指してほしいと思います。全町民が命を大切に元気で暮らせる町となるように、自殺対策に全力で取り組んでいただきたいというふうに思います。それで、しつこく質問するわけなんですけれども、ひきこもり、そして自殺対策というものは関連している大きな、住民の生活、生きがいを持った暮らしの中で大変重大な課題だというふうに思います。こういうことに本当にしっかりと向き合って力を発揮していただきたいと思いますけれども、先ほど来いろいろと町の施策についてお伺いいたしましたが、もう一度最後の、自殺対策、それに向けての意気込みといたしますか、そういうものをお聞かせください。

町長

行政として総合事業、この町民への理解、総合事業って、今総合って言っていますから、総合って何よと、テレビを見ている人たちははっきり具体的にはわかりませんと思います。しかし、この地域みんなが幸せに暮らしていけるためにみんなで助け合っていこうよと、こういう言い方なんですけれども、これも本当に当たり前のことを言っているわけでございます。形として総合事業が進んでくると、深度が深まると、自殺さえも、ひきこもりさえも防止できるというところから、究極のここは課題だと思います。その前に福祉の関係とか子育ての関係とか、身障者の課題、それぞれが解決されていくということが社会の福祉の目的なんですけれども、最終、目に見えないひきこもりの心、自殺したい心、そこまであぶり出して社会で、みんなで救出していこうよというの、この深度、深さというのは地域の福祉のバロメーターになっていると思います。その深度

	の一番底まで届くような頑張り方をしていくことが、チャレンジしていくことが行政かなというふうに思っております。
中村議員	以上で終わります。
議 長	ここで休憩とります。再開時刻は3時10分とします。休憩。
休 憩	午後2時56分
再 開	午後3時10分
議 長	会議を再開します。一般質問を続けます。 11番 竹沢秀幸議員。
11番 竹沢議員	それでは、通告に基づきまして第1日目最終の一般質問を行います。今回は4項目について質問いたします。 まず第1に「中山間総合整備事業 日曽利地区圃場整備事業推進を問う。」についてであります。質問要旨に入る前に、日曽利自治会の歴史と昭和の時代に行いました県営圃場整備事業について振り返ってみたいと思います。日曽利でありますけれども、昭和24年4月1日、南向村の一部の日曽利を境界変更により当時の飯島村に編入したのが始まりであります。数えて70年ほどの歴史をたどっておるわけであります。そして、昭和29年1月1日、当時の飯島村が町政をしきまして飯島町となったわけであります。さらに昭和31年9月30日、私たちの住む七久保村と合併をいたしまして新飯島町となって今日に至っております。次に県営圃場整備事業でありますけれども、昭和48年から昭和61年までかけまして全町で1,064.4ヘクタール、おおむね30アールくらいの区画の圃場に整備をしたところでありまして、この事業費が76億7,069万8,000円であります。費用の50%を国が補助、それから長野県が25%、町が5%、そして我々受益者たる農業者が19.25%を負担いたしまして、差し引きますと0.75合わないんですけれども、この0.75については受益者が農林業金融公庫から借金をいたしました資金の利子補給として町が0.75を負担して、トータルで100%と、こういうことでございます。この約事業費77億円というのは、令和元年度の飯島町における一般会計の現年度の今回補正を含む予算現計でいきますと50億円、約1.5倍の金額ということになるところであります。 さて、そこで質問要旨1-1であります。圃場整備にかかわって日曽利自治会の意向と、それから事業規模、本事業の補助概要についてお尋ねをいたしたいと思うわけがあります。知り得る情報によりますと、この事業につきましては農地中間管理機構へ整備する農地を全部貸し付けするということで、受益面積が10ヘクタール以上であるということが1つの条件であります。それから、中間管理機構へ預ける期間設定が15年以上という条件がございまして、これが整えば長野県が事業主体となりまして圃場整備をする事業でございます。事業費の62.5%を国庫補助、県が27.5%、町が10%で、農業者の負担はゼロであります。農地中間管理機構関連農地整備事業というものでございます。

町 長

このような事業内容を日曾利自治会の意向に沿いまして実施をしていく計画があるのかどうかについて、まずお尋ねいたします。

竹沢議員にお答えいたします。日曾利地区は、昭和 50 年代の県営圃場整備事業を実施していない地区であり、農地の形状が不成形であったり耕地面積が小さかったりと耕作条件がよくない地域でございます。その反面、温暖な地域であり、西向きの斜面ということもあって品質の高い農産物を生産できる地域でもあります。あわせて雄大な中央アルプスを望むことができ、民間のキャンプ場には年間 1 万人もの利用者が来場していることから、観光面でも生かせる地域であると考えておりますし、その名、日曾利なんですけれども、平仮名で「ひっそり」と書くと非常にいいイメージの響きを持っておるわけでございます。この地名も生かせば大きな価値を生む素材であると考えております。また、地区の皆さんが構成員となって新たな法人を立ち上げ、地域の農地を自分たちで守っていくとお聞きしております。将来にわたって持続ある管理体制を構築されることもすばらしい取り組みであると思っております。町としましても日曾利自治会の取り組みに大いに期待するとともに、可能な限りの支援をしてみたいと考えております。事業の規模等につきましては担当課長より説明いたします。

産業振興課長

それでは、細かい点、私のほうから御説明を申し上げます。日曾利自治会におきましては、人口の減少や高齢化から今後遊休化する農地が発生することが確実であるということから、今後の地域のあり方も含め自治会全体で検討したところ、圃場整備を実施し作業性が高い農地とすることを自治会全体で決定したというふうに聞いております。事業規模につきましては、事業費がまだ試算する段階にはございませんので、お答えをきょうはできませんけれども、対象面積については自治会の 1 次集約として登記簿面積で 28.4 ヘクタールというふうになっております。現在想定している補助事業ですが、議員説明いただきました農地中間管理機構関連農地整備事業というのを検討しております。こちらにつきましては、中山間地域では最低 0.5 ヘクタールの団地という面積要件がございますので、自治会で団地となる圃場を精査した結果、10 団地が可能ということになり、合計で 28.4 ヘクタールというような形になっております。現在検討中の農地中間管理機構関連農地整備事業ですが、議員がおっしゃられたとおり国、県、市町村がそれぞれ負担することによって地元の農家の負担はゼロで行える事業となります。また、圃場整備をした農地は全て中間管理機構に 15 年間貸し出すこと、それから整備後の収益性が事業完了後 5 年以内に 20% 以上向上することなどの幾つかの条件がございます。また、事業認定に向けて実施計画や営農計画を策定する必要がありますが、策定には多額の費用が必要であり、国の補助が 2 分の 1 はあるわけなんです、ここでの地元負担が発生することが 1 つの課題というふうになっております。また、中間管理機構の関連圃場整備事業以外の補助事業も幾つかございますので、団地によっては他の補助事業の活用も検討しているところでございます。いずれにしても、圃場整備はやりたいという意思決定した段階ですので、町としましては、しっかりと情報提供し、有利な補助制度により農地整備が実施できるようサポートしてまいります。

竹沢議員

概要について説明をいただきました。10 団地で 28.4 ヘクタールの事業規模でいき

いということで、自治会でまとまったようであります。先ほど町長答弁にありましたけれども、日曾利の農地というのは天竜川に向かって西側に傾斜しているところでありまして、排水もよくて肥沃な土地でありますし、また夕日が遅くまで当たるといことで、大体、天竜川東ってというのは、東伊那、中沢、喬木とか豊丘もそうですけれども、中川もですが、排水がいいということは、果物とか、そういうものは大変おいしくできると、こういう立地条件のいい農地になるわけです。ただ、説明にもございましたが、不成形であるとか小規模であるとか、あるいは有害鳥獣の対策とか、いろいろ問題もあるわけでありまして、一方で、高齢化なんかが進む中では遊休荒廃地化という部分が本地区においても一部あるのも事実であります。町長答弁にありましたが、こうした事業を取り入れることによって農業生産の部分での効率を上げるということと、加えて観光に向けての有効な手段でもあると、こういうことかなあと思います。こうした事業に着手することによりまして日曾利自治会の農業者の皆さんが遊休荒廃地化の減少につながって、農業振興に寄与してくれることを期待するわけでありまして、本事業は地元負担はなしということで理解をしておるわけですけど、先ほど担当課長から説明ありましたが、現状の農業所得の20%増ということが1つの足かせ、条件になっております。そこでお尋ねしたいのは、現状いろんな作物をつくっておりまして、果物もあるしコンニャクもあるかな、いろいろなものがあるところですけど、農業振興でどういうふうに20%農業所得を上げるような農業振興を具体的に図っていくのかについてお尋ねします。

産業振興課長

先ほど申し上げました営農計画というものを策定して県にお認めいただくことが事業の進め方になります。先般、地元のほうで会議を、役員会を開きまして、その営農計画、一体どんなところにどんなものをつくったらいのかというのを、JA等の指導員の方、野菜、果樹等の方もお招きして話を聞いて検討しましたが、まだこれというようなものは決まっておられません。先日は、そういった指導員からの意見を聞いただけですので、今後20%をクリアする作物を決めて営農計画を立てていくということになります。ただ、今現在余り収益が上がっていない畑が多いところがありまして、そういうところについては20%というのはそんなに高いハードルではないというふうに思いますので、そういった点では1団地、約4ヘクタールの団地がありますけども、そこでは取り組みやすいかなあとというふうに地元でも考えております。

竹沢議員

本事業の営農計画っていうのをこれからつくるといことですので、これからなのかなと、圃場整備できれば効率化も伴って20%はクリアできると、こういうもくろみなかなあとと思うんですけども、そこで、本事業ですけど、例えば令和2年度に事業着手した場合は、令和4年度、すなわち令和5年の4月から新しい圃場で農業を営めるということが出来るかなあとというふうに、本事業の事業期間でいうとそういうふうに理解しておるんですけど、こういうことで正しいかどうかということと、それから、先ほどの説明がありましたが、営農計画策定についての費用がかかるんですけど、国で2分の1補助で地元で2分の1負担ということが想定されるわけで、ほかの補助メニューもあればいいんですけど、有効な。もしこの事業の中で2分の1負担が地元ということになった場合に、地元のほうでこの部分に対応できるかっていうことと、それから町長

産業振興課長

にお伺いしますが、この事業も、本県、今 77 県下に市町村があるんですよね、これ、飯島町だけ手を挙げていれば簡単なんですけど、実は本事業についてほかの市町村でも当然要望を上げておるわけでありまして、そうすると事業採択について競争も激しくなるのかなあということで、これらについて町長として本事業が採択になるように県へ力強く働きかけをするということについてやっていただけるかどうかお伺いいたします。

まず、スケジュール感かなというふうに思いますけれども、県のほうが示しておりますスケジュール感が、実は計画策定までに 3 年を要するという、これは日曽利地区だけではなくて、県がこのスケジュールを進めるというような形ですので 3 年必要ということになります。今現在、日曽利のほうで進めているのが令和 4 年、早くて令和 4 年の事業採択に向けて取り組んでおるという感じでございます。その 3 年必要だというのが、先ほど申し上げました営農計画の策定から実施計画、ヒアリングとか、そういったものがずっとありますので、どうしても令和 4 年の 4 月が最短ということになります。事業採択をされてから工事ということでございますので、県営事業は最長でも 5 年を計画しておることがほかの事業でもございますので、最長としても令和 9 年度に完了かなあというようなことで、ちょっとまだ先かなあというような感じで今考えております。あと、2 番目の計画に対する地元負担ができるかという点ですが、この点につきましては、今、地元でも非常に悩んでおりまして、近隣の市町村で既にこの計画を立てたところがございます、そういうところから聞くと 1,000 万円とかいうような金額が計画書、分厚いものようでございますが、必要となってくるということで、その点については、今ちょっと地元でもどうかなあ、ぜひいろんなところからの支援をいただきながらやりたいということで、考え方としては、冒頭、議員も言っていただきました県営圃場整備をやったくらい負担が 1 つの目安かなあというような、あとは支援をいただきたいというふうに地元では考えているところでございます。

町 長

本件につきましては、しっかりと計画を立てていただく、また地元の人たちがしっかりと心を一つにして一丸となって進んでいくことが大事だというふうに思っています。その計画を練る段階で県といろいろ打ち合わせし、お世話になり御指導をいただくということをしっかりやっていくことが大事かなというふうに思っております。飯島町で県に陳情、要望活動に行くんですけども、県議の皆様方と力を合わせて、これが成就するように努力してまいりたいと思っております。

竹沢議員

計画全体のタイムスケジュール、それから県に対する、また地元県議に対する要請活動を含めて実施をしていただけるという、そういう方向を確認したところであります。つきましては、先ほど地元でも一番心配の営農計画策定にかかわる費用の問題について、また地元の皆さんともよく先進のところの実態なんかも検討していただく中で、町の負担、そういうのも含めて、また、ぜひ地元の負担がなるべく少なくして計画策定できるように今後取り組んでいただくことを要望いたしまして、質問項目事項の 2 番に入ります。

「道の駅「花の里いいじま」のトイレ改修事業推進を問う。」ということであります。質問要旨 2-1 であります。道の駅花の里いいじまは、飯島町内に 2 つある道の駅の 1 つでありまして、道の駅田切の里と一体で多くの方に利用されているわけでありまして、

我が町の物産や情報を発信する拠点として、長野県の御支援もいただく中での施設ということに相なるわけであります。道の駅花の里いいじまのトイレでありますけれども、平成14年8月2日供用開始のトイレでありまして、老朽化が進んでおるということで、道の駅の大切な玄関機能であるわけでありまして、現状を踏まえ改修計画というものをお尋ねしたいというふうに思うところでありますので、とりあえずこれについての町長の見解を求めます。

町長 道の駅花の里いいじまは、オープンから17年が経過したところでございますが、近年の道の駅田切の里やとよおかマルシェオープン、伊南バイパスの全線開通などによる影響が心配される中にあっても利用者数と売上高はほぼ横ばいを堅持しておるということだそうでございます。これは、利用組合の皆さんの御努力と伊那谷屈指の景観が訪れる方々に強い印象を与え多くのファンを生み出しているからだと思っております。また、今後予定されるリニア中央新幹線と三遠南信自動車道の開通により今以上に町の南の玄関口としての役割を期待しているところでございます。そうした観点から、人寄りのある施設のトイレ改修により訪れる方に対して快適性の向上とイメージアップを図ることは重要だというふうに認識しております。改修計画の詳細につきましては担当課長より説明いたします。

産業振興課長 改修計画についてでございます。道の駅花の里いいじまのトイレ施設は長野県が所有者であり、利用組合が管理を受託しておるということで、現在の公衆用トイレでは標準化しつつある洋式化、またウォシュレット等の快適装備、また明るい照明や内装が現在では求められておりますけれども、花の里いいじまのトイレは、そういった部分が少し未対応かなあという施設になっております。そのため、平成29年より早期の全面改修を長野県の伊那建設事務所へ毎年要望してきております。その結果、県では、インバウンド等にも対応した観光拠点としての快適性の向上、またイメージアップを図るということで、道の駅のトイレの改修を順次進めるというふうにお聞きしております。

竹沢議員 答弁いただいて、県といたしましてもインバウンド、それからイメージアップということで改修ということになるわけでありまして、この課題につきましては利用組合の組合長さんから頼まれた課題でありまして、今次この課題を取り上げた次第でありまして、県管理の道の駅のトイレにつきまして本県では2018年から5カ年計画で順次行っていくということでございますので、当施設の事業着手年度はいつかについてお尋ねをしたいと思うわけであります。2019年2月6日の日に長野県道の駅駅長会議が開催されまして、長野県が行う道の駅トイレリニューアルが2018年度から2022年までの5カ年計画で実施計画されるという報告がございます。この計画によりますと、県管理の道の駅21カ所のうち16カ所が5カ年で随時改修の計画になっておりまして、本花の里もこの中に入っておるわけであります。具体的には、例えば飯島町の道の駅花の里いいじま、北信栄村の信越さかえ、東御市の雷電くるみの里、青木村のあおき、それから下条村の信濃路下條などが計画されております。改修された後には、細かいことは私余りよくわかりませんが、信州まごころトイレプロジェクトの認定を受けることになっておるようであります。この課題は、先ほど申しましたように組合長からも要請がありましたし、

町 長
竹沢議員

当然ながら私も地元選出の県会議員お二人にこの課題について既に要請してあります。そこで、飯島町の事業着手は 2022 年までのうちのいつになるのか、町の予算は全然かからない事業でありますので、県で早目に取り組んでいただいて、一見でお立ち寄りになるお客さんはもとよりですけれども、気持ちよく利用していただく道の駅として、トイレリニューアルにつままして長野県のほうへ働きかけをしていただき、スピード感を持って実施していただくようお願いしたいわけですが、町長の見解を求めます。

そのように、今議員おっしゃるように努力してまいりたいと思っております。

それでは、この件については、そういうことで御努力をいただきたいと思います。

質問事項 3 に入ります。「ドローン活用で災害時情報収集を求める。」についてであります。質問要旨 3-1 であります。飯島町の中におけるドローンの活用の実態っていうのはどういう活用方法が今されておるのかということですが、私の知り得るものでいうと、例えば国土交通省中部整備局天竜川上流河川事務所の支援をいただいて与田切川のマウンテンバイクコースのイメージ図などにつまましてドローンで撮影して提案書ができておるというので、拝見したことがございます。また、我が国でも先般婚約した人が中心になってスマート農業というのを言っておりまして、七久保地区でも、さきに七久保地区営農組合が申請いたしまして水緑里七久保が受託して、大豆の防除を 8 月の 21 日と 9 月の 5 日に実施いたしました。スマート農業、ドローンの関係も町内の農業担い手法人、私どもの会社のほかにも導入を計画しておりますし、また町内の土地利用型の稲作中心の認定農業者もドローンの導入を計画しております。ということで、農業関係は今スマート農業ということの中で自動運転の田植え機なんかも入ってきておりますし、少しずつ広がっておるんですけど、飯島町としてドローンというのをどのように活用するのか、現状どんな活用の実績があるのかについて、まずお尋ねいたします。

総務課長

町内でのドローンの活用の実態の把握というのは、やっぱり具体的にはちょっとできていないところであります。町内の利用の事例といたしまして、イベント等の記録映像撮影のための利用、それから、先ほど竹沢議員からお話ありましたけれども、測量業者によります測量ですとか資料作成のための利用、また森林整備におきましての調査業務での利用、また農業法人によります農薬散布での利用とさまざまなところで活用がされていると聞いております。ただ、現段階での町といたしましては、今のところそういった活用の事例というものはまだできていないところでございます。

竹沢議員

質問要旨 3-2 へ入ります。緊急時情報収集のためのドローン導入を求めるということでございます。下平町長は、いち早くから電気自動車を導入されまして全国を漫遊されたわけでありまして、そうした先端技術をみずから取り入れており、敬意を表するところであります。また、町長は常に 10 年後 20 年後を見据えた政策が大切であるということの時あるたびに訴えておるわけでありまして、私もそういうことを感じるわけがあります。そこで、町もドローンを導入し、例えば緊急時情報収集のため活用するとか、いろいろ幅広い業種での仕事に有効活用することを職員の皆さんと一緒に研究していく必要があるのではないのかなあと思うわけでありまして。我が町も実施しましたが、9 月 1 日あちこちで防災訓練が行われまして、例えば伊那警察署はドローンの操作方法や上

空からドローンにつけましたスピーカーで避難を呼びかける、こうした訓練を実施したと新聞報道がありました。また、伊那市では市職員の災害バイク隊と、こういう組織がございまして、こうした人たちが歩いて行けない災害現場をドローンで撮影して映像を災害対策本部のほうへ送信すると、こうした訓練を行っておると報じております。したがって、後段に述べるようなドローン業者との災害協定みたいなものもいいとして、とりあえず町として、そういう、きょうもどこかで答弁あったかもしれませんが、災害に強い町だとした場合に、町民の安全・安心のためにも、あるいは緊急時の情報収集とか、多面的ないろんな活用方法が期待されるので、職員の皆さんと真剣にドローンの導入について研究を深めていく必要があるのではないかと、そういうふうに思うんですけど、町長の見解を求めます。

町 長

先端技術の導入につきましては、真っ先に研究していち早く他地域よりも抜きん出てやるという場合と、様子を見てやると、この2つの方法があると思います。新しいものがどのように使われるかということ进行研究すること自体も、スタッフも要るし、知能も要るし、それは予算も、しっかりお金も要ると思います。要領のいい方法は、こういうものに使ったらいいよというものが確立して、それを使うということも、これは大事な方法だと思います。無理やり何でもかんでも最初に導入ということは、私はそこで競争する必要は特にないというふうに思っておりまして、ドローンという新しい技術がいろいろに使われているなということ、これ进行研究することは大事だと思います。我々は、じゃあこの部分を、じゃあドローンのこの技術を導入しようということが明確になってから使うということが、これも、企業も最先端の技術を使うよりも他者でできたものをまねしていくというパナソニックの経営方針なんですけども、そういったこともありかなというふうに思っております。しかし、研究は続けていきます。

竹沢議員

御答弁いただきました。私もいち早く他に先んじてやれとかいうことでなくて、いろいろと多面的に検討していただいて、導入、活用について利活用いただければと思うわけであります。

そこで、とりあえず導入する手前の方法として3-3で提案いたします。ドローン活用事業者との災害時支援協定締結をしたかどうかということであります。皆さんも御案内のように飯島町内にもドローンを活用する事業所がございます。町が単独でドローン導入することについて先ほど提案したわけですけど、この場合に、町の場合、操作する職員の操縦資格とか、そういうことが必要になるわけであります。先日ちょっと伺ったところによりますと、上伊那広域消防本部には今現在3台ドローンが入っておりますけれども、40人の方がドローンを操縦できるように今なっておるということをこの間お伺いいたしました。そこで、町が単独導入するのは無理な場合ですけども、当面の措置としてドローン事業者と災害時情報収集支援協力協定を締結したかどうかということを提案するわけであります。これは、先んじてやっておるのは伊那市です。伊那市は8月の23日、報道によれば同市内のドローン事業者2社とこの協定を締結したようであります。町内の某事業者社長に伺ったところ、町内の事業者も飯島町に対して災害時におけるドローン活用だとか、いろんなことで提案をしたというふうに伺っております。こう

総務課長

した提案も含め災害時支援協定締結というのをとりあえず求めるところでありますが、これについてはいかがでしょうか。

大規模な災害が発生して、また町内各所で発生した場合でございますけれども、やはり上伊那広域消防本部にありますドローンの利用は、やっぱりなかなか困難な状況だと思っております。御提案のとおり民間の事業者によります協力が不可欠でございます。上伊那管内の市町村におきましてドローンを運用する事業者との協定を結んでいるところがございます。伊那市のほかに駒ヶ根市、また宮田村も協定をしておるということをそれぞれ担当者のほうに確認をしております。こういった協定につきまして情報収集いたしまして、また協定の締結について、また検討してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

竹沢議員

町御当局の調査によれば伊那市、駒ヶ根市、宮田村が既に協定をやっておるということで、これらを参考にして町としても締結に向けて検討していただけるということでありますので、ぜひ検討をしていただくことを求めまして、最後の質問に入ります。

「図書館にフェイスブック活用を求める。」ということについてであります。質問要旨4-1、図書館の利用の実態と利用増の現状の状況はどうかということを教育長にお尋ねするわけであります。現状、図書館長さんや図書司書さんが努力していることは十分承知しておりまして、例えば農文協を活用した野菜づくりの講座ですとか、これは大変好評を得ておりまして多くの町民の皆さんが参加していることはよく認識をしております。我が家でも小学生から高校生まで図書館を利用させていただいておりまして、蔵書を借りるだけでなく、大学受験の学習場所などとしても活用させていただいておるところであります。とりあえず、現状の我が町の図書館利用の中で利用者増の対策はどのように取り組んでおられるのか、利用状況等を含めてお尋ねします。

教 育 長

図書館の利用実態ということでお答えしたいと思います。昨年、平成30年度の図書館利用者数は1万1,508人であります。5年前に比べると96.6%と減ってはいますが、その量はわずかであります。ただし、10年前に比べると、この人数は76.3%、最も多かった15年前、平成15年と比べると69.9%と3割減ったことになります。利用者増の対策としては、さまざまなお話し会、あるいは企画講座などの取り組みを積極的に行っております。ただいま紹介していただきました農文協に関する講座もその1つでありまして、1回に100人以上が集まるという人気講座でもあります。このほか、昨年度末、図書館前に中学生のクラウドファンディングでツリーハウスができたこともありますし、週末には図書館前の小さいお子さん用の遊具が大変人気がありましてお子さん連れがたくさん見えますし、夏場はヤギをお借りすることもできますので、そういった小動物を相手にお子さんが親子連れで見えるということもあります。ただ、図書館前の庭までは来ていただけるんですが、そこから図書館の中に入って本の活用というところにはなかなか結びついていないと、ですので、そういう企画講座、あるいはお話し会などを充実しつつ、図書館前の広場の来ていただいた親子連れの皆さんに図書館をより活用していただくということも、今、大きな目標の1つであります。

竹沢議員

現状、平成30年で1万1,508人、前年比マイナス3.4の96.6%、ピーク時から比べ

ると 30%落ちと、こういうことだそうでございます。取り組みとしては、お話会、また企画講座などで、農文協のときは 100 人以上ということで盛況のようではありますが、図書館の手前、ツリーハウス、遊具、ヤギなどの小動物とか、こうした利用にとどまっておって、いかにそこの中へ入ってもらうかということが課題だということですが、そこんところの課題のところが具体的にちょっと見えないんですけど、どうしたらいいんですか。教育長。

教 育 長

図書館の利用数は 5 年前と比べるとわずかですが減少はしていると、一般的に幾つかの理由が言われていて、もちろん人口減少もあるんでしょうけれども、スマホなどの発達で、割と図書に頼らず、さまざまな情報が若者たちは割と手軽に手に入れられるようになってきたということもあります。それは、ちょうど 10 年前くらいから始まっていますので、先ほどの 10 年前 15 年前に比べて少ないというのは、確かに若者が減ってくるというのはうなずけるところであります。ですが、一方、子育て支援センターに親子連れのお母さん方が見えてたくさん利用されていますし、実は、あの中にも図書館の子どもの本はたくさん貸し出しているわけですが、それにとどまらずに、支援センターに来たお子さん連れが図書館に来てくれる、そこで小さい子どもが図書館になじんでもらって、大きくなって小学生、中学生、高校生、大人になっても図書館になじんできていただけるというのが長期的に見たビジョンであります。それが子育て支援センターから庭までは来ていただけるんだけど、なかなか入っていただけないっていうので、そのうまい仕組みとといいますか、仕掛けがこれからできていけば、ちょっと長期的にはなりますけど、利用が増えるんじゃないかっていうふうに今我々としては思っているところであります。

竹沢議員

それじゃあ屋外から中へ入ってもらうには少しいろいろ知恵を出さないといけないと、こういうことなのかもしれません。

さて、そこで、1 つの方法としてフェイスブックの導入によりまして利用者利便性向上や貸し出し数を増やしていくと、こういう取り組みをしたらどうかということを提案するわけであります。私もフェイスブックをやっております、多くの方を承認してやりますと、お互いに投稿したものに「いいね！」をしないとイケないと、こういうことがありますけれども、全国各地の友達と今いろんな情報交換しておるわけでありまして、こうした各地の情報を交換して日々生活するのも結構楽しいものであります。お隣の駒ヶ根市におきましては、利用者の利便性向上のため、そして貸し出しの冊数を増やすためにフェイスブックの導入の準備を始めたと先般報道されております。これは何でやるかっていうと、先ほど教育長からスマホ云々で若者が逃げていくってということがありますが、このフェイスブックは、逆にその若者をターゲットにしておるってことでありまして、若い世代への情報収集、情報を周知することによる効果を狙うということでありまして、図書館の休館日、あるいはいろんな行事日程があるんですけども、こういう内容を情報発信する。また、先ほど子育て支援センターの話も出ましたが、子育ての世代のお母さんのコミュニティーツールとしても活用が期待されるということでもあります。これも新しい取り組みであるんですけど、よその市のやつを猿まねするのも

		いかがかとは思いますが、飯島町として、そうした若い世代、それから働くお母さん方の1つのツールとしてフェイスブックを導入するっていうのも1つの有効な手段かなあと私は考えるんですけども、教育長の見解を求めます。
教 育 長		結論から申しますと、これからの時代、SNSの活用も当然考えていかなければいけないと思っておりますので、図書館協議会という図書館の運営を検討する会議がありますので、そういうところで御意見を聞いていきたいと思うんですけども、ちょっと難しいなあと思うことの幾つかがあるんですが、フェイスブックを活用していくには、ある程度定期的に更新していかないと、なかなかお客さんに見ていただけないということがありますが、その手間の部分、情報発信するんですけど、一応、今、公の機関ですので、発信する情報については決裁が必要になってきますので、決裁として、そのたび更新するっていうことが非常に難しいかなっていう現状はございます。ただ、今は、そういったこともありますので、図書館の館長さんがみずからフェイス・ツーフェイスでいろんなところへ、保育園へ出かけていってこういうお話会がありますということを積極的にPRして、その結果、そういうお子さんたち、あるいは親御さんたちの参加者が増えつつあるという、そういう実感も持っているところであります。それから、若い人たちにはSNSは大変有効だと思いますが、図書館に割とたびたび来ていただける世代の方は活字のほうがSNSよりはなじみがあるというので、そういう方に関しては少し有効性にクエスションのところもあるということですが、いずれにせよ、町のホームページだとかフェイスブックとか、そういった動きも今後出てくるかもしれませんので、そういったこととあわせて一緒に研究していきたいというふうに思っております。
竹沢議員		これも1つの、SNSも1つの選択肢でありまして、どれが有効かわかりませんが、こつこつ小林館長さんが出向いて相対で利用促進をいただくとか、そうした人対人とのつながりの取り組みも原則的なことで大切なことなので、ぜひ、それはそれで継続していただくとして、当面、図書館運営協議会ですかね、ここら辺でも、ぜひこうした課題も、1つの手法ですので、要は、先ほどる教育長からお話ありましたように、あの図書館のそばまで来た人がいかに中へ入ってくれるか、その手法を、あの手この手の知恵を出していただいて、究極は、今回3.4%利用者が減りましたが、もとへ戻すくらいな勢いで大勢の皆さんに御利用いただけるように頑張っていただくことを期待いたしまして、質問を終わります。
議 長		以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。
散 会		午後3時57分

令和元年9月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

令和元年9月10日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

三浦寿美子 議員

坂本 紀子 議員

折山 誠 議員

浜田 稔 議員

好村 拓洋 議員

○出席議員（１２名）

１番	滝本登喜子	２番	三浦寿美子
３番	久保島 巖	４番	中村 明美
５番	橋場みどり	６番	好村 拓洋
７番	折山 誠	８番	坂本 紀子
９番	浜田 稔	１０番	本多 昇
１１番	竹沢 秀幸	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 那須野一郎 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 下條 伸彦 会 計 管 理 者 大島 朋子
飯島町選挙管理委員会 委員長 藤井 康富	飯島町選挙管理委員長書記長 (総務課長兼)
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 林 潤

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和元年 9 月 1 0 日 午前 9 時 1 0 分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配付のとおりです。 なお、本日の一般質問について飯島町選挙管理委員会藤井康富委員長に御出席をいただいております。藤井委員長には、御多忙の中、御出席をいただき、ありがとうございました。
議 長	日程第 1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。 2 番 三浦寿美子議員。
2 番 三浦議員	それでは、通告に従いまして一般質問を行います。最初に、水循環基本法に基づく条例の制定について質問をいたします。平成 26 年の 4 月 2 日に水循環基本法が公布されました。超党派で構成された水制度改革議員連盟による議員立法として衆議院、参議院ともに全会一致で可決、成立しております。長い間の国民運動があつて水制度改革議員連盟が生まれたとのこと。既に公布から 5 年がたちます。水循環基本法についての認識をお聞きいたします。
町 長	おはようございます。三浦議員にお答えいたします。水循環基本法は、平成 26 年 4 月 2 日に公布、同年 7 月 1 日施行、内閣総理大臣を本部長として水循環に関する施策の一本化、健全な水循環の維持・回復、経済社会の発展及び国民の生活向上に寄与することを目的として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって取り組んでいくことが定められております。また、この法案の基本理念には 5 項目あり、水循環の重要性、水の公共性、健全な水循環への配慮、流域の総合的管理、水循環に関する国際的協調を定めております。国としての取り組みを一体化することと、日本は世界でもまれに見る水源地であり、水の重要性を改めて認識していくことが大切であると捉えて法案を整備したものであると私は感じております。現在、町としては特段法施行に伴う施策はとっておりませんが、当然、誰しもが感じる、水は生活に欠かすことのできない貴重なものでございます。飲用はもちろんですが、農作物の栽培や、ときにはおいしい水の景観に癒されたり、自然との触れ合いによって豊かな感性を育んだり、さまざまな形で恩恵を受けております。水という、昔は無駄をすることを湯水のごとくという表現をいたしました。しかし、今、水にスポットを当てて考えると、非常に石油よりも——もしかしたら石油よりも貴重なものになってきているというふうに私は感じております。宇宙から見ると地球は青いんですけども、それは 70%が水だからであつて青く見えると、人間の体も 70%が水でできているということで、地球上に 70%の水なんですけども、その中で淡水は 2.5%だと言われています。その淡水は北極や南極で氷となっていますの

で、流れている水として存在しているのは0.8%、その中で地下水が主なものですから、表面の川とか湖に見えているものは0.01%だと、このように言われています。そういったことを、今、日本は非常に水に恵まれていますので、貴重さという概念が非常に少ない中でこの法案、水を守るということは非常に重要なことかなというふうに感じております。

ただいま大筋での町長から水循環基本法についてお答えをいただきました。認識をお聞きいたしました。まず、水循環基本法の前文をお読みしたいと思っております。前文です。

水は生命の源であり、絶えず地球上を循環し、大気、土壌等の他の環境の自然的構成要素と相互に作用しながら、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与え続けてきた。また、水は循環する過程において、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきた。

特に、我が国は、国土の多くが森林で覆われていること等により水循環の恩恵を大いに享受し、長い歴史を経て、豊かな社会と独自の文化を作り上げることができた。

しかるに、近年、都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動等の様々な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響等様々な問題が顕著となってきた。

このような現状を鑑み、水が人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、健全な水循環を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進していくことが不可欠である。

ここに、水循環に関する施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的かつ一体的に推進するため、この法律を制定する。

とあります。この目的として、

この法律は、水循環に関する施策について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに水循環に関する基本的な計画の策定その他水循環に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、水循環政策本部を設置することにより、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

とあります。また、定義としては、

この法律において「水循環」とは、水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することをいう。

この法律において「健全な水循環」とは、人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環をいう。

というふうに定められております。水の循環という自然現象を考えれば地球規模の問題であり、壮大な取り組みです。その一方で、私たちの毎日の暮らしになくてはならない水の問題であり、最も身近で、私たちの生命線でもあります。この水が汚染されれば、たびたび汚染され、たびたび大きな問題となってきました。工業排水による公害で地域

住民に健康被害をもたらしたり、生活排水で河川を汚染し、湖や海にも影響を及ぼしてきました。大気中に排出された物質で酸性雨となり森林や作物に影響が出たり、近年は海洋性プラスチックが世界的な規模で大きな問題となっています。特に、放射能による汚染には命の危険を感じています。水循環基本法は平成 27 年 9 月に改正をされ、平成 28 年 4 月 1 日施行となっています。公布から 5 年、見直し後、既に 3 年が経過しています。国、地方自治体、事業所、国民の責務が定められており、それぞれの立場で水について取り組む責務と相互に連携することが定められているものです。水循環基本法に基づいた取り組みを行っているかどうかお聞きをしたいと思います。先ほど町長の答弁では特段やっていないというふうにもお聞きしたわけですが、再度お聞きをしたいと思います。

住民税務課長

それでは、議員の御質問につきましてお答えいたします。先ほど議員のほうでそれぞれの役目の話がありました。その役目でありますけれども、水循環基本法には、第 4 条 国の責務、また第 7 条になりますけれども国民の責務ということでございます。そのうち地方公共団体の責務につきましては第 5 条にうたわれております。そこには、地方自治体は基本理念に沿いまして水循環に関する施策に対して国との連携、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を策定、実施する責務を有するとございますけれども、冒頭、町長が申し上げたように、特別、現在のところは、政策はとっておりません。ただ、以前より飯島町さわか環境保全条例並びに環境基本計画におきましては、水循環の過程、地下水の保全、水資源の重要性の啓発等の総体的な取り組みにつきまして示されております。そのことから、水の大切さにつきましては認識しているということで感じております。

三浦議員

今までの取り組みについて、飯島町のさわか基本条例の中で、この法律に基づいてではないですけれども水について飯島町としても取り組んできたというふうにお聞きしたところです。法律の第 3 条の基本理念には、先ほどお話がありましたけれども、水は国民共有の貴重な財産と位置づけられ、公共性が高いものであり、適正な利用と国民が将来にわたり水の恩恵を受けられるようにしなければならないとあります。水の利用に当たっては、健全な水循環が維持されるようにすること、流域としての総合的で一体的な管理の必要性や国際的な協調についても述べられているところです。ただいまお話がありましたように、5 条には地方公共団体の責務が述べられております。「基本理念にのっとり、水循環に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とあります。ただいま課長が言われたとおりです。地方自治体の責務として水循環基本法の目的を理解し、条例を私は制定する必要があるのではないかというふうに考えております。この点についてお聞きをしたいと思います。4 番目の質問も私は関連しておりますので、御一緒にお答えを一括でいただければよいと思っております。では、御合弁をお願いします。

住民税務課長

それでは、条例化の必要性につきまして、また重要な課題に関することにつきまして一括してお答えしたいと思います。先ほども申しましたけれども、水循環に係る総体

的な取り組みにつきましては、現在ございますさわやか環境基本条例、また環境基本計画にうたわれております。議員御指摘の水循環基本法でありますけれども、先ほどからも出ておりますけれども、流域の連携がございます。また、それ以外にも教育、民間団体への活動の推進等がございます。そちらのほうは議員のほうからいただきました資料の第2章 水循環基本計画がございます。そちらを見ますと、それぞれが条立てされております。したがって、本来——本来というか、現在の条例、ありますけれども、総体的にうたわれております。それにつきまして今回の水循環基本法に基づきましたものに特化しまして、その項目に特化して一部改正を行うのか、あるいは新たな条例を制定するのかにつきましては、今後の課題がございます。また、今後の方向でありますけれども、関係各課と連携をとりまして研究してまいりたいと思っております。

三浦議員

これから研究して検討していくということでありまして、一番は、水は国民の財産であるというふうにこの法律で定められたということでありまして。今までは、私有地であれば、その土地を所有している方の権利というような形で考えられてきたと思っておりますけれども、大きく今までの水に対する概念が変わってきているというふうに考えていくべきだというふうに考えております。この法律をつくるに当たって水制度改革議員連盟というのを国会の中で立ち上げて、その代表が石原伸晃氏でありました。石原氏は「わが国には、水に関係する個別法は数多くありますが、水に関する基本法は制定されておらず、水の基本理念は存在しませんでした。水循環基本法はわが国で誕生した最初の「水の憲法」と言ってもよいでしょう。」というふうに述べております。その中で基本理念の浸透をということで3つ、彼は挙げております。1つは「健全な水循環の維持・回復の積極的取り組み」ということで、

水循環は、さまざまな要素で構成されますが、それらは一つのサイクルをなしています。私たちは、これまで水利用という目先の利害にとらわれて、このサイクルを壊してきました。その結果の一例が地球温暖化による影響の顕在化です。これは人類に対する警鐘だと思います。水循環の再生には、既存のものではなく、新たな切り口の施策が必要になります。

と、このように述べております。2つ目に、

「水は公共性の高い貴重な国民共有の財産」という点です。水は、これまで地下水は「私水」、河川の流水は「公水」とされてきました。つまり、水の法的性格が統一されていなかったのです。水循環基本法によって、水は「国民の共有財」と明示されました。すべての水に関する法的性格が示されたことはこれからの個別法の考え方にも大きな変化をもたらしていくでしょう。

と、このように2番目に述べております。そして3つ目に、

「健全な水循環を河川流域ベースで達成する」という点です。

河川流域は、上流から最下流まで多くの地方自治体にまたがり構成されています。自治体の行政境界は人為的なものですが、水循環は自然の摂理に従うものです。水循環は、源流の森林から河口の海まで本来ひとつながりなのです。

というふうに、そのことを再認識していく必要があるというふうに述べております。「水

が国民共有の財産であるという理念を国民にも伝えていくことが、わが国が水に関する国際問題を解決するとの機運につながっていくものと思います。」と、このように石原氏は述べております。この水循環基本法の成立によって、先ほども言いましたが、水は国民の共有財産というふうに定められた、位置づけられています。今までの水に対する概念を変えていかなければならないということになると思います。飯島町の水の特性を生かした水循環基本法に基づく条例の制定をするべきだと、それは早急に取り組むべきことではないかというふうに考えております。法律そのものが既にできて5年を経過しております。今まで認識が十分されてこなかったということは、いろんな事業をやっている、取り組みをしているわけですので、なかなかそこまでは及ばなかったかもしれませんが、これは本当に飯島町にとっても重要なことですし、またこの流域の問題、また大きな海、世界中の地球上の大きな問題と一体となった問題ですので、飯島町にとって重要な問題だと考えます。この条例について一刻も早く私は制定の準備をし、つくるべきというふうに考えておりますが、町長のお考えをいただきたいと思います。

町 長

国会でさえ、つい最近、水に対する認識を改めたところでございます。それまで日本人は水に対して本当に当たり前のように使っていたと。ひねると水が出るということですからね、作業としてはひねるという作業だけしかない。そういった中で、国会議員が慌ててつくり出したきっかけは、やはり、北海道で水源の森林を外国資本に買われた、こういう事象があちらこちらで目立ってきたと、北海道のみならず本州のほうにもその手が及んできたということの中で、水を守るっていう意識が急激に高揚したと思っています。この近辺の河川の上流は国がほぼ管理しているということで、一時それを気になって調査していただきました。私有地はないということの中で、買うときには届け出が要って、しかし、この届け出もねえ、日本名でその土地を買われたらわからないんですよね、そういうことで、さらにチェックを厳しくしなきゃいけない、そんなようなことをきっかけに水循環という大きな枠の中で取り入れたというふうに思っています。課長も勉強してまいりますということでございますので、しっかり勉強して何ができるのかということを考えていただきたいと思っております。

三浦議員

ぜひ制定に向けて取り組みを進めていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。2つ目は、県議選、参議院選の投票率の分析と今後の取り組みについてということで質問をいたします。本日は、私の質問のために選管委員長の方藤井様には、お忙しい中、一般質問の答弁者としてお出かけをいただき、感謝申し上げます。それでは、早速ですが質問に移りたいと思います。4月に行われました県議会議員選挙、7月の参議院議員選挙の投票率についての質問です。飯島町の県議会議員選挙の投票率は58.35%、参議院議員選挙では62.87%でした。この投票率をどのように見ているのかお聞きをしたいと思います。

選挙管理委員長

それでは、私のほうから議員の御質問にお答えしたいと思いますが、まず、その前に一言申し上げさせていただきたいと思います。日ごろ、選挙業務につきましては、関係する皆様方に御協力いただいておりますことをこの場をお借りしてお礼申し上げます。それでは、御質問いただいた内容についてお答えしたいと思います。まず、投票率につ

いてでございますが、4月に執行された長野県議会議員一般選挙では58.35%ということで、前回の平成27年よりも2%ほど上がっております。それから、上伊那全体の投票率56.75%ということで、それから県全体でも47.57%という結果が出ておりまして、これを上回る結果ということでもあります。また、7月に執行されました参議院議員通常選挙、比例代表、それから長野県選挙区におきましては62.88%ということでもありますので、ちょっと御訂正をいただきたいと思いますが、前回よりも7.29%下がっております。上伊那全体の投票率54.29%を上回るこれも結果となっております。以上の結果から見まして、総体的に見ますと決して高い投票率とは言えませんが、投票率については有権者の皆様方の関心の深さ、それがかなり影響するものと感じております。そのほかにも時期や天候といったことも影響されることもあると思いますが、そんなようなことで、投票率についてはここ数年の選挙とほぼ変わらない状況で来ているのかなと、この2つの選挙については、というふうに認識しております。以上でございます。

三浦議員

ただいま選管委員長からお聞きをいたしました。平成27年に公職選挙法が改正をされて、選挙権が18歳以上に引き下げられました。選挙権がある全ての人に選挙に行ってもらいたいところですが、なかなか難しい現実もあるようです。選挙を行うことができる権利を大切にしたいと、このように思っているところです。全国的には投票率が下がっている傾向があります。いろいろな角度で検証することで見えてくることがあるように思えます。例えば年齢で18歳～19歳の10代の投票率が見えてくると、投票所との距離と年齢の関係、投票所までの交通手段のあるなしなど、居住地によっても差があるのかもしれませんが、など気になることがあります。町の傾向を知る指標として年齢別、性別、地区別、投票所別、期日前投票の動向などが考えられます。具体的に検証をしているのかどうか、その点についてお聞きをしたいと思います。

選挙管理委員長

それでは、2つ目の御質問についてお答えしたいと思います。検証ということでございますが、選挙の終わった次の選挙管理委員会で事務局に選挙結果の報告を求めて、委員会の中で御説明を求めて、内容について一応検証という形で毎回やっております。その中で、国、県の選挙結果については、選挙結果の統計ということで国、県に報告が求められております。ですので、その資料をもとに毎回、国、県についてはやっているという形でございますので、御承知おきいただきたいと思います。それで、期日前の投票状況、統計内容は、期日前の投票状況、それから第2投票区が一応サンプルとして飯島町では出ております。その中の年齢別投票状況、それから18・19歳の投票状況、それから時間別の投票状況というような形で数字をまとめてございます。統計データから見た傾向を申し上げます。年齢別につきましては、全国的に見ましても、若年層の投票率、なかなか上がらなくて低い傾向にあるということでございます。飯島町でも10代20代の投票率は低い傾向にございます。それから、性別についてはほとんど投票率には影響がないというような形で考えております。それから、地区別、投票所別については、やはり有権者数の少ない春日平集会所の第3投票所、それから日曾利林業センターの第6投票所あたりはかなり高い投票率となっております。それから、期日前投票につきましては、やっぱりいろいろ入場券に宣誓書等の組み込みを行ったりして投票時間が短くて

	済むような工夫も何年か前からされておりますので、大分増加傾向にあります。これは全国的な状況だと思います。宣誓書のことは別にですね。なかなか期日前がかなりの率を示しておりまして、今回の選挙でも県議選が 21.65%、参議院選が 24.53%というような状況になっておりますので、かなり今後も増えるのかなあというようなことを思っております。以上でございます。
三浦議員	今お聞きをしたところですよ。飯島町ではそんなに投票率が低下しているというふうには捉えておいでにならないというふうにお聞きをしました。ただ、若年層はなかなか投票率が低いというふうですけども、要因としてどのようなことが考えられるかお聞きをしたいと思います。
選挙管理委員長	要因としては、やはり、自分も選挙管理委員になって2年ということで、今までの一般人としての選挙を見た感じ、そんなような感覚でちょっと私見をお答えしますが、やはり投票率については、皆さんもここで立候補者としてかなり選挙をやられておると思いますが、選挙戦がかなり激戦になったり緊迫したり、話題のある選挙というようにときにはかなり投票率上がりますよね。ですんで、やはり、いかに選挙人、有権者に関心を持っていただける選挙ができるかどうか、この辺が大きな点だと思います。やはり、なかなか有権者が選挙に関心がないというような現状が出ておりますので、選挙管理委員会としても歴代、代々の委員長さん初め委員の皆さんが中心となって選挙の啓発や明るい選挙の推進に向けたいろいろな取り組みを県選管ともやっておるわけでございますので、その辺で今のところやっていく、最低限の法律範囲内ということになりますが、なかなか投票率が上がらんというようなのが現状だと思います。以上でございます。
三浦議員	ただいま投票率の低下のことについて、要因についてお聞きをしたところですよ。私は、高齢者の問題も実態としてあるんじゃないかなというふうに感じているところですよ。このことについてはどのようにお捉えになっているかなあと思っているところですけども、有権者への意識改革は当然ですけども、高齢化も課題となってきたのではないのでしょうか。私の知っている人の例でございます。御高齢のひとり暮らしの女性の方ですけども、県議選の投票には行くことができましたが、その後体調を崩しまして、子どもさんたちが転倒などを心配しまして外出をとめられているということで、ほとんど家の中で過ごすようになっておられました。子どもが連れていってくれば何とか行けるかもしれないけれども、ほかの人に連れていってもらわねばいけないというふうに、このように言うておられました。御自分では投票に行きたいと思っても、自分の意思だけでは投票に行くことがかなわないということではないのでしょうか。ほかにも、自分の気持ちと、そのように家族との気持ちが一致しないために無理して行くことではないと言われてしまって、それ以上頼めないという人もおられました。また、近所だからといって車で一緒に行くことができる人もおられます。しかし、その反面で、万が一転んでけがでもしたら取り返しがつかないと、誘わないほうがいいかなあと思う人もおいでになります。自力では投票に行けない状況の人の投票手段は、関係者が連携してそれぞれの人の状態に合った方法をつくらないと投票ができないのが現状ではないかと、そのように最近思うところですよ。郵便等による不在者投票制度というのがありますが、

対象となる人に利用されているのでしょうか。今は、介護保険は介護区分が要介護５でないと在宅で投票できる郵便投票の対象にはなりません。投票する意思がある要介護３・４の人が自力で選挙に行けないのに郵便投票の権利がないのが大きな問題だというふうに私は思っているところです。これには法律の改正が必要になりますし、郵便投票の取得できる介護度の範囲を要介護３・４まで拡大することが本当に大事なことですけれども、そう簡単ではないというふうにも感じているところです。このように、投票率低下の要因と思われる高齢化と投票所への交通手段がない、病気などで自宅から出られない人などの投票をどう保障するかがこれからの課題だというふうに思います。今後の検討、研究課題として、ぜひ選挙管理委員会としても取り組んでいていただきたいなあというふうに思っているところです。そのようなことをお伝えして、次の質問をしたいと思います。

次に、主権者教育についてお聞きをいたします。１８歳選挙権が施行され、投票率の問題とともに主権者教育の必要性について取り上げられるようになっております。若者を対象の主権者教育とともに、幅広い層への主権者教育も必要な気がしているところです。主権者教育の必要性について選管委員長の見解をお聞きしたいと思います。また、主権者教育を実施する立場の教育長の見解もお聞きをしたいと思います。

選挙管理委員長

それでは、御質問にお答えしたいと思います。主権者教育の必要性ということでございます。県選管等で実施している高等学校等への出前講座、高等学校等というのは自立支援学校等々もございしますが、その中で生徒さんが国や社会の問題を自分の問題として捉え、社会に対する関心を高めることにつながっていると思っております。選挙管理委員会としても、国、県の選管と連携しながら、町内の小中学校の皆さんへ明るい選挙の啓発ポスターの応募の呼びかけを行ったり、若年層の有権者の方へ期日前投票の立会人の募集を行う取り組みを通じて選挙に対する関心を高めるように取り組んでおります。それで、今回の参議院選挙でございますが、たまたま高校、上伊那の高校へ行っていないくて下伊那の高校だと思っておりますが、出前講座を受けたきっかけで飯島の期日前投票の立会人ということで御応募いただきまして従事していただいた経過がございます。新聞等に載って御承知かと思いますが、そういう形での成果も見られております。それから、あとは教育委員会との連携をとる中で学校等にも働きかけて意識の高揚を促す取り組みが必要と考えております。以上でございます。

教 育 長

選挙権を有する者の年齢が１８歳に引き下げられたということでありまして、未来の日本のあり方を決める政治について、より多くの世代が実際に声を反映できる仕組みができたというふうに思っております。一方で、これまで以上に国家、社会の形成者としての意識を醸成するとともに、自身が課題を多面的、多角的に考えて自分なりの考えをつくっていく力を育むことがより重要になっております。これから我が国の将来を担う子どもたちには、社会の形成者としての意識を育むため、子どもたちの発達段階に応じた社会の範囲、家族や地域などの構成員の一人として現実にある課題についてみずから問題を主体的に考え判断するといった学習活動や具体的な実践、体験活動を学校、家庭、地域において実施していくことが重要であると考えております。学校、特に管轄し

	ております小中学校におきましては、そういったことも踏まえて、新学習指導要領、来年から小学校でスタートしますけれども、その6年生の社会科では、我が国の民主政治を捉え、日本国憲法が国民生活に果たす役割や国会、内閣、裁判所と国民とのかかわりを考え表現することとしてありますし、また、中学校の公民的分野では個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由、権利、責任、義務との関係を広い視野から正しく認識し、民主政治の推進と公正な世論の形成や選挙など、国民の政治参加との関連について多角的、多面的に考察、構想し表現することとされておりますので、小中学生は主に教科活動を通じながら民主主義の基本とか選挙について学ぶことになっております。一方で、関心を持ってもらうために、例えば中学校の生徒会の選挙に選管の所有しております投票箱等をお借りしながら子どもたちの意識を高めるといったようなことも行っておりますし、先ほどもありましたが、選挙啓発ポスターを描いていただくなど、関心を高めるのも行っております。なお、実際の投票行動につきましては、高校のほうで例えば公約の見方とか、実際の模擬投票などについてはしっかり扱っていただいているものというふうに認識しております。
三浦議員	ただいま主権者教育について選管委員長と教育長にお聞きをしたところですが、子どもたちの主権者教育もありますが、教育長にお聞きをしたいと思いますけれども、社会人になって、子ども、若年層ばかりが主権者ではないので、生涯学習的な多くの人たちに主権者としての意識を高めていただくような、そんなことについてはどのようにお考えでしょうか。
教 育 長	一般社会人の主権者教育ということですが、これは主に選挙管理委員会さんが行っていただける広報・啓発活動によるところが大きいということで、具体的に社会教育として選挙に特化した講座とか取り組みは現在のところ行っておりませんが、小さいうちから興味を持ってもらって、そういう選挙管理委員会が行うような啓発や広報活動もよく理解できるという、そういう態度を育てていくのか肝要かなあというふうに思っております。
三浦議員	それでは、2016年の参議院選挙から共通投票所制度が創設をされました。期日前投票所の数も1カ所でなくてもよいようです。交通手段の確保など、選挙人の投票の便宜のための必要な措置を講ずるものともされております。投票所に入ることができる子どもの範囲も拡大をされています。投票率向上のための対策としてどのようなことを考えておられるのか、選管委員長にお聞きをしたいと思います。
選挙管理委員長	それでは、投票率向上ということの対策ということでお答えしたいと思います。投票率向上のための対策でございますが、以前に前選挙管理委員長が議会の場で御答弁申し上げておりますが、選挙管理委員会として県選管と連携してもろもろの施策を講ずる中で、選挙人の一人一人が選挙に対してどのように考えているか、その取り組み姿勢と意識が重要と考えておりますというような形で答弁を申し上げております。そのような中で、町選管としては、有線放送、ケーブルテレビ、町広報、それから町のホームページ等を活用しての選挙啓発、それから不在者投票、期日前投票制度、これは先ほど議員のほうからも御質問の中で御指摘ございましたが、やはり一部かなりハードルが厳しい部

分もありますので、その辺は折に触れて関係の会議があるところで申し上げていくべき部分も、自分も一部感じておりますので。それから、若年層の有権者の方の期日前の投票立会人、それから事務従事者の依頼等、若年層に向けた選挙に関心を持ってもらう取り組みというようなことを行いながら、投票率向上のために今後も積極的に取り組んでまいりたいと思います。この機会をお借りして、ここにおられる御関係の皆さん方にもそれぞれのお立場で選挙投票率向上に向けた御協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

三浦議員

先ほど少し申しましたけれども、2016年の参議院選挙から導入をされまして、公職選挙法の一部が改正されました。共通投票所制度の創設ということで、飯島町でしたら1カ所に投票日にどなたでも町内の有権者であれば行って投票ができるような共通の投票所ということだと思いますけれども、そういうことができる投票所を設置できるというようなことだというふうに理解をしております。それから、期日前投票の投票時間の弾力的な設定などということで、その中では市町村の選管委員会が設ける期日前投票所の数が2つ以上である場合ということで、時間をずらして設置できるというようなこともあるようですし、さまざまな投票を促す施策が盛られていると思います。その中では、先ほど言いましたけれども、期日前投票所への交通手段の確保、その他選挙人の投票の便宜のために必要な措置を講ずるものとされたというふうにも書いてありまして、その辺についてもぜひ検討されて、投票に行く交通手段のない人たちのための対応も、ぜひ今後検討をしていただけたらいいかなあというふうにも思うところです。それから、投票所に入ることでできる子どもさんの範囲ということで、小さなお子さん連れでも、小学生と一緒にでも投票に行けると、投票所に入ることができるということなので、そうしたところに子どもさんも一緒に、投票に親御さんが連れていかれて投票するということを間近に体験するというのも主権者教育の1つかなあというふうにも思っておりますし、期日前投票の投票所の設置の場所として、また保育所など、保育園などを考えることもできるかもしれないなあなどと私、考えたりしているところですので、ぜひ今後に向けて御検討をされていかれたらいいかなあと思いますが、その辺について一言、お答えがあればお聞きをして、質問を終わりたいと思います。

選挙管理委員長

今御指摘の問題でございますが、共通投票所の問題につきましては、飯島町、範囲が狭いんで、近隣では高森でしたっけね、アピタの中だかにありますけれども、議員が御質問の中で申されたとおり、町内の、例えば飯島町なら飯島町の有権者がいつ行ってもそこでできるというような形でございますが、何にせよ、管理の問題と人員の問題、それから、もう1つは2カ所でやるっていう問題が出ますと、入場の中の確認の問題等がございます。両方へ出られるとリアルタイムで確認が共有できればいいですが、その問題等もございますので、議員の質問のとおり、とにかく投票しやすい選挙制度をつくっていかなくちゃいけないということは自分も考えております。いろいろな機会を通じて、先進の他市町村の事例も参考にしながら、今後いろいろと検討して投票率向上に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

三浦議員

終わります。

議 長	ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。
休 憩	午前 10 時 01 分
再 開	午前 10 時 03 分
議 長	会議を再開します。 8 番 坂本紀子議員。
8 番 坂本議員	それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。最初の質問であります「栗の栽培の課題と今後の展望をどう考えているのか。」を順を追って伺っていきたいと思います。平成 16 年にむら夢楽塾で伊那栗の菓子店社長の講演会が開かれました。エネルギーな社長の経営方針は今も記憶に残る方々も多いと思います。町の進めている 1,000 ヘクタールの自然共生栽培に社長も共鳴し、ここでクリを栽培してほしいという思いと、町の農産物を 6 次産業化したい町長の考え、また、この社長ならば生産者としても安心して任せられるなど、3 者の考えが合わさる中でクリの栽培が始まりました。平成 18 年から 3 年ほど、町は苗木に補助金を出し、田や畑に植樹がされました。また、クリ加工販売店には、町が税優遇した中で国の補助金が入った建物ができ、現在観光の 1 つとして町内外から買い物客が来る店となっております。あれから 11 年がたちました。 1－1 であります。現在の生産者数と平均の面積、そして、そこに植わっている本数はどれくらいか、また法人数やその法人が栽培している面積はどれくらいか、また本数はどれくらいかをお尋ねします。
町 長	坂本議員にお答えいたします。町及び営農センターでは、平成 17 年 4 月に栗の里づくり推進計画を策定し、新たな農産物づくりとして町ぐるみでクリの栽培へ取り組み、売れる農産物づくり、競争力のあるクリの産地化を進めてまいりました。その結果、平成 30 年度末のクリの栽培面積は 32 ヘクタール、出荷量は 48 トンとなっています。町の特産として大きな柱の 1 つとなり、収益の上がる産業にまで成長したことは、生産者と加工施設、また多くの関係者の努力によるものであり、町としても心より感謝をしているところでございます。今後も一層のクリの産地化を推進するため、営農センターと協力して生産者支援を進めてまいりたいと思っております。詳細につきましては担当課長より説明をいたします。
産業振興課長	それでは、私のほうから詳細について御説明申し上げます。平成 30 年度末におけます町内のクリ栽培の状況でございますが、生産者数は 50 名、栽培面積は 32 ヘクタール、生産者 1 人当たりの平均面積に直しますと 64 アールということでございます。また、栗の本数は約 1 万 2,800 本ということでございます。このうちクリの生産法人の内訳でございます。3 法人でございますが、栽培面積は約 10 ヘクタール、クリの本数にしまして約 4,000 本となっておりますので、よろしくお願いいたします。
坂本議員	今、全体像をお聞きしました。17 年に栗の里推進計画を策定しているとありましたの

で、また今後は営農センターと協力して進めていきたいというお答えでございました。

1－2に行きたいと思います。「桃栗三年柿八年」とことわざにありますますが、当町のクリは効率的な生産という低樹高栽培で、7年ほどかかって成木にしています。主幹を切り、どの実にも太陽がよく当たるように脇からの枝を伸ばし、薬剤散布もまんべんなくできるような低木仕立てをしております。また、丹沢、筑波のわせとおくてを組み合わせた植樹をして、クリの花粉の交配がスムーズに進むよう指導されております。ここに来て、やっとクリの収穫量も安定してきております。こうした中で、個人、法人におけるさまざまな問題が出てきていると思われそうですが、それはこういった内容でしょうか。栽培上の問題は何か、また出荷に際する問題は何か、それ以外の問題もあるのかをお尋ねしたいと思います。

産業振興課長

それでは、クリ栽培の問題、課題ということでございます。まず、クリ栽培の課題として挙げられるのは、収穫作業及び選別作業、これが大きな、2つの作業が課題かなというふうにとらえております。収穫につきましては地面に落ちたクリを拾うという作業になりますので、こちらは手作業で行うこと、また毎日拾っていかなきゃいけないということが大変な作業というふうになっております。また、選別作業におきましても人の目と手により行わなければならないということで、こちらも大変な作業だということ。その他、法人の関係者からお聞きする中では、クリの木が成木になるまでは収穫量が少なく収益が得られないということで、機械設備などはどうしてもそういった収益が上がらないころからも必要になってまいりますので、そういった資金の調達、これが1つの課題というふうに承っております。法人によっては、近年収穫量が増えてまいりまして収益も安定してきたというところがございますので、より安定した経営が期待できるのかなあというふうに思っております。また、クリの製品率を高めるには防除体系、消毒の関係の確立が必要でございますけれども、J Aによります防除体系の見直し作業が今進んでおりまして、今後一層、適期の消毒が行えることで製品率が高まっていくんではないかと期待しておるところでございます。

坂本議員

今、問題点についてお尋ねしておりますが、この中で防除、防除について次の1－3で栽培上の問題ということで尋ねていきたいと思います。現在、栽培指導においては、J A上伊那から指導員が来たり、クリに詳しい方がクリ畑で栽培者とともに研修会を開いて、剪定のやり方や防虫の方法、そのタイミングなど、実技や書類などで丁寧にされていると聞いております。問題は個人の方々の高齢化に伴い虫害防除が今後大変になってくるのではと思っておりますが、先ほどの中では、個人の方のその部分は問題意識としては出てきていなかったんですけれども、栽培当初は防除は2～3回という、私もクリはどのくらい防除するんですかっていうことをお聞きしましたら、栽培当初は2～3回ぐらいということなので、果物栽培より簡単だという中で始まったようなことだと記憶しておりますけれども、近年の気候の変化に伴い現在は4回～6回ほど防除を行っているというところがございます。現在成木になり1本の木が大きくなった分だけ、初期のころ、小さいころより負担は大変に大きくなってきていると思います。少ない面積ならば動力噴霧器で、広い面積ではスピードスプレーヤーという、S Sと通称言っております

すが、それで行っております。木が大きくなった分、消毒の量も増えてきてまして、500 リッターのSSでは何往復もしなければならず、1,000 リッターのSSが欲しいが、しかし買うとなると500万～600万円もかかり、初期投資としては大きな負担であると言われました。また、クリの木の下で草刈りは小さな面積ならば刈り払い機で、広い面積は歩行用モアか乗用モアなどで行っております。これら栽培における農業機械は高額でありまして、補助制度はないのでしょうか。また、こういった栽培系での、今、問題はお聞きしたんですけれども、それに対する栽培とか経営での相談は、窓口の対応は丁寧に行われているのかをお尋ねしたいと思います。

産業振興課長

高額な農業機械導入には大変負担がかかるということで、補助制度はないのかということでございます。国、県の補助事業がございますので、この補助を受けることは可能でございます。事業により申請要件が異なっておりますけれども、総じて認定農業者また農業法人であれば申請できることは可能と考えられております。町に関しましては、苗代補助は行ってきておりますが、機械導入の補助事業はございませんので、採択の判断は国、県によりますが、こういった導入の計画がございましたら御相談をいただければというふうに思っております。実績としましては、田切地区で過去にスピードスプレーヤーを国庫補助で導入した経過もございますので、また御相談いただければと思います。それから、栽培等の指導の窓口ということですが、現在JAの指導員を中心にやっていただいております。それから、防除の関係も回数が増えておることなんですが、当初2回～3回と言ったときには、これは本当にタイミングをよくやると2回か3回でオーケーということだと思うんですが、やはり圃場条件とか気象条件によって本当のいいときに消毒が打てないという場合も考えられますものですから、4回～6回に、今、現状なっているのかなというふうに思います。ただ、先ほど申し上げたとおり指導員のほうもしっかり見ていただいておりますので、できるだけ適期の防除ができるような形を指導していきたいと思っております。

坂本議員

今、お話では、町にはないけれども国や県に補助制度があるので相談してもらえということでしたが、私にお話された方は、窓口ではないという、何か町の窓口ではないと言われたということでございましたけれども、私も個人で調べました。県の支援で名前は強い農業づくり交付金とか、国の支援では産地パワーアップ事業、これはTPP対策の事業ではありますが、これが、国の支援は、産地パワーアップはTPP関連なので、来年あるかどうかはちょっと確約はできないというふうに県の指導の方はいつておりましたけれども、あるということでございました。相談すればあるということですが、確かに、1つ、県の支援での利息の補助と、それから今のTPPですね、国のTPPの補助は機械リースの2分の1の補助で300万円までという補助でございましたが、これなどは考えれば500万円～600万円もかかるものの半分が補助で賄えるということですが、それでも残りの金額は300万円ということでございまして、これを法人の人数がどのくらいあるか、1法人で何人いらっしゃるか、それぞれ違うと思いますけれど、それをおのおの個人負担するというのは大変なことだと思うわけです。先ほど最初の御質問の中で営農組合がともに協力していくというようなお話だったんですけれど

も、クリ栽培者の方たちと私も話をした中では、現在、営農組合の改革案というのを検討されているということを知りまして、その中に、クリ栽培者の多くは組合員であるという中で、4つの農業法人がある中に、中心は米栽培が農業法人の中心ではありますがけれども、その中に加えていただいて農業機械の共同利用ができるようにしてもらえないかというような話も1つ出ております。もう一つの提案としては、法人なんかは人数が多いのでそれなりの資金力もあるかもしれないんですけども、個人の方々によることなんですけれども、松川は、やはり果物の産地でありまして、個人の方々が集まりまして防除組合というのをつくっておられます。その中で共同購入をして機械購入し、また補助金をいただいて機械も導入しておりまして、また当番制の持ち回りで一斉防除というのを順繰り順繰りやっているということも聞きましたけれども、このような私の提案に対してどのように、今後の支援としてはどのように考えていられますか。

産業振興課長

前段の営農組合とか担い手法人との連携という点につきましては、それぞれの事情があると思いますので、地区でまた検討いただければと思います。今の個人の防除組合のような関係の御提案をいただきましたけれども、飯島町では過去にリンゴとか梨でそういった防除組合をつくってやってきました。やはり個人の負担を軽減するためという目的で、労働力も均一にできるということで取り組んできましたけれども、それが今、現状はどうかというと、今は余りないというのが現状でございます。したがって、いい点、悪い点あるかと思っておりますので、皆さんで話し合っていて、組合をつくっていただければ補助金も受けられるという利点もございますので、1つの方法ではありますけれども、しっかりと検討いただくことが必要かなというふうに思っています。

坂本議員

今の答弁でございますと、生産者の方々が話し合いをして、その中で検討していただきたいというような、ちょっと離れたというか、積極的な意見ではなかったんですけど、その点、一応町としては、17年度か、そのときにクリのための栗の里推進計画というのを策定したという経過の中では、もう少し、町っていうか、担当の方も積極的なそれらの、今後木はどんどん大きくなって、今はまだ中くらいのところもありますけど、成木になっているところはかなりのクリの量と防除量をやっているわけでありまして、答弁の中でももう少し積極的なお答えをいただきたいと思うんですけど、その点はいかがでしょう。

産業振興課長

クリの推進というか、生産面積の拡大等も営農センターを通じて町も行っておりますので、そういった個人の方々の経営についてもしっかりと話を聞く中で何がいいのかということをやっぱり検討していかなくちゃいけないのかなと思います。先ほど申し上げましたが、個人の経営というのは、やはり大変な部分が法人よりも多いのかなと思いますし、最終的に個人の方が何かしらの事情で圃場を管理できなくなったときに切ってしまうというのは非常にもったいない話でございます。そういったところも考えながら、将来を見据えたやっぱり経営をしていかないと、やっぱり木を生かすということが一番大事だと思いますので、そういった点で、やはり話し合いをさせていただいてどんな体系がいいかというのを決めてやっていくというのが一番ではないかなというふうに思っています。

坂本議員	課長の答弁も聞いて、少し私も安心しましたがけれども、植えてしまっただけで伐根するという事になっても、それも変な話ですけど結構なお金がかかる問題でありまして、始まったからにはやっぱり長い目でこの取り組みをやっていっていただきたいと思いますので、ぜひ町も協力し、頑張ってくださいと思います。
産業振興課長	1－4であります。クリ拾いでは、個人ならば本人が、法人などは拾い手にアルバイトを使い行っております。そんな中、クリ拾いの機械のアイデアがあると聞いております。また、クリの皮は固く、それがネックで、直売で生グリとして売られているだけで加工化はおくれております。そのための皮むきの機械を研究しているところもあると聞きました。こういった開発費に対する支援はないのでしょうか。 クリの収穫についてでございますが、全国の産地でもあの手この手で何とかうまく収穫できないかなあということに知恵を絞っているところでございますが、現在のところ画期的な収穫機械はないのかなあというふうに思っています。仮にすばらしい機械が開発されたとしても、高価なものになれば導入経費がかさんでしまうということで、補助事業等を活用して導入ということになろうかと思いますが、そういった問題もございます。機械の開発や研究に対する国や県の補助メニュー、これもございますので、また御相談いただければと思いますけれども、今現在考えられているのが、大きな機械ではなくて、昨年の産業まつりの資材展のコーナーで展示していた、ころころころって転がすと、何だ、ゴルフボールとかそういうのが巻き上がってくるの、ああいうのとか、バキューム的な形で今吸い上げるっていうのがありますけれども、いずれもいま一つという感じでございますので、何かそういった開発や研究をしたいということでしたら、また御相談いただいて補助事業を利用していただければと思います。
坂本議員	今言われました機械は、ゴルフボールを改良したというのは私も見ました。それでも1万7,000円ぐらいするんですよね、1つね。それで、開発費という形での支援はないのかということで、相談いただければあるという話でしたけれども、やはりそれを、拾い手たちがいっぱいいると、やっぱり法人の場合は10とか要るわけですよね。だから、そういう部分での、やっぱり、何ていうのかなあ、大きな機械を買う部分の補助的なのは国や県でと思っても、そういう細かいことに使うような、そういうことの何か共同購入みたいなものそういう手だてとか、新しいこういうのが、クリ農家さんでもインターネットが使える方は自分でこういうふうに調べてとかできますけれど、70代後半から80近い方たちは、そういうのはなかなかできないような気もするんです。なので、ぜひ、今言ったような、産業まつりということであらうとすればわかるかもしれませんが、そういういいものが見つかったら公表していただいて、共同購入で幾らか値段を下げるような、そういう手だても考えていただければと思います。 次に1－5に行きます。クリ加工販売会社との契約栽培の中でクリの引き取り金額が決まっていますが、ことは少し引き上げがあったと聞いております。生産者にとっては明るいニュースであります。しかし、クリ菓子会社に全てお任せでは間接的な6次産業化ということで、本来の6次産業は地元の生産者が加工して付加価値をつけて利益を追求することだと私は思うわけです。町の生産されたクリの何%が売り物になっている

のでしょうか、その点を伺いたいと思います。残ったクリのよいものの中で、1キロ100円でJ Aが引き取っているということも聞いておりますが、この引き取られたクリの全てが売れているということではないようです。こういった廃果を加工しなければメリットがないとこぼす生産者もおります。町としては商品開発に力を入れる必要があると思いますが、その点はいかがでしょう。

産業振興課長

まず、法人関係者からの情報でございますけども、町内のクリ加工施設への出荷率は8割～9割ということでございますが、残りのクリはむきグリとして出荷している例もございます。また、町及び営農センターでは、平成17年より栗の里づくり推進計画によりまず信州伊那栗のブランド化に向けて取り組んできた結果、生産者がクリの栽培を担いまして、町内のクリ加工施設が加工、販売を行うという、先ほど申されましたが、町内企業でございますクリ加工施設も入っておりますので、6次産業化の仕組みがこれで確立して、生産から販売まで一体的に取り組む地域に育ってきたというふうに判断しております。町内で生産されたクリのほとんどが町内のクリ加工施設で受け入れていただいておりますが、まだクリが不足しているという状況でございます。そういった状況から、新たな商品開発を別で行うというよりも、クリ加工施設の商品開発により消費拡大を図っていくことがまずは大事な点というふうに考えております。なお、少し商品価値の落ちるクリも現実はあるわけで、そうしたクリを活用した商品開発も考えられますので、そういった取り組みや提案がありましたら、まず御相談いただいて、こんな経費がかかるけど何とかならないかと、そういう御相談をいただければと思います。

坂本議員

確かにクリの加工会社は町内に在住している企業ではあります。それはありますが、大々的な加工をするというのではなくて、もう少し、小布施に行けば小布施の周辺にはいろんな和菓子屋さんがありまして、その時期はみんなクリのお菓子をつくっているとか、そういうことですし、多治見に行けば川上屋さんの周辺のいろんなところでやはりクリのお菓子をつくっているという形で、町内もクリのおこわとか、いろいろやっているわけですね。だから、そういった中で、もう少し、全てがそのルートに乗るっていうのはよくわかるんですけども、そのために契約してつくっているというのは理解できますが、もう少し突っ込んで、町内の私たち飯島町の人たちがその時期は、何ていうか、クリを使ったお菓子だけではなく、何か、おこわでもいいですし、そういった何かに廃果のクリが利用できるような取り組みが何かあれば私はいいかと思います。それは今後の課題ではありますので、それをどうするという具体的な、今これは提案いたしませんけれども、それは今後の課題としてお願いしたいと思います。

それでは1～6に行きます。クリの木は成木になり25年は出荷できると言われております。梨やリンゴや桃など、果物の栽培の方を見ていると、2代目の方々になり、やっと生活が安定し、借入金も返せ、利益が出ているのが実態であります。クリ栽培は始まったばかりであります。11年が過ぎました。60代で始めた方々も70代となり、今後の担い手の育成が必要であると思います。その点をどのように考えているのかお答えいただきたいと思います。

産業振興課長	クリの栽培に限らず、農業従事者の高齢化は深刻な問題と捉えております。また、担い手育成対策としましては、新規就農者の確保や法人の担い手組織の育成が必要不可欠ではないかというふうに思っております。営農センターにおきましても課題の中心として取り組んでいるところでございますが、まず、一番大切なのは収益を上げられる体制を確立すること、これではないかなというふうに思います。この体制が確立していなければ、担い手の育成や確保を行うことは難しいのではないかと。そのためには、やはり6次産業化まで含めた生産から販売までの体制強化と機械化による農作業の省力化、これを進めていく必要があると考えております。また、先ほども申し上げましたが、クリに限らず、果樹関係においては大切な木を守り後世に受け継いでいく、これが大事でありますので、法人経営で行うことがまずいいのかなあというふうに思っております。田切地区の取り組みは、そういった点で優良モデルの1つだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
坂本議員	今、高齢化の問題は深刻であるということでございますし、担い手をこれからどうしていくかということをやはり考えていかなければというお答えをいただきましたが、生産から販売までを強化するという中で、やはり生産の部分での省力化が一番重点的にやっていかなければいけないことだと私は思うわけで、法人でも法人に関する人たちが多い法人は、拾ったり、また皮をむいたりとか、そういう人たちに賃金を払ってやっていただいても、かかわる人たちが多い分だけ、1人当たりの時間とか、かかわる時間っていうのはそんなに長くかかわらなくても何とかやっていかれるんですけども、個人の方たちは、拾うのも全部自分で、むくにもむき切れずと、そういう現実はずごくあると思うんですね。個人の、先ほどの一番最初の説明ですと50人いらっしゃるということですから、ぜひ、生産者の個人の方たちの今後の行く末っていうのを非常に憂慮するところもあるので、それは、今後の課題としては丁寧に聞いていただいて、どうしていくかっていうのは、やはりクリの担い手の――栗の里推進計画というのが、私、これの具体的な計画の内容はちょっとどういうもんだったかお聞きしなかったんですけども、その計画の中にちゃんと書き入れていただいて、その方たちのまず担い手を探すような形か、もう少しまとめて、法人まではいかないかもしれないですけど、お組合みたいな形にするとか、そういうことを考えていかないと、伊那栗の里っていうには、あともう10年か15年ぐらひはかかるのではないかなと思うので、計画的な今後の形をどうしていくかっていうのは早急に考えていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。
産業振興課長	個人から法人、いろいろな形態がございます。一応、今、クリ部会という組織がございますので、営農センターも町も当然そこには入って、営農センターに入っておりますので、その組織で、まずいろいろな悩みとか課題をまた吸い上げて、どんな解決策があるのか、そういったところを模索しながら、やはりもうちょっとクリの面積を増やしたいというのが計画にございますので、進めてまいりたいと思ひます。
坂本議員	それでは、2番目の質問に行きたいと思ひます。営業部の役割を総括し、次のステップへ移るべきではないのかという質問であります。2-1として、営業部ができて3年過ぎますが、各部会の人数と出席率はどのようになっているのかをお答えいただきました。

いと思います。

地域創造課長

それでは、営業部の各部会の人数と出席率についてというお尋ねでございますのでお答えをさせていただきます。まず、飯島町の営業部各部会の現在の部員数でございます。自然部会が 28 名、文化部会が 22 名、食部会が 25 名、花部会が 14 名、アウトドア部会が 28 名で、本部長を含めまして合計 118 名というふうになってございます。また、各部会とは別に部会にも所属しながら横断的に所属をしていただいている専門部会というのがございまして、これ、米販売グループがあるわけでございますけれども、こちらは 7 名の御参加をいただいているところでございます。続きまして出席率でございます。出席率は、今年度の各部会の参加率を平均したという形で算出をしております。自然部会が 47%、文化部会が 36%、食部会 33%、花部会 37%、アウトドア部会が 18%、米販売グループ 55%となっております。以上でございます。

坂本議員

ただいま人数と出席率というような客観的なところをお聞きしましたが、現在 118 人ということで、かなりな人数がいらっしゃいますが、在籍している、その出席率に出てくる方たちがいつも同じとは限らないので、それは別としても、ちょっと出席率はちょっと低いかなあということを思いますけれども、それでは 2－2 に行きたいと思います。

この各部会の特徴的な事業は、反省というか、何だったのかということをお尋ねしたいと思います。今年度途中までも構いませんけれども、どんなことだったのかということをお尋ねしたいと思います。

地域創造課長

それでは、各部会の事業、特徴的な活動ということでお答えをいたします。営業部にしましては、町の資源の掘り起こしと磨き上げを行うことによりまして、もうかるものとなる基盤づくりと魅力あるまちづくりを目指す組織として、参画いただいている町民の皆様のボランティアということでさまざまな活動をいただいておりますのでございまして、感謝を申し上げるところでございます。各部会の特徴的な事業としまして、これから御説明いたしますが、まず自然部会です。昨年度より取り組んでおります傘山登山道の入り口であります町民の森の遊歩道設置に取り組んでまいりました。急斜面への階段設置など地道な作業を積み重ねまして、今年度につきましては道路、道にウッドチップを敷き詰めるというような作業も行っていたございまして、ことしの 7 月で大体一連の整備が完了しているところでございます。現在、残念ながら町民の森へつながります林道辰巳ヶ沢入線の舗装工事が始まっておりますので、町民の皆様を対象としたお披露目については、また来年度以降ということで計画をさせていただきたいということでございます。次に文化部会であります。御承知のとおり飯島町親善音楽家の竹下先生と連携した事業ということで、カフェ飯島岬・音楽の会、それからアグリネーチャーいいじまなどを会場といたしましてフルートコンサートを実施して、音楽のあるまちづくりに取り組みをいただいているというところでございます。続いて食部会でございます。食の特産品に焦点を当てた活動に取り組んでおられます。部員みずからが特産品の生産現場を回り、自分で実際に体験した内容をもとにしまして、町民の皆様を対象として、今月ですけれども、飯島食の特産品めぐりを計画したところ、広報いいじまで募集を開

始してすぐに定員に達するほど町民の皆様からも関心と御好評をいただいておりますのではないかとこのように思っております。続きまして花部会でございますが、花部会では、アグリネーチャーいいじまの敷地内のポピー園の整備を管理主体のあぐりの丘花クラブの皆さんとともにやってまいりました。いろいろ試行錯誤を繰り返した上、ことしは、それまでの努力が結実をいたしまして畑いっぱい美しい花を咲かすということができて、6月にポピー園を会場としたお祭りを実施することができたということでございます。また、昨年10月にポピーとともに植栽をいたしましたフジバカマにアサギマダラが40頭以上飛来しているというようなことも確認をされまして、これからまた飯島町の新しい見どころになるのではないかとこのように期待をしているところでございます。次にアウトドア部会でございます。千人塚の魅力を探すことを中心に取り組んでいただいております、星空の観察会ですとか、朝日のビュースポット探し、インスタ映えポイント探しの勉強会のほか、周辺の土地を活用したマウンテンバイクコースの探索のための走行会等も実施をしているところでございます。最後でございますけれども、米販売グループでございます。米販売グループでは、飯島産のお米の消費拡大に向けたお取り組みをいただいております、地産地消の促進、あるいは町外へ向けた飯島産のお米の販売促進活動に取り組んでいただいております。各部会の特徴的な活動についてお答えを申し上げます。

坂本議員

今、特徴的な部分をお聞きしましたが、皆さん、広報を見ていらっしゃる方は、いいじま未来飛行に、これは7月号に写真入りで大きく取り上げられていましたので、営業部の活動が何だったのかというのは、広報を読まれている方たちは大体御存じかと思えます。

それでは、2－3であります。そこから何が見えてきたのかを町長にお聞きしたいと思います。職員をつぎ込んで行っている事業であります。町長の公約の1つの事業ではありますが、この事業をどこまでやっていくのかをお尋ねしたいと思います。

町長

自分たちの地域のまちづくりは、みずからが参加して魅力を高めていこうというのが基本的なコンセプトでございます。いつまでやっていくのかという御質問ですが、これは、基礎自治体飯島町が続いている限り、まちづくりというのは永遠のテーマだと思います。大きく、役割を総括し、次のステップへ移るべきではという、この意味合いはどのような意味合いなんだか、少しはかりかねるんですね。それぞれの部会が、ことしのやること、またこれが終わったら次のやることが出てきて、それぞれのステップへ進んでおるわけでございます。このように町民の皆さんが積極的にまちづくりに参加している、ほかにもグループたくさんあります。先日、飯島町営業部と観光協会と観光戦略会議の3者合同会議が、まず具体的にDMOの観光、地域の1つの体験プログラム、1泊2日、10名のお客さんがもう来る予定になっているんですけれども、その体験プログラムをつくろうということでテーブルディスカッションをしていただきました。5つテーブルで約8人ぐらいお集まりいただきましたでしょうか、にぎやかにいろいろお話されました。その中の1つ、いろいろの題材に、飯島町営業部のかかわった、そういった地域資源が起こされたものが出てきております。営業というのは、やはり続けなければ

ばならない。飯島町営業部っていうのをあちらこちらでお話ししていると「営業部ってどんなことをやっているんですか。」「じゃあ私、何かお手伝いすることありませんか。」と、坂本さんが米を売りにいくということで外商を一所懸命やっていただきましたけど、なかなか米を担いで行っても米なんか売れないですよ。ね。なかなか御苦労されて。しかし、今回ある流通会社が「何か私たちのお手伝いすることないですか。都会とつなげたいんですけど。」ということの中で、いろいろ御提案いただいて、何か活動し続けていると周りが動いてくれるようになるんです。これがだんだんの成果なんです。私たちが動いてこれだけの売り上げができないからではなくて、町民が一生懸命自分の好きなことをやりながら騒いでいると人が寄ってくる、これを続けていくということが本来のまちづくりであり、営業って町長は何の物を売ってあるくんだという御意見もありましたけれども、そうじゃない、飯島町を売ってあるいているんです。そういったきっかけがあつていろいろのネタがそろってきている、これが大事だというふうに思っておるわけでございますから、職員をつぎ込んでいつまでやるのかという御質問には、ちょっとどの角度から答えていいのかなというふうに思うわけでございます。

坂本議員

というのは、このコンセプトというか、最初にもうかる飯島町と魅力あるまちづくりのためにというふうに課長がおっしゃいまして、今の町長の中でも自分たちの地域のまちづくりを自分たちでやることが必要だし、その魅力を高めていくためにこういうことをやっているというお話でありました。動いていけば、それに協力する方が出てくるというお話でありました。実は、職員を投入しているっていうことも私の質問では書きましたが、今まで町の事業の中に、例えばクロスするところがあるわけですね。お花ではポピーという新しい花をつくってアグリネーチャーの敷地でやるというイベントをしていましたけれども、地域創造課の中の花のまちづくり推進事業という、これは町内の各自治会とか町の道路の端とかに植える事業なんですけれども、そういうのをずっと長いことやっているという事業があるわけです。そういう中で、営業部という形で立ち上げた花のイベントではありますが、その方たちと、逆に言えばずっとやってきているそういう事業の人たちとも、何ていうか、重なるところが私はあるのではないかなあというふうには感じております。それは、要するに担当が多分違う方がやっているのではないかと思いますけれども。それと、もう一つ、自然っていう中では、今は傘山の歩道整備とありましたけれども、林務事業の中にもみじ植栽というのもやっておりますね。ずっと長いこと議員もボランティアで出て、下草刈りをしながらもみじを植えて、なおかつ坊主平から下の与田切の片側をもみじの歩道にしようと思って長年取り組んでいる事業があるわけです。なので、新しい事業の中で営業部が動いているということもすごくよくわかるんですけれども、もともとやってきている自然に関する、私はもみじというふうに見たわけですが、そういうのと何かクロスするというか、そういうこともできるのではないかとということも、客観的に見てみて、今回この質問を書く中で感じました。それはそれ、これはこれかもしれないので、そこはちょっと町長の観点と私は違うのかもしれない。でも、こういう事業をやってきた中では、すごく町おこしの1つの形としては、すごくこれをやってみて評価するべきと私は思っておりますが、新しい部

	会の中で人と人とのつながりができまして、活発にやっていると私は思っております。そのどこに行くかということなんですけれども、まとめていく、私まとめていく1人なんですけど、どこに引っ張っていったらいいのかというふうに私は迷うことがありましたけど、町長答弁では町が続く限り続けていくことがいいんだっていうふうにおっしゃいましたので、続けていくという、営業部は続けていくということなのかもしれませんけれども、町民意識がこの中から進みましてアウトドアの部会から1つの事業体が生まれたということは、すごく結果としてはいいことだったと思うわけです。その目標っていうかのを、そうやった私としては、何か事業体をつくっていく、営業部の中から、例えば事業体でなくても、利益追求ではなくても、例えばブッポウソウを守る会とか、里山クラブのような目的が単一的な明確な目的を持った集団を生まれさせたいのか、それとも花というジャンルの中でいろんなことをしていく、そういうふうな活性化の中の1つの形として持っていくのか、そこら辺のところはどのように町長は考えていらっしゃるのでしょうか。
町長	いろいろの思考、行き方、やり方がございますから、1つのやり方に1つに統一することじゃなくていいじゃないですか。アグリのポピーも3年かけて花が咲くようになりました。あれを見ていて、俺たちもちょっとお花畑をつくりたいからというグループが出てきました。そういったところがぽつぽつぽつといっぱい出てくるのが全体のボトムアップにつながって、大きなそういった市場ができましたら、それを今度統括する何かいい方法ないのということに動いていけばいいじゃないですか。与田切だって、もみじだけじゃなくて、町民の森の遊歩道、それもある与田切もあるということのほうが幅広いじゃないですか。皆さん与田切に集まってくださいって言うよりも、いろいろな場所にあるわけでございますから、そういったものができて、今度は、それを連携してどういうふうに遊びにつなげたり観光につなげたりということを考えるべきだと思います。まずは芽出しをしないと、そういったまとめることもできないし、人って意外と、あのグループがやると、私たちはこのグループと、こういうふうなんです。ひとつそっちへ移動してというんじゃないくて、お花も今までの、それは歴史のあるお花もあります。それは花壇、公会所をきれいにしましょう。それはそれで続けていいじゃないですか。もっと広いところで田んぼを使いながら、その種まきも幼稚園の生徒を呼んでやりたいんだとか、そういうことがまちづくりにつながっていきますんで、いろいろのやり方があってもいい。それがどんどんどんどん広がってきたら、まとまって、みんなまとまったお祭りしましょう、そういうことになってくると思います。
坂本議員	これで質問を終わります。
議長	ここで休憩をとります。再開時刻は11時10分とします。休憩。
休憩再開	午前10時54分 午前11時10分

議 長	会議を再開します。一般質問を続けます。 7 番 折山誠議員。
7 番 折山議員	通告順に 3 点、質問してまいります。初めに質問事項 1「除雪機購入補助制度を問う」について伺います。当町では、人口は大幅に減少しながらも、核家族化や移住者により世帯数については増加傾向であります。したがって、住宅戸数の増加によりまして除雪をしなければならない生活道路の延長と面積は年々増え続けている状況であります。当町における除雪は、幹線道路は行政が行い、生活道路は自治会が行うという役割分担が長く続いてまいりました。私の自治会では、県道や幹線町道であっても駅や学校に向かう通勤・通学者に配慮した時間帯の除雪が必要でありまして、自治会の主導で朝 6 時から住民総出で行うことが長く続いております。しかしながら、職場の都合や車の踏み固め、かたくなって除雪できませんから、嫌う方については朝 4 時前から除雪している状況です。これまでも一般質問で申し上げてまいりましたが、年々現役世代の減少と住民の高齢化が進みまして、手作業での除雪に限界が生じております。特に、これまで住宅のなかったところに家が建ったり、新たに団地ができたところは、とてもその皆さんだけの力では、人力では幹線道路までの生活道路の除雪が困難な状況になっております。人力による除雪から機械除雪のための今の町の補助制度は、冬期間の自治会運営のため大変よい制度だ、そういうふうを考えるものであります。 そこで、質問要旨 1、自治会未加入者が町道を除雪するための補助制度適用を問う、これについて伺うんですが、町の除雪機購入補助制度で自治会未加入者が直接町に申請をし、除雪機の購入を補助してもらい、今の制度上、そういったことは可能でしょうか、その 1 点をまず伺いたいします。
町 長	折山議員にお答えいたします。除雪の問題でございます。町としては、町道は地域住民の皆さんの日常生活に直結した道路であり、総延長で今 350 キロメートルあります。そのうち幹線道路は町で除雪をいたしまして、それにつながる生活道路につきましては区や自治会が地域の住民の皆さんと一緒に除雪体制を整えていただき、その地域内の生活道路の除雪を一体的に確保していただいております。大変お世話になっております。御苦勞さまでございます。昨今に見られる大規模災害の助け合いと同様に、大雪への対応についても身近な地域組織で互いに協力し助け合うことが必要と考えております。特に町道の除雪における地域住民の協力は必要不可欠であり、さらに地域内の生活道路を含め一体的に除雪をして町道として機能を維持していくためには、これまでどおり区や自治会のお力に頼らざるを得ないところでございます。引き続き、町では除雪機購入補助のほか、除雪協力費交付金など、地域へ除雪にかかわる支援を実施してまいってきております。自治会未加入者への現在の対応につきましては担当課長より説明をさせていただきます。
建設水道課長	現在の除雪機購入補助制度につきましては、飯島町町道除雪機械購入等補助金交付要綱というのがございます。これに基づきまして行っておるところでございます。町道の除雪のために用いる経費につきまして区または自治会を対象に補助しており、自治会未

折山議員

加入者などを含め、個人を対象とした制度とはなっていないのが現状でございます。

自治会未加入者が直接申請はできない、対象にならない、こういった御答弁だったと思います。郷に入れば郷に従え、また地域のことは地域で守る、こういった考え方のもとに、以前は、移住されてきた皆さんの多くが自治会に加入し、地域互助に深くかかわってきていただいたという経過があるんですが、そういった時代がちょっと遠のいて、今日、多くの自治体が、当町もそうです、移住者の自治会未加入に頭をいろんな意味で悩ませているのが実態であります。そうした中で、自治会未加入者が除雪機を購入する場合、地域の生活道路を除雪してくれるんですから、加入していようが未加入だろうが、当該自治会が窓口になって町の補助の受け皿となつていただくことが、これは理想だと思うんですが、そういう自治会もあれば、自治会運営も時の役員の人が判断することです。そうでなく一定の距離を置き、受け皿となることを問題視する自治会もあると思いますし、あります。しかしながら、生活道路の除雪に関しては、どうしてもそこに、先ほど町長のお話にもございましたとおり、そこに暮らす人の力で生活道路についてはやっていくんだということです。こんなような実情を踏まえて、本来であれば私も未加入者を購入補助制度の対象にすべき、自治会が大きな気持ちで受け皿となることで、より自治会と未加入者との信頼関係を築き上げて、だから一緒にやりましょうねっていうふうな流れが一番理想だと思うんですが、これは人です。いろんな、自治会に入らなければそんな者はここに暮らしていただかなんで結構だっていうくらいの強硬な方もいます。これは、その方が長い間、自治をみずからが行ってきた結果の考え方ですので、頭からこれを否定するっていうことは難しいかと思うんですが、できればお互いを理解し合うような、そういう関係構築の中で徐々に自治会加入者を増やしていければと思うんですが、そういう実態にない実情の中で、さあ、その皆さんの生活を守る、その方も税金を払っていただいている、ここの町で暮らす権利が保障されている、手でやれよというには酷だと思うんですね、距離が長いんです、割合そういう方たちの住んでいるところ。ぜひ、自治会未加入者の個人申請も適応していつてあげられるように、この制度を1つ昇華する必要があると考えるんですが、その点についてお答えをいただきたいと思います。

建設水道課長

今、議員の御質問でございます。まずは、やはりですけれども、自治会未加入者の皆様につきましても地域内の生活道路に協力していただいているところでございますので、地域の皆さんと一緒に地域自治会内の除雪体制を整えていただく中で、区や自治会を通じて除雪機の制度を活用していただきたいというのが一番のところでございます。ただ、議員さんの御指摘のような実情もあるということでございます。制度は制度として御理解をいただく一方でございますけれども、やはり除雪を担っていただける方が、なかなか確保が困難になりつつある中でございます。こういった共同作業に携わっていただける方は大変重要で、大切にしていくな必要は大変あると思います。こういった事例は雪国のほうにも先進の事例としてございますので、そういったものを参考に、よりよい制度の構築の研究を進めていきたいと考えているところでございます。

折山議員

余り考えずに、できれば2点お願いしたい。お願いじゃないね、求めます。各自治会、

この制度を適用するには、自治会内の加入、未加入にかかわらず、同じように生活道をおくんですから、それでかいた後は加入者も通るし未加入者も通るし、町外の方、県外の方も通るんですから、ぜひ受け皿となるようにという強い指導を、まず1点すべきではないかというふうに求めます。それからまた、それでもなお、これ、自治会運営に町が余り強制力を発揮すると運営そのものを壊してしまいますから、そういった、そういう自治会が多いのか少ないのかわかりませんが、ちょっとそこを受けとめていただけない自治会の未加入者に対しては何らかの手が必要なかなというふうに思いますし、それに対する、やっぱりきちっと町道を除雪していただけるんだと、それで、そのことの機械を購入するんだということも確認がきちっととれれば、ぜひ、そのところは補助制度として補完をしていただきたいなというふうに思いますが、町長の思いをお聞きしたいと思います。

町長 移住してこられた方と未加入者が大変増えておりましてということの中で、御苦労されて、自治運営にもその部分の空白地帯が生まれている部分の問題かなというふうに思います。道路確保をみんなで確保していただくということは非常にありがたいことなんで、それなりの対応は必要だと思います。それで、さっき議員がいいことをおっしゃったんですね。これを契機に、また未加入者と今の自治会の接点を見つけたらどうだと、こういった意味合いがあります。ですから、そういったことを生かすと、未加入者の人が直接役場へ来てお願いします、自治会、区の人たちが全然知らん間にそういったことをするよりも、まず自治会の皆さんと相談して、ここはこういうふうにしてやっていきたいんだよということをやればそこで話し合って、自治会では区で役場へその意を酌んで申請すると、こういうことのつながりがいいのかなというふうに思うわけでございます。ぜひ、自治会でそういった相談に乗れるような窓口をつくって、その対応ができるという方向性を考えていただきたいなというふうに思うところでございます。

折山議員 ちょっと待ってください。誰が考えるんですか。私が今申し上げたのは、そういうことのない事例があるんで、できれば、この制度適用については町が積極的に自治会へ受け皿になるべきではないかという指導をいただきたいということ、それから、もう一点は、それでも救えない場合のことを考えて補完的な手続を受けられるようなことが願えないか、こういったことで。町長、覚えていらっしゃるでしょうか、前回、私が除雪のことで申し上げたときに、ある高齢の病弱なひとり暮らしの女性の方が冬期に本当に困っているんだと、買い物に行くにも、もう雪が降ったら足が悪いから出ていけない、雪は当然かけない、自治会へ相談をしたら、あんたは未加入だから町へ相談してくれと言われたから町へ来たと、除雪のことを相談したら生活道路は自治会だから自治会へ相談してくださいと、彼女がどこへ行ったらいいんだろうっていうような実態があるんですが、今回の事例は、みずからかきますと、裏負担、補助残は自分が負担しますと、こういった事例でさえ問題視をするような例があったんで、ちょっとこれは、そこんところへ、なかなか自治会運営へ直接誰かが口を出すのは難しいんですが、トータルのことを考えれば窓口になるべきでは、なっていたきたい、なるべきではないですかといった行政的な指導が、制度適用に対する指導が各自治会にあってもいいんじゃないか、こういっ

	たことを申し上げたんで、ちょっとここらへんにしておきますけど、お願いしますではなくて、今こちらで求めましたんで、ぜひ、その方向で努めていただきたいと思うんですが……（町長「議長」）
町 長	町には、そういう制度がございます。制度をつくる担当課にしっかりとその部分を考えてくださいというふうに申し上げたわけございまして、議員さんに考えてくださいと言ったわけでもございません。片桐課長さん、そういったことがあるからね、制度についてもう一回見直してよと、こういう思いで言ったわけございまして。御理解いただきたいと思います。
折山議員	町長に御理解をいただいた上での所管課長への今は指導があったと、指示があったと、こういうことで受けとめましたので。 続きまして、この10月から消費税が引き上がります。この冬の準備のために9月末までに購入し、補助を受けられるように速やかな申請手続を促していただいて、自治会等の財政負担を軽減する努力を求めたい、求めます。今回の補正でも除雪機購入補助の予算額が計上されております。それが議決されて、短い時間の中ではありますが、ちょっとことしに限っては、ちょっと早期の9月末までの購入で、裏負担が随分少なくなるかと思えますんで、そういった負担軽減努力を求めますが、いかがでしょうか。
建設水道課長	本日、御意見いただきました。検討する中で進めさせていただきたいという答弁にさせていただきたいと思うんですけれども、財源のある話でございます。こういった話を、その点を考えてやりたいと思います。
折山議員	質問事項2「学校給食センター建設を問う」について入ってまいります。老朽化に伴う給食センター建てかえの計画について伺ってまいります。 質問要旨2-1、本年度事業の進捗状況はということなんですが、本年度も、はや半期を過ぎようとしております。今年度事業の現在の進捗状況はどんなふうなんでしょうか。お伺いいたします。
町 長	現在の学校給食センターは昭和58年に建設されまして、既に36年が経過しており、建物や設備の老朽化が進んでいます。また、衛生管理面などにも課題がございますので、これらの改善に向けまして学校給食センター建設委員会、給食センター建設プロジェクトを立ち上げまして調査、研究を進めているところでございます。詳細につきましては教育長より説明させていただきます。
教 育 長	給食センターの課題解決に向けまして建設委員会の第1回を5月に行ったところであります。メンバーは、学校の保護者、それから教職員、民生委員さん、それから栄養士、教育委員、それから公募の方、こういった方々で建設委員会を立ち上げまして意見交換を行いました。明るく整った環境の中で、アレルギー対応の設備など、より安全・安心な給食の提供を求めるとのことや給食をとめずに建設を進めてほしいというような強い御意見もいただいております。さらに、6月には役場内の企画政策課、健康福祉課、教育委員会で給食センター建設プロジェクトを立ち上げ、これまで3回開催し、財政的な見地からの考察、公共施設の長寿命化計画、衛生基準、それから食育など、さまざまな課題について検討し、保健所の指導もいただいているところであります。新築、

あるいは改築でもそういったことが可能なのかという両面から、今、調査、研究を進めておるところでございます。

折山議員 質問要旨 2-2、本年度、概算設計完成に向けた今後の進め方について伺います。概算設計、実施設計、建設、こういった3カ年の年次作業工程の中で、行政が一番エネルギーを使い時間を要するのは、本年度行う概算設計のこの年度かと思います。なぜなら、概算設計ではセンターの有する機能がおおむね決定します。機能に応じた建物の規模も決定します。建築規模に応じた建設場所も決定していかなければなりません。したがって、概算設計でおおむね機能、規模、場所の候補地が決定するものと思われまいます。これらが決定しますと、例えば場所が決定すれば外構工事の内容も確定し、おおむね見越せると思いますし、そういったことが終わって初めて実施設計に向けた次年度の予算要望額が算出可能になるというふうに考えます。つまり、概算設計は次年度予算編成前に完成して、その結果、実施設計予算額を確保する作業に初めて入ることができるのではないのかなというふうに考えるわけでありまいます。遅くとも11月末には実施設計作業に耐え得る概算設計を完成させ、年内には実施設計額の見積もりを完成させて予算要求に入っていく、こういった流れが理想かというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。教育長に伺います。

教 育 長 建設に向けての流れについては、今、議員御指摘のとおりであります。今年度、今後の進め方としましては、まず今月の25日に視察研修を建設委員会で予定しております。町の給食センターの現状も見ていただきながら、平成29年度に新築されました高森町の給食センターを訪問して、現在の衛生基準に合った建物、あるいは設備は一体どういうものであるかということ建設委員の人たちに具体的に見ていただいて、御意見をいただくという予定であります。また、今年度、町では公共施設の劣化診断を行っていますので、長寿命計画の策定もそれに合わせて進めておりますので、それらも参考に、あわせて、現在、建築士あるいは専門家からの御意見も伺っているところであります。建設委員会あるいはプロジェクト会議を開催し、こういった形で、新築にするのか、改築でもそういったことが可能なのかということもあわせて検討して、おっしゃるとおり、今年度、年度内に基本的な設計を済ませたいと思いますし、次年度の詳細な設計に間に合うような準備はしていきたいというふうに考えております。

折山議員 おおむね進め方の内容がわかって、想像もつくんですが、ちょっと1点、指摘だけしておきたいと思うんですが、私が申し上げたのは、年内くらいにはもう概算設計を終えていないと、また実施設計が予算化されても変更が多くなったり基本的な考え方が変わったりすると実施設計額そのものが不透明なものになってまいりますので、理想的には概算設計の段階で実施設計がきちっとはじけるような年内の完成を急ぐべきではないでしょうかということ先ほど申し上げましたので、年度内の完成だと、ちょっと実施設計の額と実際に固まった概要とは乖離するのではという心配をするものでありますので、御留意をいただければと思います。

質問要旨 2-3、調理、提供以外の機能付加の構想、計画はあるのかどうかを伺うんですが、今のお話をお聞きしておりますと、老朽化対策ということが大体主眼、これ

はもうそのとおりでいいかと思うんですが、漏れ聞くとところによると、また違う機能の付加も町長の胸の中にはあるようなこともお聞きしたような、これは気がするんですが、概算設計の作業っていうのは、建設委員会や関係者が先進地を視察しまして、例えばランチルームなど多様な機能で充実した食育を行っている事例でありますとか、それで、今申し上げましたみたいに学校と地域との交流の場として活用している事例などですとか、そういったものを参考にしながら、より多目的なセンター建設を目指すのか、今の御答弁で想像できるんですが、あるいは財政的な理由、場所的な制約、こういったものの中で老朽化施設の更新のための建設を考えていらっしゃるのか、いずれにしても、どちらに行くにしても関係者などと基本的な考え方の合意形成努力は十分に行われるべきかなあとということで、設計士さんのアイデアも大事なんですが、食育、せっかくセンターを新たにつくる、あるいは改修なのかもしれませんが、生徒の食育の基地であるといったことを考えますと、やっぱり各方面との合意形成に努力していただきたいなというふうに思います。年度の半期が過ぎようとして、残された時間は先ほどの考え方からいくとおおむね2〜3カ月、十分な研究と協議の結果で概算設計を完成させるべきなんですが、付加機能の有無、そして建設委員、教育委員を初めとする関係者の合意形成、これは今どの段階にあるのか。あるいは、先ほどのお話でちょっと心配するのが、もう町でアウトラインを建設委員会などに示して、その案をベースに、もう合意を得ようという作業、これに尽きるのかどうか、その2点、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

教 育 長

現在、この建設にかかわる課題で悩ましい部分については、議員御指摘のとおりであります。建設委員会とプロジェクト会議が並行して走っておりますので、プロジェクト会議のほうで、いわば町の事情といいますか、そういったことも検討されながら、もちろん大きな財政面という課題もありますので、そこと建設委員会が余り乖離した議論にならないようにはしなければいけないというふうに思っております。一方で、建設委員会のほうでは、先ほどの付加機能的なことについての御意見も出ておりますので、そういったことが町のプロジェクト会議のほうの中で生かせるだけの財政的な余裕があるかどうかということも検証しなければならないところであります。それからまた、土地はどういうふうにするのかということも含めて考えていかなければいけませんので、もう本当に、今、議員さんのおっしゃるとおりのところが大きな課題であります。こちらとしては、まず、今回建設委員会が見学します高森町はさまざまな付加機能を持った給食センターですので、そういうところを見て、実際にどう使われているかということのお話を伺ってきつつ、それを町の新しい給食センターに付加することについて議論をしていただきますし、そういったときには当然財政的な課題も出てきますので、それもプロジェクト会議のほうであわせて検討しながら、建設委員会とすり合わせをしていきたいというふうに思っております。

折山議員

これ、町長にしても2期目を目指す中では1つスタート時点の大きい事業かなあとはいますんで、あえてお伺いします。食育をつかさどり、こうありたいという理想を必ず胸の中にお持ちの教育長、一方で、これからの行政運営を考えながら、財政負担、こう

いった重荷を担う町長、これは立場の違いでそれぞれの胸の中の思いは違っていいわけなんです、やはりどこかへ諮る前にお互いの思いのすり合わせは必要かと思うんですが、されているかどうかちょっとよくわかりませんでしたので、まず教育長の思いをお聞きし、次に、財政的なところもあるだろうし、地域住民との触れ合いっていったような観点の思いもお持ちの町長に、それぞれ端的に思いを語っていただければと思います。

教 育 長 なかなか表現が難しいところがありますけれど、基本的には安全・安心で機能的に十分な給食調理ができるということを一番ベースに考えたいと思います。そのほかの付加の部分につきましては、これは教育委員会だけっていう、建設委員会でも御意見出ましたが、教育委員会で担えない部分も当然あるから、それは広い範囲で検討しろということが建設委員会でも出されておりますので、その部分は町全体という観点で、また町長さんを初めプロジェクト会議で相談をさせていただきたいというふうに思っております。

町 長 給食センターは、基本的には今の給食をつくる機能がメインでございます。お金はほとんどこの部分へかかると思います。そこで、付加機能として、例えば高齢者のひとり孤食の方が自治会ごとにとまってお食事ができて、顔を合わせてできて、また子どもたちとも交流できるような、そういったスペース、これはそんなに什器が要るわけではございません。そういった機能を持たせれば、大枚をかける事業です。飯島町の50億円という年間予算の中で、余り数字は、でも7億円とか8億円とか、こういう数字が今飛び交っていますけども、大きなお金をかけるについて、いろいろの機能を持たせたいなというふうに思うところでございます。これは欲深く考えて、だんだんに絞られるかと思っておりますけども、大事なものは残していけるようにしていければと思っております。

折山議員 質問要旨2-4、ちょっとお聞きしておりますと、まだいろんなところへ声を聞こうという、そんな段階だというふうに受けとめましたんで、町民、学校関係者などから要望があれば、要望に基づく検討など、まだ柔軟性を今日では有しているのかどうかについて伺うんですが、議会、社会文教委員会では過日、中川村を視察してまいりました。ランチルームっていうそのものがものすごく食育の場にもなっているし、教育の場にもなっているし、それぞれの学年の連帯の場にもなっているし、その場で一堂に会して本日の食材を提供してくれた何々地区の何々さんっていうことの中で、農家と子どもたちとの結びつきも深まっていると、いろんないい意味で見えてまいりました。そうすると、やっぱり欲が出てきてっていうようなこともあるわけでありまして。今会期中には社会文教委員会と教育委員会事務局との懇談も計画させていただいて、文教委員の思いはその場では受けとめていただく時間を予定しておりますが、同様に、できるだけ多く関係の皆さんとの懇談を重ねながら、財政だけに縛られがちになると思うんですが、将来を見据えた中で、子どもたちの教育、食育、地域との結びつき、いろんな1つのセンターが多方面に生きてくるっていうようなこともひとつ眺めの中には入れていただきながらの検討をしていただければと思います。繰り返しになりますが、3年がかりの大事業でございます。ぜひ、そうした幅広い検討の中でよりよいセンターの建設に進んでいけるよ

うな進め方を求めまして、次の質問項目3「生涯学習センター機能の充実を問う」、これについて伺ってまいります。

質問要旨3-1、文化館指定管理議案審議経過の中で多くの議員から職員配置を含め生涯学習センター機能を文化館に移転し充実すべきとの意見が出されております。指定管理議案は否決され、予算については通ってしまったというねじれのような議決結果になっているわけなんです、そのときの各議員から出されたいろんな問題点、思いついていったものがあったわけなんです、町提出の案件が否決されるに至るような、これ、大きな事案だというふうに受けとめられたかと思います。その後、こういう声に対する検討はどのように行われているのか、そのことをお答えいただきたいと思います。

教 育 長

生涯学習センター機能と文化館の運営については、今年度の大きなテーマであります。どのように受けとめたかということにつきましては、職員配置を含めて生涯学習センター機能を文化館に移したほうがいいという、そういうようなお考えもあったというふうに理解しております。そういった場合には、指定管理という提案した方法ではなくて、教育委員会が直営で文化館を管理するのを求めたというふうな理解であります。教育委員会としては、今までも文化館という施設管理という面と町民の学びを保障するという生涯学習センター機能というのはイコールではないという認識はありましたが、そうは言いましても文化館は町の文化活動の殿堂ともいえる施設ですので、かつてに比べて町民の文化活動がやや低調になってきているという昨今、今後の文化館の管理運営体制については町民の注目を集めているという認識であります。今後の文化館の管理運営方法につきましては、現在、文化館の活性化に向けた将来ビジョンということで飯島町社会教育委員会に諮問しておりまして、現在、議論が行われている最中でありまして、そうは言いましても、方向性としましては、教育委員会が直営管理をしていく方法か、あるいはまちづくりセンターがやっていただいたような指定管理にするか、2つに1つだというふうに思っております。それぞれ一長一短あると思いますが、指定管理のよいところは、文化の創造や発信にたけた管理者を指定することで我々がなかなか思いつかないような方法や内容についてにぎわいの創出ができるし、コスト削減にもつながるのかなあというところがありますし、一方、教育委員会が事務所を文化館において直営で管理すれば、教育委員会に用事のある方は少なくともそこに立ち寄られるということで、人手がにぎわうというんですかね、そういったことにつながるというふうに思っております。平成23年まで教育委員会は文化館の中に事務所を置いておりまして、いわゆる直営的な管理をしておりました。文化館の利用者数という実態にあらわれる数字以上に文化館がにぎわっているという、そういったイメージは当然ございます。しかし、事務所のスペースが狭かったために生涯学習の係とこども室が同じ部屋で執務ができなかったということがありまして、現在、教育委員会の中では、それぞれの係が情報があると、そこですぐに話をやり取りしながら、子どもたちのこと、あるいは生涯学習のことの情報交換をしながらすぐに対応できるというよい体制があります。現在、生涯学習にセンターの職員でかかわっている講座とか管理にかかわっている者だけ行くということになると、ますます距離が離れてしまうということがありますので、係の業務

としては非常にそういうふうに分けるということは難しいかなあということでもあります。そうであるならば、教育委員会がごっそり文化館を管理するという、中川村とか宮田村がそうなんですけれども、そういった方法も考えられるかなというふうに思いますが、そうすると事務所の部分を増築しないととても今の人たちが入っていけないということがありますので、こういったことの効果が高いかどうかも含めて、非常にお金もかかることですので、検討しなきゃいけないかなというふうに思っております。指定管理ということで応募していただける事業者があれば、その情熱にかけるというのも事業展開に期待するっていうのも有効な方法かなとも思いつついます。いずれにせよ、現在は社会教育委員会議で大変な議論をしていただいておりますので、その議論の収束性を見ながら、その答申を待って教育委員会としての考え方をまとめていきたいと思っております。

折山議員

これ、うんと難しい問題だと思うんですね。これから人口減少時代に入り、それで、いろんなサークルの数も多分減ってきている、その構成員もなかなか減ってきている、そういった状況の中で、なかなか中央へ集まり切れないから各地区の公民館へ主力を置いて、できるだけ身近なところで生涯学習活動ができるようにといったことで制度が少しずつ変遷をしてきて今日に至っている。ところが、私も振り返ってみますと、昭和53年ころ空手の今の部をつくった。それで、2～3年たって実績が認められて公民館の中へ加えていただいた。そうすると、今度はもう地区の運動会にもお手伝いに要請をされっということで、公民館っていうものが全てを包括していた時代があったわけです。そのころは、町、今の町の中に中央公民館があって、青年会の皆さんやいろんな団体、個人の皆さんが夜遅くまで話し合ったり一杯飲んだり、いろんなことをしながら、ものすごいにぎわいを確かに感じていた時代があったんですが、ちょっと少しずつ時代も変遷して、なかなかそういった機能を担い切れないっていう部分もあろうかと思います。いずれにしても、どの方向へ進んでいくんだろうっていうことは、やはり今の文化館の利用状況やなんかには不満を持つ方は多いわけですので、その点は総括しながら踏み込んで議論していただきたいと思うのと同時に、よく言われるのが、生涯学習とこどもの係が分断されるといろんな大きな弊害があるっていうふうに言われるわけです。そうすると、過去、分断されていた時代があったかと思うんですが、そのときと今と比べてどれほど目に見えてよくなったのか、どんな弊害が解消されたのかがちょっと自分にはよく見えない部分もあって、生涯学習の職員があそこの中へ入って、昔のようににぎわいを醸し出していくことも可能なかなあと思うんで、まだ、ちょっと想像で物を言っただけじゃないんで、いろんな角度からの研究が必要な、これは大きな課題なのかなあ。しかも、これから文化館をあのままの維持管理をしていくとなるとかなりの予算をあそこへ投じていく必要も当然生じてくるんで、そうであるならば、よりあれが生涯学習の基地である拠点であり、人が集える場所でないと、費用対効果っていう部分ではまた問題が出てくるのかなあと思いますんで、その点、今議論をしていただいているという、猛議論をされているということをお答えいただきましたので、ぜひ、その議論を内部ではなく町中に展開をしていただけることを求めて、質問を終わります。

議 長	ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後 1 時 30 分といたします。休憩。
休 憩	午前 1 1 時 5 2 分
再 開	午後 1 時 3 0 分
議 長	会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。 9 番 浜田稔議員。
9 番 浜田議員	それでは、通告順に 3 件の質問を行います。1 番目の質問は「会計年度任用職員制度への対応を問う。」という内容であります。日本っていうのは難しい名前つけるもんだなあとと思いますけれども、会計年度任用職員っていうのは 4 月から 3 月までの非正規雇用かなあというふうに理解しています。この質問を行うに当たって、町は昨年、総務省からの調査に回答しているはずであります。ですので、その回答への開示を求めるという内容と、現在の導入案と 1 年前に回答したものがその後の検討でどう変わっているのかということをお尋ねする内容であります。この制度の中では非正規の公務員に適正な任用、勤務、処遇を確保するということが目的とされていまして、町は制度の具体化を進めている段階だというふうに理解しております。質問の趣旨は、メリットもデメリットもあるこの制度への町の基本姿勢をお尋ねするものであります。まず、大ぐくりに申しまして、昨年の回答と、それからその 1 年後、現在の進行形の中で、昨年考えていた町の考え方と、その後の検討の結果の中で、大きなところで何か大きな変化があったかどうかということ、まず基本的なところを町長にお尋ねしたいと思います。
町 長	浜田議員にお答えいたします。総務省調査への町の回答につきましては、情報公開条例の定めに基づく浜田議員からの開示請求をいただき、開示をいたしたところでございます。回答内容と現在検討中の導入案との相違につきましては総務課長から説明させていただきます。
総務課長	それでは説明させていただきます。現在の導入案でございますけれども、まだまだ内部協議中、検討中でございますので、細部につきましては現時点では申し上げられないことがございますので、御理解をお願いいたします。まず、回答内容と現在の検討案との相違でございますけれども、回答した内容につきましては、平成 29 年度の臨時職員、嘱託職員の任用の関係、任用の時間ですとか、あと人数、それから会計年度任用職員に移行した場合のどういう任用を考えているかというような考え方、それから、今まで 29 年度にどの程度の費用がかかっていたか、それから、あと給与体制、また休暇体制についての、そういった照会ございました。そういった中で、だんだん煮詰まってきたりまして、現在でございますけれども、やはり会計年度任用職員を職として検討をしていく中で、それぞれの業務内容、また業務量を確認しながら勤務時間につきまして精査をいたしました。この結果、時間につきまして、正規職員の勤務時間よりも短い 1 日 7 時間 30 分以内の勤務という形で、国でのパートタイムというような任用になろうかと思

いますけれども、そういった正規職員よりも短い時間の勤務時間を基本的に考えております。こういった部分では、また、そういった部分での会計年度任用職員としての任用する人数につきましても、29年度、また30年度、また現在と職員数が変わってございますので、変動はございます。まだ、これからも変動してまいります。また、休暇、手当につきましましては、国から示されておりました制度構築のためのマニュアルを基本に考えておまして、その部分では30年度の照会とも基本的には変わってございませんけれども、休暇につきましましては町独自の子育ての支援制度について導入をしてみたいというふうに考えてございます。あと、給与体制につきましましては、それぞれ、また現行の支給額等ございますので、そういった部分を勘案しながら検討してまいるところでございます。

浜田議員

そうしますと、かなり重大な変更があったというふうに私としては理解しました。その前に、実は、一般通告の後に、町長がおっしゃいましたが、総務省に提出した回答を開示できないかという要求をしたところ、非常に速やかに開示していただいたので、この点は高く評価したいと思います。この件も含めて、私、実は飯島町の情報公開度っていうのは極めて高いものかなというふうに高く評価するものであります。そのときのかかなり分厚い表ですけども、そこから見えてきたのは、実は回答の中で平成29年度の非正規の職員の中のフルタイム、パートタイムの比率がそのまま計画でも適用されるという中身だったわけですね。ところが、今の唐澤課長の御返事だと、そうではないと、7時間30分にすることで、いわばパート扱いにするということだということであります。これは、これまでの職員にとっては大きなマイナスになるのではないかとこのように思います。つまり、従来であれば7時間45分だったものを、わずか15分削減することでフルタイムとしての処遇を大きく下回るような処遇に持っていくと、こんなやり方になっているのではないかと思います。これは、ことしの3月だと思いますけど、総務省の通知がありまして、合理的な理由なく短い勤務時間を設定して現在行っているフルタイムの任用について抑制を図ることは法制改正法の趣旨に合わない、こういう通知があるはずですけども、これに反するのではないかとこのように私はと思いますが、どういうふうにお考えでしょうか。

総務課長

正規職員、8時半から5時15分までの勤務時間になっておりますが、この間、5時から5時15分までは、清掃をする、周辺を片づける、掃除をしながらあしたの業務に備えるという時間も設定してございます。その部分で、臨時職員、またパート職員、嘱託職員につきましましては、そこまでの時間を拘束する、そこまでお願いすることも不要という形で、各職場等を回りまして状況を聞きながら、時間のほうは7時間30分以内での任用、その中でお願いできる業務をお願いするという形で考えたものでございます。

浜田議員

そういう理由なんでしょうね。ただ、実態はそうではないように私は理解できます。実は、この調査の中でもう一つ、私、今まで知らなかったんですけども、本当のパートの採用に当たっては、たしか1日の空白時間をあけていたんですよ。これは、派遣労働法でも、派遣労働法の方には3カ月でしたか、一定の期間をあげれば連続雇用しないということになるわけですけども、町の職員についても形式上1日のギャップをあ

	けることによって連続雇用という実態から免れる、そんな仕組みをつくったんじゃないかと思っています。今のは日本語の表現で、私にとって非常に疑問を感じるころでありますけども、そういう不明確なやり方は、私はやめるべきではないかとあえて申し上げておきたいと思います。次に、処遇っていいですか、給料表をどういうふうにするということになりますけれども、会計年度任用職員の給与は正規職員の給与を適用するのかどうか、昨年の総務省への回答では、常勤職員の初号給、要するに最初の1年目の給与を基礎とするというふうに、たしか総務省に回答しているはずですよ。ということであれば、まず正規職員の給料表を準用するということがいいのかどうか、これについてお伺いしたいということになります。それと、もう一つ、これがこれまでの運用から見て減額になる可能性があるのかどうか、それから、一定の経験を積んだ方に対して、その前歴を換算するような仕組みを導入するのかどうか、これについてお伺いします。
総務課長	まず、給料、賃金格付けにつきましては、一般職に使っております行政職員の第1表という形で初号俸を一応基準といたしまして、給与月額、また時間給につきましても算定をするという形で検討してございます。それから、昇給につきましては、任用以後でございまして、昇給も人事評価をしながらあるという形での検討を今進めておるところでございます。
浜田議員	答弁漏れがあると思います。賃下げになったらどうするのか。
総務課長	すみません。お答え足らずで申しわけございません。基本的には現在の本人が、それぞれの職員の方が受け取っている給料、賃金よりも下回らない額の設定を考えてございます。
浜田議員	それでは、昇給もあるということですけども、これは正規職員と差があるのかどうか、1号俸ずつ上がるのか2号俸ずつ上がるのか、この辺りはどういうふうになっていますか。それから、もう一つは上限があるのかですね。
総務課長	それぞれは、ちょっとまだ検討中でございまして、まだちょっとお答えできませんので、その点は御容赦をお願いいたします。
浜田議員	次に、期末手当の支給の有無、それから、その月数についてはどういうふうを考えているかお尋ねします。
総務課長	期末手当につきましては、国のほうからの指針がございまして月数が示されております。それに準じまして町のほうも支給をしまいたいという形で考えてございます。
浜田議員	たしか昨年の回答の中では、それぞれパートかフルかに応じて、この辺りについては差をつけるような回答をしていたと思いますけれども、それはそのままなのか、あるいは常勤職員と同じようにするのか、これについてお尋ねします。
総務課長	パートであるかフルタイムであるかによつての期末手当の支給月数につきましては、原則的に同じ率という形で考えてございます。ただ、一月、1週間の勤務時間によりまして支給が受けられない職員も国のほうのマニュアルで示されておりますので、支給できない職員もおります。ただ、基本的には、パートタイム、フルタイムであっても、基本的には同じ月数の支給という形で考えてございます。
浜田議員	昨年の回答どおりにはやっていないだろうなあというふうには想像していました。こ

れ、財政的な問題との板挟みになるので、そういうことになるのかなあというふうに思いますが、改めて、先ほども引用しましたけれども、総務省もお金出さずにきれいごとを言っているところはあるんですけども、基本的な考え方は、常勤職員と同様に給料及び手当の支給対象とするように給付体系を見直せということと、もう一つ、さらに給与水準を継続的に改善していくことを検討すべきだというふうに指摘されています。出発点のいろいろな悩みは理解できますけれども、少なくとも最終的には、この制度が職員の中に大きな亀裂や、あるいは不合理を生まないような運用を、しかもできるだけ速やかに改めることを望むものであります。

次に、番号を言うのを忘れました。すみません。今のは現状をお尋ねしたところです。これは、1年前の回答と現在との差、それでどこまで煮詰まっているかという質問でありましたが、1－3は、そういったことも含めて、職員数全体、正規職員、非正規職員の全体を含めて、この直近、例えば数年間、正規と非正規の比率はどういうふうに考えていくのかということをお尋ねします。つまり、これは任用制度の導入によって全体の人員配置への考え方に変化が生じるのかどうか、これをお尋ねするものであります。町長にお尋ねします。

副 町 長 任用の形態ですけれども、現段階では現状と同じということで考えております。各種政策によりまして適正な人員配置を考えてまいりたいと思います。

浜田議員 そうしますと、非正規と正規の比率、あるいは正規職員の削減、こういったことは今予定していないということでしょうか。確認を求めます。

副 町 長 基本的には予定しておりません。

浜田議員 それでは1－4の質問に移ります。人数の増減計画がないとしまして、それでは人件費全体への増減はどのように考えているか、当然何らかの人件費への影響があると思いますけれども、現在の検討の中でこれはどういうふうに見積もっているかということをお尋ねします。

総務課長 まず人件費でございますけれども、予算上で、これまで臨時職員の方の賃金につきましては物件費の計上でございました。これにつきましては、予算書上でも賃金ではなくて人件費扱いの予算科目に計上することとなっております。また、会計年度任用職員の制度の創設によりまして、報酬等の設定、また現在の臨時職員の方につきましても期末手当の支給が可能となる、必要となるという形でございまして、そういった部分でのトータルの人件費につきましては増額という形で見込んでございます。

浜田議員 その場合の大体の金額というのは提示いただけますか。大体制度が固まれば、ある程度は決まると思うわけですが、お尋ねします。

総務課長 まだ大きな人数的なものはあらわれておりませんが、大ざっぱな金額でちょっとお話をさせていただきたいと思います。給料等、今までの関係でやはり額的なもの考える必要がございまして、それにつきましては3,000万円余りの増、それから、期末手当のほうでやはり3,000万円余りという形で、その他を含めましてやはり6,200～6,300万円になるのかなあというふうに見込んでございます。現時点での想定でございますので、人数的なもの、また条件等々が変わりますので、今現在で押さえている最大

	の額という形で御理解をお願いいたします。
浜田議員	同じ１－４の質問の中に国への財政措置要望は実現したかっていうのを組み込んでいます。というのは、この法律ができた背景は、私はプラス、マイナス両方あると思っています。今まで全国の市町村、自治体の中で全くばらばらだった非常勤職員に対して、それなりに統一的な処遇をするという点ではプラスだろうと。ただ、一方で、逆に年限を決めた任用制度をとったり、逆に言うところ固定化してしまったりという点で、非常勤を言ってみれば合法的にしたという点ではマイナスだろうというふうに思っています。いずれにしても、そうではあるにしても、今までよりは多少ブラック度が減るという点で、そのために地方自治体が負担しなければいけない財源があるわけですが、この法律が決まったときに国会では附帯決議を上げています。その中にこういう記述があります。地方公共団体に対して、これは国はですね、制度改正により必要となる財源については、その確保に努めることと、つまり地方自治体任せにするのではなくて、国は制度を改正する以上、それに対する財政的な措置もするべきだという附帯決議を上げているわけです。お尋ねします。こういったことは地方自治体として国に向かって声を上げているのか、またその進捗はどうであるのか、町長にお尋ねします。
総務課長	まず、そういった部分でございますけれども、やはり町村会等で、そういった部分も通じまして国のほうに順次要望は上げてまいっておるところでございます。また、こういった各市町村の所要額につきましては調査、照会等がございまして、そういった財政の町としての見込み額も報告をしておりますけれども、それに対して国ほうから具体的な指示ですとか照会、具体的な情報提供は今のところないところでございます。
浜田議員	それでは質問の１－５です。民営化、民間委託の考えはあるか。つまり、業務の一部を民間に出す、あるいは民営化する、今回の制度と連動してこういうことを行う考えは町にあるかどうか、これについては町長いかがでしょうか。
副町長	今回の制度と連動してということではありませんけれども、今、一部の業務については研究を進めている部署がございます。
浜田議員	今回の背景になっている大きな比率の非常勤職員問題というのは、実は地方公務員法の根幹を揺るがす問題だというふうに私は思っております。地方公務員法の大原則は、公務の運営は、要するに行政やなにかの運営は任期の定めのない常勤職員を中心とする、任期の定めのないっていうのは非常に不思議な日本語ですが、要するに３年とか５年とか年限があるのではなくて、普通にいう定年まで勤められる常勤職員を中心として公務を運営しなければならない。その理由になっているのは、まず１つは公務の中立性、中立的性ですね。これは、言うまでもなく個人情報を大量に扱う、あるいは町の一番根幹となる行財政を扱う公務員っていうのは、それにふさわしい処遇を受けなければいけないし、その安定性を確保しなければいけないと。それから、職員というのは長期的に育成されなければいけない、身分保障することで職務に精励する、企画立案やサービスの質の向上などを担保するというふうに述べられているのが地方公務員法の一番基本的な考え方だと思っています。ただ、その一方で、多分平成の三位一体の改革あたりですか、全国的に中央省庁も地方も公務員の削減が大幅に行われました。きょうはグラフ

持ってきませんでしたけれども、劇的とも言える削減ですよ。例えば、先般、行政が、中央省庁も含めて、障害者の雇用で偽りをやっていたということが発覚して大問題になったことがありました。これは民間企業がやれば罰則ものですが、官庁はおわびをただけで、実際には何の責任もとらなかったというのがこの結末だろうと思っています。どうしてそうなったのか。それは、直接の理由は、このむちゃむちな職員削減にあるだろうと思っています。どれほど一流の会社でも第一線の社員だけをそろえている会社って、私の知る限りではないと思います。いろんな人たちの集まりで、気はきくけれども手が遅いとか、あるいはあるところだけ得意とか、いろんな人の集まりで成り立っているのが普通の社会だろうと思うわけですが、人数を減らしてスーパーマンだけを集めてやろうという思考が働けば、どうしても障害者やなにかの仕事というのはなくなっていく。その結果、雇用が行われなくなったことが発覚したのがあの事件の本当の背景だろうというふうに思っています。ですので、民営化ということについても、やはりその基本を守って行われるべきだろうと思っています。今、副町長のほうから民営化も考えているということですが、では、そもそも民営化のメリットとは一体何なのかについてお尋ねしたいと思います。

副 町 長 やはり民間の持っているノウハウ、これをやはり活用していくということが一番最大の民営化のポイントかと思います。

浜田議員 恐らくそれもさっきの地方公務員の大原則とは違うでしょうね。職員の長期的育成によってそういうノウハウを育成するのが本当だろうと。恐らく現実に民営化を推進しているところの最大の理由はコストではないかと思います。要するに、民営化すれば町の職員の給与体系を適用する必要がない、これはＪＡとか、いろんなところでも似たような運営していますけれども、要するに、より安い賃金の雇用を増やすことによって町の人件費負担を減らすんだと、そんなことが腹の底にあるようだと、私は地方自治体というのは本当に品位のない団体になるんじゃないかということを心配するわけであります。公務員の国際比較から見ても、先ほどは日本の公務員労働者の削減の話をしましたけれども、日本は、ＯＥＣＤ３５カ国でしたっけ、３６カ国でしたっけ、その中で職員１人当たりの国民の比率っていうのは最悪ですよ。先進国とも言えないぐらい１人の職員が大勢の国民、町民のお世話をしていると。ここまで町の職員が減らされていて、なおさらそれを減らすような施策を私はとるべきではないというふうに思っています。むしろ、たしか昨日も町長お答えでしたけれども、単純に減らせばいいというふうに考えているわけではない、そのときそのときに応じてというお話ありましたけれども、私としては、やはり行政っていうのはサービスですから、それにふさわしい職員の配置、特に今、福祉系やなにかでかなり手厚く増員されたという話は昨日の一般質問でもある程度理解しましたけれども、やはりそういったことを進めることで町を豊かにする、こういうことが基本ではないかというふうに思いますけれども、町長のお考えをお尋ねします。

町 長 日本中で働き方改革が叫ばれる中、やはり官庁の働き方っていうのは改革が遅れているのかなというふうに基本的には思っております。余りこういう劣悪な環境だと働く人がいなくなるなあっていうような危惧ささも感じておるところでございます。できる限

浜田議員

り民間と同じような、そういった労働環境をこれからつくっていかなくちゃいけないと思いますし、国からもいろいろ理想を言われているんですけども、それなりの資金がなければ動かないことなんで、まずはそこに、金の部分に支援をしていただかないと、ということをしっかり伝えてまいりたいと思っております。

民間も、私は実は決してよくないと思っているんですけどね。本当に労働強化、派遣をやって、その結果、日本の国は豊かになったかといったら、今、名のある企業で本当に日本の国籍を持っている企業がどのくらいあるのか、それから製品でも、技術立国と言われた日本の姿は今はもうかけらもないわけですけども、人減らしをして目先の利益だけを追求した結果、本当に技術競争力がなくなったのが今の現在の日本の姿じゃないかと、そういう轍を行政が踏むことがないように求めまして、2つ目の質問に移りたいと思います。

2つ目は、上伊那の高校再編案提案に対する見解です。2-1、上伊那協議会は意見提案をまとめたが、県町村会は上伊那方式に異議を唱える要望書を県教委に提出した。これが8月22日です。町長はいずれの立場かということなんですけど、ちょっとわかりにくいかなと思ひまして。上伊那の高校再編に対する協議会は、非常に漠然とした答申を出したわけですね。高校を3つぐらいに分類して、どこの高校という具体的な名前を出さずに、最低のクラスの人数はこのくらいだとか、あるいは地域の高校はどこはと言わずに残すとか、住民から見て極めてわかりにくい提案をまとめた。しかも上伊那が一番早かったわけですね、全県の中で。その後、協議会の設立がずっと遅れて、今でも幾つかはまだできていないんですかね。本当は9月から始まることに線が引かれていたはずですけども。その結果、県の町村会は上伊那のやり方がおかしいと言ったわけではありませんが、こういうやり方、つまり、地域から最初に漠然とした案を出させるというやり方ではなくて、県教委のほうがどことどこを統合する、こんな形にするというたたき台をまず出せという要望書を8月22日に出したというふうに翌日の新聞に報じられています。そうしますと、町長は、一方では上伊那広域連合の理事者の立場として、今の答申を出させるきっかけをつくって、その報告も聞かれているわけです。恐らくは県の町村会にも属しておられると思います。全く矛盾する2つの意見があるわけですけども、非常に単純な話ですが、町長は一体どちらがいいっていうふうに考えておられるのかお尋ねします。

町長

県立高校の配置や設置につきましては、県教育委員会が責任と権限を持って進めるべきことと認識しております。しかし、その際には地域の意見をしっかり聞いていただくことが必要だと思っております。上伊那地域における高校教育のあり方や将来像は、地域にとって大変関心があり、かつ重要な課題でございますので、広域連合や地域としても要望を出してかわかっていくべき課題だと考えております。今回の協議会は、地域に開かれた議論や地域の意見を反映させるために公開で行われ、地域懇談会や中学生や高校生の意見を聞く会、また高校の視察なども行いまして、地域の声を聞くとともに、深い検討ができたのではないかと考えております。また、上伊那の高校の将来像についてしっかりと意見提案ができたものと考えております。設置者である県教育委員会には、

地域の声を十分反映し、しっかり検討していただき、責任と権限を持って実際の高校配置について検討していただきたいと考えております。町村会は上伊那方式について異議を唱えたとは理解しておりません。町村会は、地域が高校の将来像について、その学びの姿について深くかかわることは大変有意義なこととしております。そして、今回の協議会は、高校名を挙げての統廃合については一切議論しない、この部分は県教委の分野だという考え方です。その中で、現在の学びの多様化、そういったニーズに応えられる高校教育の中身について聴取したものでございます。最初、長野県教育委員から上伊那連合会の会合の席に来て高校再編についてのお話がありました。そのときに出された言葉が、この地域、上伊那地域において 500 名高校生が減りますと、これは学校 1 校に当たる分でございます。そういったことなので、高校再編について 30 年ぶりにいろいろ取り組みたいと思っております。こういう御意見があったんです。私も手を挙げて答えさせていただきました。この地域で 500 人減るから 1 校減らすという、こういう考え方で、将来の高校生の高校教育のあり方っていう、その中身を、30 年ぶりだったらその中身をもっと問うべきじゃないかと。いろいろの職種が多様化してきております。今の高校の教育の中で、私もつまらん授業だったもんでろくに勉強しなかったです、高校は。化学、物理、いろいろやりましたが、そういった科目は大昔に決まった科目でございまして、今、高校生が望んでいる学問、学びとはもっと広範囲であるというふうに思っておりますね、人数が減ったら減らす、学級の人数は 30 数人、そういう数字から入っていく時代ではないでしょうと。たとえ 10 人でもその学問を学びたかったらそこへ行けたほうがいいんじゃないですかと。そうすれば、1 校余ると言われるんだったらそこへいろいろの人が集まってきて学び、あるいは、これからの将来のことを考えると、単位をとるのにあの学校のこの先生の話を知りたいと思ったらそこへ行ってもいいんじゃないですかとか、もっと自由な発想の中で教育、高校教育、義務教育とは違いますから、この地域の高校生はこの地域にいらなくてもいいんです。下伊那へ行っても諏訪へ行っても、東京へ行ったら名古屋へ行ったらいい、こういう自由な世界の中で、今、上伊那の高校生は、圏域外から入ってくる人もいますけど、外へ出ていく人がおる、総体的に 100 名減っているんです。ということは、魅力がないということを経験しているということなんですけども、人数がそれだけ出ていってしまっているということです。それだったらもっと魅力のある高校をつくってほしいなあ、どうせ 30 年ぶりの改革だったらということをお話させていただきました。そんなようなことをきっかけに、どうせやるんだったら、数合わせの高校再編とか改革ではなくて、もっと将来に向けた子どもたちの学びたい、そういった意見を、地域の人たちも望んでいるだろうし、企業の人たちも望んでいるだろうし、ましてや高校生や中学生の望んでいるものがあるんじゃないのと、そういったことを聞く話し合いにしましょうよということで、どこの高校の名前を挙げて減らして統一してって、そういうのも一切話していないんです。将来に向けた高校のあり方、中身についていろいろ御意見を集めさせていただきました。これは、こういう教育熱心っていうのは、やはり上伊那の特徴的なことだったんだなあ、ほかのところはまだ全然立ち上げていませんから。逆に、そういうことは、1 つはせつば詰まっていた部

分、上伊那の高校は非常に古い、ほかのところは結構新しい、本当に廊下も広い、澤井教育長にお話を聞くと、飯田高校の入学前のガイダンスに行くと、すばらしい学校で、伊那北へ行くよりも飯田高校へ行ったほうが、どうせ3年間行くなればきれいな学校のほうがいいよね、OIDE高校へ行ったらいろいろなことが学べるよね、そこで子どもたちはずっと流れていっちゃう、そういうことがあって、古いこともあって建てかえにやいかんっていうこともありますし、それだから早くしなきゃいけないということもありますし、将来を見据えた高校というものについてもう一度考え直そうよと。それは、全町民に聞いたわけではありません。有識者に集まっていたいて、まず県の教育委員会がいろいろ研究する前に我々としての要望を出すという範囲にとどめておいたわけでございます。以上のことから、私は今回の上伊那広域連合の行った対応は非常に時を得たものであったと考えております。

浜田議員 町長は本当にあれをお読みになったんですかね、要望書。本当にお読みになりましたか。

町 長 読みました。

浜田議員 そうですか。それでそういう御意見が出るというのは、私は大変不思議であります。ともかく、県町村会と上伊那広域のやり方は違う。県町村会は、県教委が先に高校の名前まで含めて出せという要望書です。これは両立する話ではありません。それはともかく、時間も押してまいりましたので、2-2に行きたいと思います。

意見提案は町民に周知されて意見が反映されたかということであります。今の町長の答弁は、十分に議論して意見が反映された、こういう説明でありました。私も懇談会の1つの会場に出ました。3会場で全部で180名だというふうに報告されています。駒ヶ根と伊那と辰野ですか。会場で行われた意見聴取は驚くべきものでした。教育委員会の方針についてというか、協議会の方針については説明されましたが、駆け足で、それに際する質問は一切受けられませんでした。高校再編についての考え方でなくて、一般的な要望を出せ、そんな話で終わってしまったわけです。その結果が多分どこかで公表されていますが、180名のうち97名から、今町長がおっしゃったような少人数教育をぜひ積極的に推進しろと、こういうふうに書かれていました。それから、高校再編については、実は上伊那が県内でも一番生徒の減少率は遅いんですね、その中で、これほど拙速にやるのではなくて、慎重に時間をかけてやれという意見のほうが急いでやれという意見よりもはるかに多かったという、こういう結果を聞いています。ところが、協議会の今回の意見書の中では、少人数教育というのは研究課題ということで棚上げにされていました。その一方で、後でお話をしますけれども、幾つかの学校群に対する人数についての枠はそれなりに示されていました。つまり、実はおとしと去年の6月議会で私は教育長と町長に高校再編についてお尋ねしているんです。そのお答えは、大変私も納得できるものでした。今、町長が御返事になったのと同じような内容です。つまり、もっと学びの中身を深くできるようなやり方、それから、必要とあれば少人数教育もありだと、そういう言い方だったわけですが、このような意見は意見書の中には具体的な形ではほとんど反映されていません。研究テーマであるという程度で収まってしまって、

そこにとどまっているということでもあります。なおさら、このやり方というのは町民の中で共有されていないというふうには思っています。具体的な姿がわかんないからですね。ですけれども、時間が押していますので2－3のほうに進みます。

そうはいつても、実際に協議会の答えは、実は数合わせだったというふうに私は思っています。それは、どこからそういうふうを考えるかという、実は一昨年の県教委は高校名入りで3分類のパターンを示しています。それから、去年の12月末には上伊那の校長会が具体的な高校名まで入った私案を教職員に配りました。これが新聞に載ることになって、後で箝口令が敷かれたとか敷かれないとかいう話もあるんですけれども、この両方を組み合わせてみると、実は、もうかなり具体的な高校の再編案、つまり個人の教育のあり方そのものではなくて、要するに数合わせの議論のほうが具体的に表に出て進んでいるというふうに私は理解しています。お手元に資料をお配りしていると思いますが、すみません、これですね。(資料掲示) これがその2つから読み取れる上伊那の高校再編の一番ありそうな姿であります。黒文字、辰野と箕輪進修と高遠、ここについては、恐らく基本的には再編の対象から外されるだろうと。それ以外のところは、基本方針では廃校にするんですよ。要するに潰してしまえと。その対象になっているのが上農、それから伊那北、弥生ヶ丘、赤穂、駒工、どういうふうに統合されるかというと、辰野の商業科と上農の農業科、それから駒工の工業科を集めて総合技術高校を、これは場所わかりませんが、多分上農の跡だろうといううわさもありますけど、そこにつくると、それから弥生と伊那北は統合する、都市部普通校にすると、それから駒工の一部と赤穂を集めて総合学科高校にすると、こんな案に落ち着きそうに私には読み取れます。お尋ねしますが、もしも協議会の報告をお読みになったのであれば、この図は協議会の報告の結論と違いますか、それとも協議会の報告の中にこの図は含まれますか、どちらですか。

町 長 この図は初めて見ましたし、出所のわからないこのことについての評価、意見は差し控えさせていただきます。

浜田議員 これは私がつくったものです。出所は私です。けれども、その根拠は協議会の意見書です。それと、校長会の意見も参考にしています。協議会の意見書を見れば、この組み合わせ以外にほとんどあり得ないじゃないですか。都市部普通校というのはもともとの県教委が示していた高校の中にも明示されている高校です。それ以外に普通校の対象になり得るのは赤穂ぐらいですね。けれど、赤穂は別の理由があって、総合学科高校をつくらうとすれば駒工と組み合わせる以外にあり得ないわけです。そうやって消去法でいくと、これ以外にはあり得ないというのが、あの文章を、日本語文書から読み取った結論だというふうに私は思っています。もしも報告書、意見書を町長がちゃんとお読みになったのであれば、これがその範囲に入るか入らないかについてはお答えいただけるのではないかと思いますけど、いかがでしょう。再度お尋ねします。

町 長 具体的な高校の統廃合については検討しておりません。

浜田議員 逃げ道だと思いますけどね。あれほど具体的な再編のスタイルを書きながら、ただ名前を入れるのだけを避けたというのが今回の意見書の中身だろうというふうに思ってい

ます。

時間が押していますので2－4に移ります。もし、この協議会の案というのがそのまま実現されるとするならば、それは飯島の子どもの将来にとって望ましい教育環境を実現できるのかという質問であります。具体的には何を言っているかといいますと、実は新しく総合学科高校というのが導入されようとしています。これは言ってみれば普通科と職業科の組み合わせみたいなので、非常に広い時間割の選択幅が可能になるわけですが、逆に言えば広過ぎる。現実には、もし進学を目指す生徒たちにとってみれば単位不足を招きかねない、それから、この形では従来例えば赤穂なんかにあった指定校の推薦枠が少ない、もしくはほとんどなくなってしまうということで、進学を目指す生徒たちにとってはかなり不利な姿になるだろうと。これ、実際、最初は人気があったみたいですね。けれども最近は定員割れそうな、だから塩尻志学館、佐久平総合技術、多分ことしの年度のを見れば、もっと定員割れの高校は増えているはずで。つまり、一見人気があったんですけども、本当に進学を目指す生徒から見ると大変つき合いにくいタイプの高校だと。それから、上の総合技術高校についても、今回は商業と農業と工業を組み合わせるわけです。非常に幅広い学びができるように見えますけれども、実は、そこに行く学科の数っていうのは当然今までのずれから言っても縛られてしまうわけで、その総合的な教育はむしろ薄まってしまうだろうという懸念のほうが私は多いと思っています。ですので、こういったことも考え合わせたときに、これは別に地図と関係ないですよ、町長。提言書に書いてある考え方、総合技術学科高校とか総合学科高校とか、これは上伊那の子どもたちにとって本当に学びの場になるかどうか、お考えをお聞きしたいと思います。

町 長

想像力豊かな浜田議員さんは行間を読むのが非常に上手だなというふうに思います。私は到底そのようには読み切れません。県教育委員会に丸投げするのは余りよくないと思っているでしょう、ね。だから、今のうちに御意見をということで差し上げた。それで、基本的には、県の教育委員会が具体的なものをつくって提示されて、これから我々も一緒にそこを検討していくと、こういうことになるんで、今の段階では、皆さん要望を上げてくださっていくという段階ですから、そんなにディープなところまで話すところまでは、まだ及んでいないんです。以上です。

浜田議員

終わります。

議 長
6 番

6 番 好村拓洋議員。

好村議員

それでは、通告に従い一般質問を始めます。今回は1点、当町の林業施策について町長の考えを伺っていききたいと思います。この質問をするに当たって、先月8月20日にはかの議員と一緒に森林・林業・林産業活性化促進議員同盟会長野連絡会総会に出席してまいりました。林業のことについての総会に出席した上で質問させていただきます。

質問事項1点目、1－1、本年4月1日より森林経営管理法が施行されました。それに伴って森林所有者から施業委託に関する申し出があったかどうか、また、町はこれに

対してどのように取り組んでいくかという質問です。森林経営管理法が施行され、これまで林業関係の行政は、基本的には各県主体で行われてきましたが、この法律で市町村に新たな役割を定めることで林業についての対策に乗り出すことを目的としていると理解しております。当町でもこれまで林業に関して取り組んできているのは承知していますけれども、以前ほかの議員による一般質問等でも間伐などがおこなわれている現状があります。そこで、まず、この法律が施行されて以降、森林所有者から管理委託に関する問い合わせや申し出があったかについて伺います。

町 長

好村議員にお答えいたします。森林経営管理法による新たな森林管理システムは、経営管理が行われていない森林を市町村が森林所有者の委託を受け、それを管理または林業経営者に再委託できる制度となります。この制度によって林業経営の効率化と森林管理の適正化の一体的な促進を図り、林業の持続的発展と森林の有する多面的機能を発揮していくことを目的としているものでございます。議員の質問にありました森林所有者からの申し出については、現時点ではございません。なお、森林所有者の申し出に至るまでに調査等が必要となりますので、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

産業振興課長

それでは、新しく森林経営管理法が施行されまして、町としましてこれからどのように取り組んでいくかということで、制度の説明にもなりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。この制度を進めるためには、まず森林の状況把握から始める必要がございます。当町では、上伊那森林組合が取り組んだ事業によって森林整備計画が策定されている団地が既にありますので、残りの箇所についてゼロベースから取り組むということになります。作業的には、林地台帳や森林簿の情報を活用しまして今までに経営管理が行われている森林であるのかどうか、また過去 10 年ほどの間に間伐などの施業の実績があるのか、それから所有者が明確になっているか、このような情報について確認を行います。これができたら、次に、これらの情報が一定程度整理された森林をさらに地形や字などによってエリア分けを行いまして、エリアごとに意向調査を行うことになってまいります。この意向調査の結果を踏まえまして、経営管理権を集積する計画を定めていくか、どうするかということになりますけれども、この意向調査を行う前の今まで説明しました森林の情報の整備、これが大変に大きな膨大な作業量となっております。したがって、現段階の計画ですが、来年度、モデル的に 1 地区を選定して一連の作業を行ってみたいなあというふうに考えております。いずれにしても、森林所有者からの委託を受けて町が施業を行うまでには相当の時間と労力がまだ必要になりますので、お願ひしたいと思います。また、近隣の市町村も当町とほとんど同じ状況でございまして、伊那市が今モデル地区を、今先行してやっております。上伊那の市町村、横の連携をとりまして情報共有しながら、伊那の状況も聞きながら、どうやって進めていくかということをみんなで検討しながら進めていこうというふうになっておりますので、お願ひしたいと思います。

好村議員

上伊那森林組合を通じて団地化を進めてきているということなんですけれども、残りのところの情報の整備の作業が膨大だということなんですけれども、大体、飯島の私有

	林人工林の大体何割ぐらいが今団地化されていて、どれぐらいの、その膨大っていうのが、例えば半分なのか7割なのかっていうところは把握されていますでしょうか。
産業振興課長	私有林の人工林でございますが、対象の森林が約 800 ヘクタールですね。そのうちの 10 年以内の施業がやってあるところとか経営計画ができていたというのが 350 ヘクタールほどで、残りが 450 ヘクタールぐらいになるかと思いますが、したがって、雑駁に申し上げますと、半分ちょいがまだこれからやらなきゃいけないというようなイメージでとらえていただければと思います。
好村議員	この森林経営管理法、次の質問とかにもかかわってくるんですけども、森林環境税、森林環境譲与税がなぜ導入されたかっていうのは、今、日本では、年金とか待機児童、福祉問題など、財源が足りていない領域が多いのは皆さん承知だと思いますけれども、それらより優先してまでどうしてこの税が創設されたか、結論から言えば、国も焦って急務だからです。森林の荒廃は国民の生活に多くの悪影響を及ぼし、その損失額ははかり知れず、国としてももう放置できないということで、この税が新設されたとは私は理解しております。長野県も 2008 年より森林づくり県民税ですかね、長らく実施してきましたが、実際には基金として使い切れていない現状があります。これらを使って、この機会に、まだ半分以上はちょっと未着手というか、残っているということですので、スピードアップしてやっていただけるかどうか、その点の見通しについてちょっとお伺いしたいと思います。
産業振興課長	先ほど御説明しました段階をステップを踏んでこれに取り組んでいくということでございます。何せ、まだこれから始めて行うことで、先ほど申し上げましたとおり、ほかの市町村でもどうやって進めていこうかなあって悩んでいるような事業ですので、飛んでいくようなわけにはいかないというのが現実でございます。ただ、やっていく中で、今度システム等を活用しながらやっていきますので、早目に整備できるところから整備をしていって、全体ができるまで進めないというわけではなくて、先ほど言ったエリアごとと少しずつでもやってみると、ああ、こんな感じでできるんだなっていうのがわかると思いますので、まずはそれをやってみての進み具合かなというように感じておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。
好村議員	なるべく早目に取り組んでいただきたいと求めておきたいと思います。これ、ちょっと私の私見で、多少ちょっと余談になってしまうんですけども、森林の所有者が誰かわからないとか、そういった相続登記がされていないとか、いろんな問題が絡んできて時間がかかるのかなあというふうに私は理解しています。これ、空き家問題とか、今、きのうも他の議員から質問がありましたけれども、根っこは似たようなものなのかなあというふうに感じています。逆に言えば、この法律ができたことによって、町が本気になってスピードをもっと上げて取り組んでいただけたら、これ、空き家対策とか、そういったことにも必ずその知見や経験が生かされると思いますので、本気になってやっていただきたいことを求めて、次の質問に移ります。 1－2、今年度より森林環境譲与税が先行して市町村へ譲与される、どう活用していくかについて伺います。今議会の補正予算でも出てきておりますが、森林環境譲与税が

今年度から先行して市町村へ譲与が開始されます。この譲与税については、さまざまな意見があることは承知していますし、個人的には問題大ありだなと思っています。まず、人工林・私有林面積割5割、配分の率ですけれども、林業就業者数2割、人口割3割という、森林がない市町村にも譲与され、森林面積が多い中山間地は人口が少ないので、お互いにとって不公平な税制かなと思っています。例を挙げますと、政令指定都市の横浜市、年間、ことし1億4,000万円ほど、対して当町は補正予算書を見ると130万円ほどです。これは明らかにちょっとおかしいと感じますが、ここで愚痴を言っても始まらないので、質問をさせていただきます。森林環境譲与税は、先ほども申しましたが、市町村にも森林保全に新たな役割を担ってもらうために創設された新税です。実際の国民への徴収は復興特別税が終わる2024年度からですが、譲与税特別会計において借り入れを実施し、先行して今年度から譲与され、今までの補助金制度とは違う方法で森林整備ができる道が開けるとしています。用途としては、間伐路網整備以外にも森林整備を促進する人材育成や担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に使われるようになります。そこで、当町では森林環境譲与税はどのように活用されていく方針か伺います。まずというので、先ほど答弁いただいたんですけれども、台帳の整備が終わった後はすぐ実施していただけるような環境、今お考えはありますか、その点について伺います。

産業振興課長

ちょっと一部、先ほど申し上げましたが、再度お話させていただきたいと思います。先ほど御説明いたしましたけれども、森林経営管理制度に対する意向調査を実施するためには膨大な情報を管理するためのシステム整備が必要ということでもありますので、今年度につきましては、現在紙ベースで管理しています森林情報をシステム化するために譲与税を充てさせていただきたいという予定で考えております。この譲与税でございますが、今お話しいただいたとおり、私有林の人工林面積、林業従事者数及び人口により算出され、当町への譲与税は現時点では当面130万円程度というようになっております。令和4年度からは200万円と段階的に上がっていき、令和15年では440万円ということになりますけれども、これは県内で69番目の金額になります。算出根拠は、今、議員もおっしゃられたとおりの50・20・30という割合で分かれていますので、そこに440万円しか伸びないというからくりが隠れているのかなあというふうに残念に思うところもございます。したがって、次年度以降での運用につきましても限られた額となりますので、これを有効かつ効果的に活用を進めていきたいと思いますが、今言った金額でございますので、なかなかこちらの意図した十分な事業ができないのかなあというのが実態でございます。

好村議員

14年後くらいですかね、本格的なしっかりと譲与される金額が440万円ということで、非常にがっかりな部分ではありますけれども、県では使い切れていない長野森林づくり県民税もありますので、ちょっと町長に伺いたいんですけれども、この林業について質問するに当たって、林業を通して飯島の未来がどうなるかなと私なりに考えて、この1点の質問に絞ってやっております。森林環境譲与税については年440万円が、満額になってもそれぐらいしかもらえないということなんですけれども、長野県の森林税はまだ使

	う余地がいっぱいあるかなと思いますので、そこは猛烈に町長の巧みな弁舌を持ってしっかり取り組んでいただきたいと思いますけれども、その点について町長の今のお考えをお伺いしたいと思います。
町 長	1－3の前ですか。
好村議員	I－3の前です。
町 長	3の前。はい。森林環境譲与税で森林の本格的な整備はできない。管理するお小遣いをもらっているぐらいで、これを当てにして、本当に満杯になっている森林をどう整備していくかっていうところの資金ではないです。もっと根本的な木材の利用を、その利用の川をだあっと流さないと、山から切ってきて置き場所がない。まきを割ってストーブをたいているぐらいのことでは、もう張り裂けそうになっている山の木を処分することはできないと考えております。
好村議員	そのとおりだなあとと思いますし、少な過ぎるっていうのは、認識は同じ思いなのかなあというのは理解しました。この譲与税なんですけれども、先ほどちょっと横浜市を例にとりましたが、逆に森林が少ない都市部では、極端な話、使い道に困るようにできているのかなあというふうに思います。この制度を創設するに当たって想定しているのは、国産材の活用、主に都市部での公共施設の木材利用を進めたいと考えているのかなあというふうに私は理解しています。理由としては、平成22年に施行された公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律があります。こういった点では、今後、全国各地、中山間地から取り組みが進んだ場合、中山間地の木材を都市部の例えば学校の内装の木質化とか、そういった都市部で利用していくことが想定されますが、この点について現時点で町は今後の売り先っていうところも含めて取り組む考えはありますでしょうか。
産業振興課長	なかなか木材の流通まで行政のほうでちょっと頭を突っ込んでいない部分もありまして、何とも言えないんですが、町有林等の間伐の材は、できるだけ売るように、売れるようにということで請け負った業者に話をしてやっております。森林組合につきましても、今、経営もペレットストーブの経営がなかなか順調なんでいいんですけれども、木材のほうはまだまだ厳しいのかなあというふうに思っておりますが、ここら辺の上伊那の全体の木が向こうのほうの都会のほうで環境譲与税が使われることによって使われれば、それは最高だと思うんですが、森林組合等でいかに売っていくかというところで、またそちらのほうへいろいろな意見を聞いたりして、働きかけをしたいと思います。
好村議員	ちょっと夢を語りましたが、見通しとして、やはり林業ですし、昨日、町長も政治とはそんなに3年でどうのこうのっていう話もあったかと思います。林業は、30年から、私ももう生きていない多分100年後まで続いていくことですので、見通しとしてちょっと売り込み先の確保も考えておかないと、町長がおっしゃる今後もうかる飯島町につながりませんので、そういった林業の伐採、川上から川下までの流れで林業を推進することを求めて、最後の質問に移ります。
	1－3、木質バイオマス発電事業者の誘致獲得にも町が率先して林業を振興する覚悟、態度を示す必要があるかと思うがという質問です。ちょっと過激な表現をしていますけれども、木質バイオマス発電事業者との交渉はいろいろな課題があるとうわさ程度には

聞いております。今現在の状況はどうなっていますでしょうか。これは、ちょっと相手もあることですので、答えられる範囲で結構です。また、課題はどういったことが今浮かんできているのでしょうか、それに対してどのようにしていくのか、その点について伺いたと思います。

町 長

これまで答弁させていただきました森林経営管理制度等の林業振興を図るためには、町が先導していく必要があると考えております。これらを進めていくことで林道や作業道の整備といった課題も浮上しますけれども、そのほかに建築材として使えるA材、集成材に使われるB材、チップやペレットに使えるC材やD材など、全ての木材が活用されますし、少なからず企業誘致にも寄与していくものと考えております。しかしながら、発電となりますと、バイオマス発電なんですけれども、発電となりますと膨大な量の材が必要となりますので、安定的な供給を確保するためには、当町のみならず、広域的な協力が必要であり、事業者の努力も不可欠です。議員さん方と一緒にバイオマス発電を見学するたびにも出て見ていただきました。地元のチップ会社にも足を運んでいただきました。そういった中で、体系的に森林産業といううち森林を利用する、使用する、消化する、こういうためには、安定的にするには、やはりそれでバイオマスで発電するということが安定的に川上から川下へ物を流す一応のいい方法ではないかなと。建築資材にしても、これを加工したりしていると、輸入材等との比較になってきますので、やはり安定的に処理するには発電に回すことが大事なかと。それで、山に要らない木を残してくるんじゃないくて、全部運んでくる。運んできて、いいところは建築材、主にはバイオマス発電。そこで使えないものは、今までの計画だとほかの都市へ行って今使われている火力発電にそれが利用できるということで、全部消化する方法で、今、民間企業とやっております。これは大きな民間の企業の投資です。民間事業が今着々と上伊那、下伊那にわたっていろいろの調整をしているところでございます。今大詰めのところへ来ておるのかなというふうに思うところでございます。この施設の多くの部分が飯島町に来るという計画でやっておりますので、それができると新しい産業がそれによって起きてくると、飯島町の産業革命にも匹敵する新しい産業ができるのかなというふうに期待はしておるところでございます。民間企業の方向性がきちっと決まったら、まずは議員の皆様方に御案内申し上げて、御意見をお伺いし、そういう方法でいいのかどうか、また検討していただきたいと思っておりますので、私もその機会を楽しみにしておるところでございます。

好村議員

必死に取り組んでいただいているということで、もうちょっとつていうところで、さらなる努力を期待したいと思います。1つ、ちょっと1点言いたいのは、別に私、バイオマス発電、発電野郎ではないので、発電じゃなくても、今回、林業を通して町がよくなるかっていう趣旨で質問していますので、今後も取り組みを期待いたします。林業に対して町の職員の方も非常に頑張っていると思いますし、今、町長が音頭をとって営業部を立ち上げて、自然部会の方を中心に町民の森の整備であつたりとか、非常に頑張ってくださいしています。それ以外でもアウトドア部会、千人塚公園とかの利活用も今後進んでくると思われます。ただ、1点、ちょっと私が懸念しているのが、近年、上伊那、

飯島もよく出没していますけれども、熊さんが、熊が出没しております。先日、町長も観光は、以前もおっしゃられていましたけれども、地域の「光」を「観る」と、光を見に来たついでに熊とばったり会っちゃってっていうのもしやれになりませんので、いろんな面で林業、非常に取り組んでいく価値はある事業だと私は思っております。観光とか以外にも、林業はやっぱり災害の予防、最近ゲリラ豪雨とかで、中田切川とか、与田切川もそうですけれども、河川内に木がありますよね、それが一緒に流されてきて、どこかで引っかかって、せき止められて、河川の増水、そういった被害も想定されますし、いろんなことに林業っていうのはつながってきます。町長も生活安心空間とうたって、当地域をうたっていますので、環境譲与税のところでも言いましたけれども、確かに少ないんですけれども、30年後100年後、花開く事業だと、絶対に必要だと思いますので、そういった視点で取り組みを期待したいと思います。もう1点、ちょっと視点を変えます。なぜこの質問をしたかというバックグラウンドにもなるんですけれども、近くはないですが、ドイツの生産林は大体1,057万ヘクタールです。日本の人工林面積は1,040万ヘクタールで、ほぼ同じくらいです。ドイツの林業関連の産業人口従事者、大体約100万人です。国ですけどね、単位が。対する日本の林業従事者、昭和35年44万人、若干情報は古いですが、2007年度で約5万人まで減少しているのが今の状態です。ドイツの自動車産業の雇用者77万人、何が言いたいかっていうと、自動車産業を上回る雇用をドイツの林業関連で生んでいます。ドイツのこの数値は、先ほどちょっと町長も言ったかもしれませんが、林業、切る人ですね、木材産業、製材する方、家具、住宅、製紙などを含んだ数字ですが、驚異的な雇用人数だと思います。先ほど言ったように川上から川下までを考えると、ものすごい幅広い雇用を生む事業になります。当町も人口減によるさまざまな危機感を持っており、昨日も買い物する場所の確保問題など、最近出てきています。継続的に地域で買い物できる場所を維持するためにも、また出店やスーパーの誘致を促すためにも、就業者が増えるイコール消費者の確保、また育てるような施策が重要に今後なってくると思います。また少し、ちょっと話それで恐縮ですが、働く場所の確保が先か人口増が先か、卵が先か鶏が先かみたいな話にはなりますけれども、これについてはちょっとヒントを見つけました。先日、ニュースで広島県神石高原町という町があるんですけれども、人口8,000人ちょっと。人口増を狙って所有する宅地を何と坪8円、100坪買っても800円で、子育て世帯を対象に募集しましたが、5カ月たった今でも成約には至らなかったそうです。理由としては、やはり土地を手に入れられて家を建てられても働く場所がなかったらだめだったと、その町長がもっと就業に関するソフト面での支援を充実させるべきだったと言っております。つまり、きのう町長、心意気は1万5,000人だとおっしゃいましたけれども、人口増には働く場所の確保、雇用の創出が一番重要と捉える必要があると私は考えます。話はそれでしまったんですけど、そういった視点を踏まえて、林業振興につながる今回の木質バイオマス発電事業者とのお話、まとまるように、町長にはそういった意味も込めて最大限の努力と林業振興をする覚悟を求めますが、その点について町長の心意気をお聞かせいただきたいと思います。

町長	説得させられたんですけれども、森林が今これだけ成熟し過ぎちゃって弊害が生まれている、逆に川へ流木が流れてきたり、あれは熊が本当に出てくるんだけど、どうしてかねえ、木が大き過ぎちゃって熊の通る道がなくなっちゃったもんで山の中へ入っていけないのかなあ、それも自然の1つの熊との出会いなんですけども、そういったことで、我々の恵まれた資源であります。これを放置して寝かしておくことはないよねというふうに思っております。これは、やっぱり人間がそこで生きている限り知恵を働かさないと、逆にこれが大きな災害につながってくるという、生活を脅かすという、こういう状況になってきちゃうんじゃないかなというふうに思うわけで、森林を整備するという1つの目的ではありますけれども、多くの地域経済にかかわる影響も期待しております。山を整備する人、それを材にする人、そのまた余波の熱をうまく利用していくことを考えると、いろいろのことが考えられますし、もう既に、この熱について、こういう熱があるんだけどっていう話をすると、もしあったらどうするっていうのは、ちょっと、これは企業の中で、あれやりたい、これやりたいと、こういうお話が出てくるわけです。それが飯島町にあるということが大事で、これは大きなきっかけになるかなというふうに期待をしております。今、好村議員さんからも激励の言葉をいただきましたんですけれども、将来の30年を見据えて、この地域に子どもたちが帰ってきてくれるような、そういった産業につながることを私も祈っておりますのでございます。
好村議員	最後にまとめますけれども、最初は本当に小さい芽からかもしれませんが、林業振興を通じて観光振興、災害防止、また雇用創出イコール消費者を育てる施策を実施していただいて、町内での経済循環、材を都市部に売ってもうけるっていうのもいいんですけども、町内での経済循環に結びつけるように取り組むことを期待して、今回の私の一般質問を終わります。
議長	以上で本日の日程は終了しました。 これをもって散会とします。御苦労さまでした。
散会	午後2時57分

令和元年9月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

令和元年9月19日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 第 1号議案 飯島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例

日程第 3 第 7号議案 平成30年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 第 8号議案 平成30年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 第 9号議案 平成30年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 第10号議案 平成30年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 第11号議案 平成30年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 第12号議案 平成30年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 第13号議案 平成30年度飯島町水道事業会計決算認定について

日程第10 第14号議案 令和元年度飯島町一般会計補正予算（第4号）

日程第11 第15号議案 令和元年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第12 第16号議案 令和元年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第13 第17号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第14 第18号議案 令和元年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第15 第19号議案 令和元年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第16 第20号議案 令和元年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第17 請願・陳情等の処理について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第18 議員派遣について

日程第19 議会閉会中の委員会継続調査について

1 町長あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（１２名）

１番	滝本登喜子	２番	三浦寿美子
３番	久保島 巖	４番	中村 明美
５番	橋場みどり	６番	好村 拓洋
７番	折山 誠	８番	坂本 紀子
９番	浜田 稔	１０番	本多 昇
１１番	竹沢 秀幸	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 唐澤 隆 総 務 課 長 唐澤 彰 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 那須野一郎 健康福祉課長 中村 杏子 産業振興課長 久保田浩克 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 下條 伸彦 会 計 管 理 者 大島 朋子 企画政策課財政係長 小林 正司
飯島町農業委員会 会 長 片桐 孝明	飯 島 町 農 業 委 員 会 事 務 局 長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 林 潤
飯島町代表監査委員 羽生 收一	飯 島 町 監 査 委 員 事 務 局 長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和元年 9 月 1 9 日 午前 9 時 1 0 分
議 長	おはようございます。町当局並びに議員各位には、大変御苦勞さまです。 本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中は、それぞれ本会議を初め各委員会における付託案件につきまして大変御熱心な審査に当たられ、感謝を申し上げます。 去る 9 月 6 日の本会議におきまして付託いたしました条例案件 1 件、決算案件 7 件、補正予算案件 7 件、陳情案件 1 件について、それぞれの委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。各案件につきまして議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされますようお願いいたします。 これより本日の会議を開きます。本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第 1 諸般の報告はありません。
議 長	日程第 2 第 1 号議案 飯島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例 を議題といたします。本案につきましては社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長からの委員会審査報告を求めます。
社会文教委員長	それでは、付託された案件審査のために 9 月 12 日、社会文教委員会を開催し審査した結果を御報告申し上げます。 初めに質疑について申し上げます。問い「給食費保護者負担額 3,000 円は改正前の現在もそうか。」答え「改正前は 4,800 円で、改正後は 1,800 円を町が単独で負担し、3,000 円が保護者負担になる。」、問い「国の今回の改正は確定しているものか。基準額等に変更はないか。」答え「明確な指針が市町村におりていないため、現在示されている基準額等を想定した条例制定及び補正予算議案となっている。」、問い「基準額が減額されるなど想定と異なる結果になった場合の対応はどうするのか。」答え「現状では町の負担増となる。国の制度改正による保護者負担の軽減が遅延することなく速やかに適用されることを優先したものである。」、問い「10 月以降の町の財源負担は従来と変わるか。」答え「想定どおりであれば、軽減分は国庫負担であり、町の負担は給食費以外変わらない。」 討論、賛成討論「本条例が制定されることで保育料の無料化が当町でも円滑に制度化できるために賛成。」、反対討論はございませんでした。 採決は、全員一致で可決すべきものと決定をいたしました。以上、報告申し上げます。
議 長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

	(なしの声)	
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。折山委員長、自席へお戻りください。 これから討論を行います。討論はありませんか。	
2 番 三浦議員	それでは、賛成討論をいたします。飯島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例について賛成といたします。3 歳以上の副食費は、今まで 4,800 円相当が保育料に含まれておりました。10 月から副食費については保護者負担が 3,000 円となります。今回の子ども・子育て支援法では、副食費は含んでいませんので、保護者負担もやむを得ないと判断をいたしました。しかし、今回の保育料無料化に伴う副食費について、全国には全額自治体負担とした市町村もあり、町としても今後検討の余地があるのではないかというふうにも考えております。今後の課題として研究するよう求め、賛成といたします。以上です。	
議 長	ほかに討論はありませんか。	
	(なしの声)	
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 1 号議案 飯島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例について採決します。 お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。	
	(異議なしの声)	
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 1 号議案は原案のとおり可決されました。	
議 長	日程第 3 第 7 号議案 平成 30 年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について 日程第 4 第 8 号議案 平成 30 年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 日程第 5 第 9 号議案 平成 30 年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 日程第 6 第 10 号議案 平成 30 年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 日程第 7 第 11 号議案 平成 30 年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 日程第 8 第 12 号議案 平成 30 年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 日程第 9 第 13 号議案 平成 30 年度飯島町水道事業会計決算認定について 以上、第 7 号議案から第 13 号議案までの平成 30 年度決算 7 議案を一括議題とします。本案につきましては決算特別委員会に審査を付託しており、お手元に配付のとおり決算特別委員長から委員会審査報告書が提出されております。それでは、一括してそれぞれの議案に対する委員長の審査報告を求めます。	

委員会審査報告を申し上げます。去る9月6日の本会議において本委員会に付託された第7号議案 平成30年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について、第8号議案 平成30年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、第9号議案 平成30年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、第10号議案 平成30年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、第11号議案 平成30年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、第12号議案 平成30年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、第13号議案 平成30年度飯島町水道事業会計決算認定については、9月6日から16日に委員会及び分科会を開き、説明員として理事者及び関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり全てについて認定すべきものと決定しましたので報告いたします。

なお、審査の経過、その過程に出された意見について申し上げます。

初めに、総括的な説明を受けた中での主なものを報告します。問い「決算規模で大型事業の完了によるとあるが、事業は何か。」答え「小中学校、社会体育館の天井耐震補強工事が1億4,000万円、千人塚拠点施設400万円などである。」、問い「ふるさと応援基金が減少したが、今後の予想は。」答え「1億円から約5,000万円に減少した。払い戻しの割合が3割になったことと、フルートの返礼品が認められなかった。国の返礼品の産品認定はまだで、大きな増は認められない。」、問い「実質単年度収支が約5,000万円の赤字だ。過去、リーマンショックなど突発的事業以外、赤字になったことはなかった。この間の財政運営レビューは行われたのか。補正がなく、財政運営に検討はなされたか。」答え「赤字や黒字になることは起こり得る。これから先、実質収支が一定であればよいと思う。基金の積み立てや執行状況を把握することにより、専決でなく、早く補正することに努めてきた。」、問い「突発的事業があつて赤いなら仕方ないが、今回はそうではなく、赤字ということがわかっていれば措置されるべきであり、28・29年度の中でやるべき、努力すべきであった。この原因を調べるべきであった。次年度は黒字とする必要があるということだが、どうか。」答え「次年度に向けた反省材料とする。」、問い「このことは企画政策だけでなく全ての課で補正を行うことを指導しているか。」答え「年度途中で促している。」、問い「過剰の査定や次年度に送られている事業がある。分析、検討はされているか。」答え「実施計画など、やりたいことはたくさんあるが、把握しづらい。先送りだけでなく、当年度に執行することも必要だ。」、問い「基金は微増している。今後の見解は。」答え「積み立てていかないと、公共施設整備など6,000万円取り崩して使いたい事業もある。バランスをもって取り組んでいく。」、問い「財政力指数は0.41であるが、今後どの辺を維持できそうか。」答え「基準財政需要額はある。固定資産や企業誘致などで自主財源を高める。」、問い「人口減少であるが財政需要額は増えている。分析は。」答え「社会福祉費、公債費などの増が原因。」、問い「行政報告書のまとめの文で起債の新規発行抑制とあるが、今後大きな事業があるのに抑制すると逆に悪化となる。国の有利な補助財源の確保、事業の厳選に取り組むなどという文にすべきだが。」答え「誤解を招かないような文にするなど、努力する。」。

次に、主査報告に対しての質疑の主なものです。問い「行政評価書の中で、飯島駅管理費の改善項目で具体的な取り組みと財産管理の紅葉園の管理の記載に対する説明、質問はあったか。」答え「2つともなかった。」、問い「戦略会議の質問は役割のみの議論である。中身がない。観光協会、営業部との関連は。」答え「戦略会議は企画、営業部は地域資源、観光資源の掘り起こし、観光協会が実戦部隊である。」、問い「虐待と保育園児の虫歯の報告では、町と全国との比較は適切に補足されているかという問いはあったか。」答え「質疑はなかった。」。

次に、総括質疑の主なものです。問い「行政評価書記載方法は整合性が欠けている。実施と評価欄の記載が重複している。実施欄にできなかった理由の記載や実施欄に詳細の記載があるが、必要なのか。評価書に報告書のページが書かれているので、そうであれば報告書に詳細を記載すればよいのでは。また、評価書の作成時期は。」答え「行政報告書の中に入れ込むと膨大なページ数となる。評価の記載の仕方は改善に努める。作成時期は、予算が確定してからで、7月の初めに行った。」、問い「生涯学習は事業が多過ぎるのではないか。代休、有休はとれているか。人材確保がなければ有効な事業展開とされない。人員確保や事業委託、整理などは考えているか。」答え「生涯学習は7人体制であるが、代休はとりにくい。イベントなど時代的な役割を果たしたものは整理して考えていく。」、問い「戦略会議は予算に対して半分の会議の開催であった。当初は実行部隊としての会議であると聞いていたが、事業を30年度で取り組んでほしかった。どうしてできなかったのか。」答え「この会議は総括的なものだ。営業部で資源の掘り起こしを行い、観光協会で実践するという事で、この3者合同会議でモニターツアーの計画などを決定する。行政が音頭をとるのではない。町民の皆さんに分担を担っていただきながら行うので、その浸透に時間がかかる。」、問い「循環バスの交通弱者、運転免許返納者に対しての支援策は。無料チケット、半額サービス、福祉タクシー券など。」答え「福祉とも連携し、使い勝手、往復の問題、利用状況も考え、免許返納者への支援は考えていく。無料チケットは課題だ。」、問い「観光戦略で移住者が増えているのは定住促進事業の成果であるし、ホームページの管理は文書情報係で、アクセス数が増えている。この定住促進と文書情報係との連携強化を。」答え「ホームページは町の窓口であり、内容の充実したニュース、情報を並べるべきと考える。行政、催し物などの各課の連携がスピーディーでないかなと思っている。」。

討論では、一般会計の賛成討論です。1つ、人手不足の中で工夫しながら執行したことを評価する。福祉医療の窓口完全無料化、保育園の歯科検診の取り組み成果が上がった。1つ、地域創造課の新設、中央クリニックやつどいのクリニック柿田の開院、石楠花苑西の駐車場建設、インフラ整備など、住民要望に応えたことを評価する。1つ、飯島運動場トイレ改修、ひきこもり対策に先進地である取り組みを行ったことを評価する。1つ、町民の立場に沿って送迎バス、自治会、区会の負担軽減を評価。過剰な査定や積み立てなど財政運営に疑問、課題があり、経済的な対策を求めて賛成とする。

国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計は、討論はありませんでした。

		水道事業会計、賛成討論です。積極的な配水管の設置を評価する。経営が厳しい中、近隣との連携に取り組むことを高く評価する。
		以上、主なものを報告させていただきました。
議	長	これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。
		(なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで討論を終わります。滝本決算特別委員長、自席へお戻りください。
		以上で平成 30 年度決算 7 議案に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。これから議案ごとに討論、採決を行います。
		最初に、第 7 号議案 平成 3 0 年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。初めに反対討論はありませんか。
		(なしの声)
議	長	次に原案に賛成討論はありませんか。
4 番		
中村議員		賛成討論をいたします。厳しい財政の中、それぞれの課が無駄削減に努力し、各事業の充実努められたことを高く評価いたしますが、1 つ申し上げたいのは、税収納率向上にさらなる努力を求めることを申し添えたいと思います。と申しますのも、町財政をつかさどるかなめの一部であります町税収納結果から、収納未済額では個人町民税 200 万円余、過年度分を含めると 610 万円余、固定資産税は 510 万円余、過年度を含めると 1,570 万円余、自動車税を含めると町税の収入未済額は 2,210 万円余となりました。内容を見ますと、過年度分の収納率は上がっており、努力を評価いたします。一方、現年度分ではすべて前年度を下回る収納率で、法人税では前年度より 0.4%減の 170 万円ほど少なくなりました。また、固定資産税では 1.74%減の 1,110 万円余が減額となりました。国保税においても収納率が落ちております。収納の業務は地味であり、想像以上に職員は気を遣い、試行錯誤で努力した結果の数字と判断いたしますが、未納者の形態も分析できていると委員会審査の中で説明がありました。さらなる分析で、今後は該当の方々納税の義務を果たし、達成感をもって自信ある生活ができるよう、各課の連携を求めます。また、現年度の納税を優先し、該当者が前向きになれるような対応に努めていくことを申し添え、賛成といたします。
議	長	ほかに討論はありませんか。
8 番		
坂本議員		賛成の立場で討論いたします。総括の中で出された意見は、組織改革のこと、それからまた飯島町の庁舎を中心とした福祉、医療、教育、文化施設ができたということは、今後、町の中心部にとっては非常にいいことだと思いますし、この空間の中で滞在し楽しめる場を政策の中で今後どのようにつくっていくかということは課題となってきますが、1 つ申し添えたいことがあります。再度検討していただきたいことを 1 点申し添えます。毎月、自治会を通して配られる町の大切な情報誌のいいじま未来飛行を自治会未加入者の希望者 20 人に年間 1,000 円いただいて郵送することになったと伺いました。現

在、当町の日本人世帯の3,420世帯のうち自治会未加入世帯約15%として送料を計算しますと約50万円ぐらいになります。未加入でいるにはそれぞれ何らかの理由があるわけです。町の政策を知ってもらい飯島町の活動に参加してもらうためにも、ぜひ、行政サービスと言える広報を送るということを、何らかの方法を使い本人の負担なしで届けていただきたいと強く求めまして、賛成といたします。

議長
2番
三浦議員

ほかに討論はありませんか。

それでは、平成30年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について認定の賛成の立場で討論をいたします。大きく3つの事業について評価をしたいと思います。私、長い間、議員をやっております、その中で要望などをしてきた経過の中で3つのことを評価したいなあというふうに思っております。1つは、ようやく飯島運動場のトイレの水洗化ができたということです。飯島運動場のトイレの改善を求める住民要望があり、平成25年に、私、一般質問で改修を求めました。平成27年に、災害時の避難所であることから、再度早い改修を求めた経過もあります。平成28年度に指定避難所トイレ整備事業として予算計上されたものの、飯島運動場は補助対象とならずに実施に至りませんでした。私は補助がなくても町単独で実施すべきと今でも思っております。平成28年度当初予算に盛り込まれていた事業であり、補助対象とならなくても早期に実施すべき事業であったのではないのでしょうか。今後は、他の事業の実施に当たって、住民要望、防災の見地など、さまざまな立場から、優先度も踏まえ、財調の取り崩しも含め速やかな対応を望むものです。2つ目は、子どもの医療費の完全窓口無料化の実施です。再三にわたって福祉医療費の窓口無料化を求めてまいりました。多くの市町村ではレセプト代の支払いが必要であります。医療費の負担が要らないことで子育て中の皆さんに大変喜ばれています。大変すばらしい決断であったと私は評価するものです。今後は、障害者の福祉医療費が窓口無料になるよう取り組んでいただきたいと思います。3つ目は、ひきこもり対策です。専門医の配置、ひきこもりサポーター養成講座の実施で11人のサポーターの登録ができました。訪問や相談など支援体制の充実が進んだことを評価するものです。先進的な取り組みであり、住民の皆さんが気軽に相談できる窓口として期待をしております。つどいのクリニック柿田医師の開院も大変に心強いものです。ひきこもりについて住民の皆さんに広く知ってもらい、理解を深めてもらう取り組みにも期待ができます。以上3点について評価をし、認定すべきものとして賛成をいたします。

議長

ほかに討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第7号議案 平成30年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議	長	お座りください。起立全員です。したがって、第7号議案は原案のとおり認定することに決定しました。 次に、第8号議案 平成30年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第8号議案 平成30年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。 この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。 〔賛成者起立〕
議	長	お座りください。起立全員です。したがって、第8号議案は原案のとおり認定することに決定しました。 次に、第9号議案 平成30年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第9号議案 平成30年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。 この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。 〔賛成者起立〕
議	長	お座りください。起立全員です。したがって、第9号議案は原案のとおり認定することに決定しました。 次に、第10号議案 平成30年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第10号議案 平成30年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。 この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。 〔賛成者起立〕
議	長	お座りください。起立全員です。したがって、第10号議案は原案のとおり認定することに決定しました。 次に、第11号議案 平成30年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)

議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 11 号議案 平成 30 年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。 この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。 〔賛成者起立〕
議 長	お座りください。起立全員です。したがって、第 11 号議案は原案のとおり認定することに決定しました。 次に、第 12 号議案 平成 30 年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 12 号議案 平成 30 年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。 この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。 〔賛成者起立〕
議 長	お座りください。起立全員です。したがって、第 12 号議案は原案のとおり認定することに決定しました。 次に、第 13 号議案 平成 30 年度飯島町水道事業会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 13 号議案 平成 30 年度飯島町水道事業会計決算認定についてを採決します。 この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定すべきものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。 〔賛成者起立〕
議 長	お座りください。起立全員です。したがって、第 13 号議案は原案のとおり認定することに決定しました。
議 長	日程第 10 第 14 号議案 令和元年度飯島町一般会計補正予算（第 4 号） 日程第 11 第 15 号議案 令和元年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） 日程第 12 第 16 号議案 令和元年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） 日程第 13 第 17 号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 2 号） 日程第 14 第 18 号議案 令和元年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第

1号)

日程第15 第19号議案 令和元年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第1号)

日程第16 第20号議案 令和元年度飯島町水道事業会計補正予算(第1号)

以上、第14号議案から第20号議案までの令和元年度補正予算7議案を一括議題とします。本案につきましては、予算特別委員会に審査を付託しており、お手元に配付のとおり予算特別委員長から委員会審査報告書が提出されております。それでは、一括してそれぞれの議案に対する委員長の審査報告を求めます。

予算特別委員長

それでは、本定例会初日に予算特別委員会に付託されました令和元年度予算関連7議案につきまして委員会審査報告を申し上げます。

審査を付託された議案は、第14号議案 令和元年度飯島町一般会計補正予算(第4号)、第15号議案 令和元年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、第16号議案 令和元年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、第17号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第2号)、第18号議案 令和元年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、第19号議案 令和元年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、第20号議案 令和元年度飯島町水道事業会計補正予算(第1号)であります。

予算特別委員会は、総務産業、社会文教の2つの分科会を設けて、各所管事務の審査を求め、9月13日から16日までの間に委員会並びに分科会を開催して慎重に審査を行いました。結果は、お手元の報告書のとおり、付託された7議案の全てを可決すべきものと決定しました。

審査内容を報告いたします。特別委員会では、2つの分科会からの審査報告を全員で精査し、さらに執行部への総括質疑により掘り下げた審査を行いました。ここでは7議案を一括し、質疑と審査の要点を報告いたします。分科会では各事務事業の詳細についての質疑が行われましたが、7予算の可否にかかわる指摘はありませんでしたので、ここでは報告を省きます。特別委員会の審査では、当初予算との関係や補正額の処理をめぐっての質疑がありました。問い「道路維持費補正は当初予算に計上できなかったのか。」答え「当年度に現地調査する中で緊急性が認められたための補正である。」、問い「介護保険特別会計での差し引き額の調整を予備費計上した理由は何か。」答え「保険給付費の伸びが予測されたため準備基金に積み立てず、また保険給付費には負担割合の変動があるため一旦予備費に計上した。」。一方、質疑を通しての指摘もありました。田切の里移動販売の委託料75万円の補正は最初の見積もりが甘かったのではないかと。小中学校の教職員用パソコンの更新は当初予算に計上するべきだった。ウインドウズ7のサポート終了は以前からわかっていたことだ。この件に限らず、本来当初予算に計上するべき事業が先送りされていないか精査をすべきであるなどであります。

次に、討論について報告します。第14号議案、一般会計補正予算(第4号)への賛成討論として、「個人住民税の補正、基金繰り入れを減額して予備費を増額したことで今年度の事業に反映できる。9月の補正予算としてよく組み立てられており評価する。今後

も事業執行状況を検証し、不用額を新規事業に活用するよう求める。」。他の6議案への討論はありませんでした。

以上述べました審査により、予算特別委員会では第14号議案から第20号議案までの7議案全てを可決すべきものと決定した次第であります。以上、予算特別委員会の審査報告といたします。

議長 これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。浜田予算特別委員長、自席へお戻りください。

以上で令和元年度補正予算7議案に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

最初に、第14号議案 令和元年度飯島町一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第14号議案 令和元年度飯島町一般会計補正予算（第4号）について採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案 令和元年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第15号議案 令和元年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第16号議案 令和元年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第16号議案 令和元年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決します。

		お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 16 号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第 17 号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 17 号議案 令和元年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について採決します。 お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 17 号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第 18 号議案 令和元年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 18 号議案 令和元年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について採決します。 お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 18 号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第 19 号議案 令和元年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 19 号議案 令和元年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について採決します。 お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 19 号議案は原案のとおり可決されました。 次に、第 20 号議案 令和元年度飯島町水道事業会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第20号議案 令和元年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）について採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なしの声）

議 長

異議なしと認めます。したがって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第17 請願・陳情等の処理について議題といたします。

先ほど申し上げましたとおり、去る6日の本会議において社会文教委員会へ審査を付託しました陳情等について、お手元に配付のとおり委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。これから委員長報告を求めます。

社会文教委員長

9月13日、社会文教委員会を開催しまして審査した結果を報告申し上げます。

参考人として高校再編を考える上伊那の会代表代理 久保田逸巳氏に同席をしていただきました。参考人に対する質疑を申し上げます。問い「総合学科高校の生徒数が減少している理由として普通科がないことが要因として多い、そういう補足説明がされたが、その根拠は。」答え「教員の経験から、高校の進学高校の選定をするときに将来の方向が見えていない生徒が増えており、そのような生徒は普通科を希望することが多かったことから推測して申し上げた。」、問い「7年間で生徒は100名しか減少しないという補足の説明があったが、もっと長期の将来を展望すべきでは。」答え「拙速な改革をすべきではなく、今はまだ減少に応じた少人数学級を目指すべきだ。」、問い「御会では南部から普通科がなくなる心配をしているのか、それとも赤穂高校がなくなることを心配しているのか。」答え「赤穂高校も駒ヶ根工業高校も上伊那農業高校もそれぞれ大学の推薦枠を持っている。また南部以外からの生徒も多く、人気のあるそれぞれの高校である。統合や閉校をさせたくないものである。」、問い「統合はいつごろから始まると思われるか。」答え「方針が決定すれば、早くても4年後以降。要望を実現していくためには、計画が決定する前の今が大切だ。」、問い「私の卒業した高校は統合した。計画当初反対が多かったが、今日では活力ある運営が行われ、高校の魅力はさらに増した。統合は悪いことばかりではないのでは。」答え「メリットもあると思うが不安のほうが多い。」

討論、賛成から申し上げます。賛成討論。上伊那協議会案にそれぞれ校名を当てはめることができ、南部の普通科高校の存続が危ぶまれる。町内からやむを得ず高遠高校へ通っている生徒を知っているが、本人も親も大変そうだ。協議会の地域説明会にも出席したが、多くの出席者は生徒数減少に伴う少人数学級を望んでいた。反対討論。生徒数が減少していく長期を展望した改革であるべきだ。提案書には具体的な校名の記載はない。想像によってはならない。総合学科は今後の発展が期待できる。大学の推薦枠の減少を危惧する声もあるが、少子化に伴い学生数が減少する中、各大学は生徒の確保が課題となり、推薦枠も増えるんじゃないか。反対討論。地域の高校生の声も聞き、教育環境も時代とともに変わっていくべきと思う。我々が判断するのではなく、協議会の判断を見守っていくべきではないか。

		採決、賛成 1、反対 4 で不採択にすべきものと決定しました。以上、報告申し上げます。
議 長		これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。折山社会文教委員長、自席へお戻りください。 以上で請願・陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。 これから討論、採決を行います。 元陳情第 10 号 上伊那協議会の県教委への『意見提案』に「上伊那南部の高校に普通科を存続すること」の加筆を求める陳情書について討論を行います。初めに賛成討論ありませんか。
2 番 三浦議員		それでは、賛成の討論をいたします。まず最初に、陳情者の宮下与兵衛さんは教育学の専門家であり、長年、上伊那の高校で教鞭をとられた方です。上伊那の高校の成り立ち、歴史、地域性を十分理解した上で、子どもたちの高校再編による学びへの影響を危惧している方であります。上伊那地域の高校の将来像を考える協議会の意見提案から上伊那南部の高校に普通科がなくなることに対して危惧をしていることが理解できます。高校の配置として都市部存立普通校、総合学科高校、総合技術高校を示しています。意見提案には高校名は入っていませんが、現状の高校の特徴から都市部存立普通高校に当てはめると、伊那北、弥生、赤穂の普通科が 1 つに、総合学科高校の対象は駒工、赤穂の商業科、総合技術高校は駒工の工業科、上農の農業科となることが読み取れます。私の周りで都市部普通科高校、総合学科高校、総合技術高校とはどのような高校なのか理解している人は少ないです。こういう状況でも十分議論し、意見交換をして住民の要望が得られたとしていることに問題があるように思います。子どもたちにとって何が望ましいのか、まだまだ議論も住民への周知も住民理解も得られていないことが一番、この問題について問題があるというふうに考えております。このような意見提案がされれば、地元の要望と県教委は受けとめ、結果として上伊那南部から普通科がなくなってしまうことが想定されます。このことから、南部の普通科の存続を加筆するよう求めてほしいとの陳情であり、反対する理由は見当たりません。上伊那南部に普通科を存続することの加筆を求める陳情に賛成するものです。
議 長		次に反対討論はありませんか。
3 番 久保島議員		それでは、この陳情に反対する討論を申し上げます。まず、7 年後ということについては非常に短期間であると、もう少し長期で見ないと高校再編っていうものは本当に論じられないんじゃないかというところが 1 点。次に赤穂高校の普通科がなくなるとはどこにも書いていないということ、そこは問題であると。たとえ百歩譲って赤穂高校なり南部に総合学科というものができたとして、総合学科の P R っていうことに関しては少しおくと、都会では総合学科が非常に効果をあらわして有名大学等に進学して

いるという例が数多くある、かえって総合学科のほうが成績を上げているという例もあるということを見ると、総合学科というのは、これからの方向性としては間違いではないと。それから、これから少子高齢化となっていく中で、赤穂高校なりの推薦枠がとれなくなるという表記もございましたが、これについても、大学側は必死であり、推薦枠を広げるという形は十分考えられるということで、心配はないと。要するに、この陳情について採択すべき点は1つもないということで、賛成をいたしかねるというものでございます。

議長
8番
坂本議員

次に賛成討論ありませんか。

賛成の立場で討論いたします。先ほどから、この文章の中には、この提案書の中には高校名が記されていないという話がありますけれども、大体この内容を見ればどこの高校がどういうふうな状況というのはわかるわけでありまして、特にこの中で陳情者が言っているように、南部、上伊那南部、隣へ行けばすぐ下伊那になるわけですがけれども、その中に赤穂高校が現在あるわけですがけれども、それがなくなって総合学科になるというような形のことがこの中から読み取れるわけでございます。そして、これがなくなるということは、飯島に関して言えば、伊那市ないし高遠、それから遠くに行かなければいけない、松川とかありますけれども、そういうところを選んで行かなければいけないということで、飯島町の生徒にとってもメリットがあるとは思えないわけでございます。また、それで、普通科がなくなってどうなるかという、総合学科というものをつくると、新設するといっておりますけれども、現在の、昨年ことしの県内の総合学科の募集の状況を見ますと、昨年もマイナスでしたし、ことしもマイナスということで、生徒にとっては普通科の要望が多いということがうかがえます。先ほど久保島議員がおっしゃいました都内では総合学科が非常に活発にというか、生徒さんの優秀な人たちが集まっていっているとはいえますけれども、長野県内においての高校の数は決して、人口比率で言っても少ないほうでございまして、その中で普通科がなくなるということは、高校生にとっても――高校生っていうか、中学生が高校を受験するという段階にとっては、非常にどうしていいかというところで大変だと思います。

それで、あと、これは、高校がなくなるということは伊那谷全体の地域の中で非常に重大なことだと思っております。そういう中で、この話し合いにというか、テーブルに乗せる方たちも、もっと広く多くの方たちが話し合いをして、実際、地域の中で高校がどういう位置を占めるのか、そういうことも時間をかけて話すべきだと思います。

また、先ほどの委員長の報告の中で7年間で100名しか減少しないという趣旨の説明がありましたが、このように急いだ形の中で結論を出す必要がないと思ひまして、南信地区に普通科が減るということは当町にとっても非常に不便、中学生にとって選ぶという領域を狭くするということで、ぜひ普通科を入れてほしいということは陳情書のとおりだと思いますので、賛成といたします。

議長

ほかに討論はありませんか。

9 番

浜田議員

この陳情に賛成の立場から討論いたします。この陳情は、特に今回の高校再編問題を南部に限った陳情になっております。ですけれども、高校再編の動き全体に対して依然として大きな問題をはらんだまま答申がなされるということに対しては、大変な違和感を覚えるものであります。その理由は、1つは、具体的な校名を挙げないという形をとりながら、実際に報告書、上伊那の高校再編の検討会の報告書を見ますと、ほかに解釈のしようがない書き方がされている。要するに、日本語で直接書いたか書かなかったかという違いだけにとどまっているというふうに思います。その傍証といいますか、間接的な証拠としては、同じ審査が行われている時期に上伊那の校長会が私案という形でほぼ我々が想像しているような高校再編案を提案しているということの中に見てとれるんじゃないかというのが1点。それから、もう一つは、長野県全体の町村会がもっと具体的な高校名を挙げるべきだと、これではわかりにくいということを県教委に要望している点がもう一点。こういうところから見て、実際には具体的な校名ありきの再編計画案は間接的な形で日本語表記されたもんだと言わざるを得ないというのが1つ目であります。

それから2つ目、生徒数の減少に関する考え方でありますけれども、日本の高校生の1クラス当たりの人数というのは約40名、これはOECD先進35カ国の中で最下位に属する、要するに一番高密度な人数であります。他国は30人前後になっています。これは、高校再編の一番基本になっている考え方に明らかに反することで、本来議論しなければいけないのは、私はその点だったんじゃないかというふうに思います。詰め込み教育ではなくて、深い学びを目標とするのが高校再編の旗印だったはずであります。しかしながら、現実の議論はそこには至らずに、むしろ高校の再編、数合わせ、これに終わっているんじゃないかということを私はもう一つ指摘したいと思います。

こういった結果、予想されるのは、明らかに赤穂高校を中心とする再編が南部で行われるということであります。この結果は一体何を意味しているかということでもありますけれども、既に高校の再編を進める側からの資料によっても、実は上伊那地区からの生徒の流出は既にかかなりの数に上っていると、公にされている中ではおよそ10学級分が諏訪地方もしくは下伊那に流出していると、そのくらい地域の生徒たちの通学を守ることができない高校の構成になっているということが基本になっていると思います。この問題の解決なくして、単なる数合わせ、あるいは経済的な合理性で多人数学級を維持したまま高校を縮小し統合すると、これは教育の基本に対して大きく反する流れではないかと思います。その意味で、この陳情書はそのことへの懸念を、とりわけ上伊那の南部に対して懸念を表明している陳情でありますので、これを深く受けとめる必要があるというふうに私は思いまして、賛成といたします。

議長

6 番

好村議員

ほかに討論はありませんか。

この陳情書に賛成の立場から討論いたします。まず、少子高齢化と言っておりますけれども、この上伊那地域、南信もそうですけれども、今、必死こいてといいますか、リ

ニア中央新幹線、三遠南信自動車道、今後、日本の中心として頑張っていくっていう中で、子どもの教育、子育ての面で、やはり選択肢を狭めるっていうようなことには断固反対したいと思います。また、さらに、この陳情は、あくまで協議会の意見提案に加筆してくれという立場のもので、最終的に決定するのは協議会だと思います。それすらも、加筆を求めるっていうことを飯島町議会としてやらないっていうのは、私としては理解ができません。

今後の教育の効率化、私が高校のときは、やはり幾つかの選択肢の中から高校に進学しましたし、どこの学校が統廃合するかっていうのは明確にはうたっていないので私にはわかりませんが、ただ、子どもたちの選択肢をなくすっていうことに関しては、非常に今後も注視していきたいと思いますし、よって、この陳情書に賛成といたします。

議長
4番
中村議員

ほかに討論はありませんか。

この陳情に対して反対の立場で討論を申し上げます。今、賛成の皆様の討論を伺っている中で、メリットはない、赤穂高校がなくなるとか、選択肢が狭まるとかというようなことを討論の中で言われておりました。いずれも思われているというようなことであって、断言できるものではありません。全ては、これからの日本を担っていく我が地域の子どもたちがどういう将来を展望し高校を選択していくか、それを上伊那だけにとどまるように高校を編成するとか、そういう何かすごく狭い考え方に、今聞いていて思いました。このグローバル社会です。飯島から中学を卒業して海外へ勉強をしに行く、または東京、いろんなところに、自分の勉強のしたいところを選択する、そんな時代になっているのに、それをちっちゃな1つの地域の中で必死はっしになって子どもたちを狭めるような、私は、それこそ狭めると思います。もっと選択肢を広く、きょうも県のほうへ要望に行かれた記事がありましたけれども、総合学科なり、いろいろなグローバル社会に対応できる上伊那高校編成というのは、時代を見て、そして考えていってもらっていることは、強く上伊那の中から要望していかなければ、逆にこのままでは取り残されてしまうということが考えられると思います。まだまだ最初の段階です。これから、住民とか子どもたちへのいろいろ意見を収集していく、そういう段階に入ってくると思います。とても狭い考え、これでは上伊那の子どもたちがかわいそうだと私は思えてなりません。よって、この陳情に反対といたします。

議長

ほかに討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

元陳情第10号 上伊那協議会の県教委への『意見提案』に「上伊那南部の高校に普通科を存続すること」の加筆を求める陳情書について採決いたします。

お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。ここで念のため申し上げます。委員長報告は不採択であります。議事の整理上、本陳情の採択について採決をとります。この採決は起立によって行います。本陳情は原案を採択することに賛成の方は御起立ください。

議	長	〔賛成者起立〕 お座りください。起立少数です。したがって、元陳情第 10 号は不採択とすることに決定しました。
議	長	日程第 18 議員派遣についてを議題といたします。 お諮りします。会議規則第 124 条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、本件については別紙のとおり議員派遣することに決定しました。
議	長	日程第 19 議会閉会中の委員会継続調査についてを議題といたします。 会議規則第 72 条の規定により、お手元に配付のとおり議会閉会中の継続調査について各委員長から申し出があります。 お諮りします。申し出の事件について議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、本件については各委員長から申し出のとおり継続調査といたします。 以上で本日の会議は全部終了しましたので、会議を閉じます。 ここで町長から議会閉会のごあいさつをいただきます。
町	長	9 月議会定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。去る 9 月 6 日から本日まで 14 日間の会期をもちまして開催されました 9 月議会定例会、議員各位におかれましては、慎重審議をいただき、上程いたしました各案件の全てを御議決、御承認をいただきまして、まことにありがとうございました。特に、今議会は決算議会として平成 30 年度の各会計決算に対する審議とともに、令和元年度予算の補正予算など重要案件を審議いただきました。議案審議並びに一般質問などを通じて賜りました御意見や御提案につきましては、私以下全職員が重く受けとめて、細心の注意を払いながら今後の町政運営に全力で取り組んでまいる所存でございます。 あわせまして、今議会には羽生代表監査委員さん、片桐農業委員長さんの御出席をいただきまして、審議を御傾聴たまわりまして、まことにありがとうございました。 特に羽生代表監査委員さんには、平成 30 年度各会計決算審査並びに財政健全化審査等の結果について御報告をいただきまして、ありがとうございました。 さて、この 9 月 8 日から 9 日にかけて台風 15 号が関東を直撃し、特に千葉県内では過去に類を見ない台風被害が発生しております。風速 60 メートルを超える暴風雨により屋根や屋根瓦が吹き飛ばされ、窓ガラスが割れたり壁に穴があくなどの被害が発生し、また倒木の影響で大規模な停電が発生し、1 週間以上たった今日でも復旧が進まず、今でも約 3 万世帯の皆さんが電気のない生活を余儀なくされております。停電の影響により

人工透析を受けられずに亡くなられた方や熱中症により亡くなられた方の報道もされているところでございます。改めて日常生活における電気の存在の大きさを実感しているところでございます。近年は全国各地で大きな自然災害が頻発しており、災害がいつどこで起こってもおかしくない状況であることを実感しているところでございます。自然災害に対しましては、町の体制の充実はもとより、地域の皆様を初め各御家庭でも常日ごろから備えていただく必要を改めて強く感じたところであり、町民の皆様と一体となった安全・安心のまちづくりへの取り組みを今後も一層進めてまいり所存でございます。

本年も半年が経過しようとしております。教育・福祉増進事業、産業振興事業、安全管理事業の行政の3大事業を着実に推進するとともに、私が掲げました風通しのいい行政へのチャレンジ、儲かる飯島町へのチャレンジ、田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジ、この3つのチャレンジを実現するための施策を推進してまいりました。それとともに、5年後10年後の町の将来を見据えた国道153号伊那バレーニア北バイパス改良促進期成同盟会の設立や上伊那DMO、伊南DMOの受け皿づくりとして観光地域づくりを進めるなどの布石を打ってまいってきたところでございます。これら進捗状況や課題を検証しながら、今議会でお認めいただきました補正予算による事業を加えまして、みんなが安心して暮らせる豊かなまちを目指し、今後もスピード感を持って取り組みをしてまいり所存でございます。

さて、飯島町でも実りの秋を迎えております。田んぼではコンバインが急ピッチで動き回り、果実の収穫もこれから最盛期を迎えるところとなりました。

議員各位におかれましては、時節柄、健康には十分御留意をいただきまして、一層の御活躍を心からお祈り申し上げ、9月議会定例会の閉会のあいさつといたします。今議会は大変ありがとうございました。御苦労さまでございました。

議長 以上をもって令和元年9月飯島町議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

閉会 午前10時28分

上記の議事録は事務局長 小林美恵の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員